

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第215期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 実
【本店の所在の場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本 真澄
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤本 真澄
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 （東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、  
投資家の便宜のため縦覧に供している。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第211期	第212期	第213期	第214期	第215期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	110,375	114,713	117,942	118,341	126,411
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	5,381	6,399	1,069	1,014	4,693
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	3,864	2,223	102	5,443	24,283
包括利益 (百万円)	3,811	3,027	1,975	5,387	22,014
純資産額 (百万円)	41,192	43,071	43,918	38,247	16,233
総資産額 (百万円)	190,403	191,399	190,003	186,333	149,430
1株当たり純資産額 (円)	257.67	303.57	332.02	244.21	123.42
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	61.44	33.32	3.13	94.41	421.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	30.85	17.88	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.7	21.6	22.2	19.7	10.4
自己資本利益率 (%)	10.3	5.5	0.2	13.8	92.8
株価収益率 (倍)	6.7	8.7	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	14,869	8,666	509	8,169	6,293
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,171	8,989	8,092	7,541	3,146
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,141	4,212	1,657	279	435
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	22,593	18,415	9,612	10,187	13,120
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	3,007 (447)	3,037 (437)	2,944 (438)	2,907 (402)	2,663 (410)

- (注) 1. 第213期、第214期及び第215期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。
2. 株価収益率は、1株当たり当期純損失の年度については記載していない。
3. 第212期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分)を適用している。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第211期	第212期	第213期	第214期	第215期
決算年月		2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高	(百万円)	69,978	77,483	78,094	76,996	84,810
経常利益	(百万円)	5,189	6,271	3,094	1,754	4,874
当期純利益又は当期純損失 ( )	(百万円)	3,265	1,607	1,751	2,586	28,927
資本金	(百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数						
普通株式	(千株)	57,752	57,752	57,752	57,752	57,752
A種種類株式	(千株)	21	21	21	21	21
B種種類株式	(千株)	2	1	0	0	0
純資産額	(百万円)	40,088	40,485	41,219	38,734	10,004
総資産額	(百万円)	174,351	172,788	172,432	173,697	132,965
1株当たり純資産額	(円)	268.28	289.51	316.57	278.39	219.93
1株当たり配当額						
普通株式	(円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A種種類株式	(円)	12,000.00	12,000.00	12,000.00	-	-
B種種類株式	(円)	23,740.00	23,740.00	23,740.00	-	-
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失( )	(円)	51.07	22.64	25.47	44.86	501.74
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	(円)	26.07	12.93	14.05	-	-
自己資本比率	(%)	23.0	23.4	23.9	22.3	7.5
自己資本利益率	(%)	8.5	3.9	4.2	6.5	118.7
株価収益率	(倍)	8.1	12.8	8.7	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	1,378	1,366	1,359	1,324	1,218
(外、平均臨時雇用者数)		(173)	(173)	(168)	(162)	(174)
株主総利回り	(%)	152.2	107.8	81.9	63.7	61.5
(比較指標：配当込みTOPIX (東証株価指数))	(%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価	(円)	487	429	307	251	365
最低株価	(円)	250	257	204	147	133

- (注) 1. 当社は、2014年7月31日に第三者割当増資によりA種種類株式21,740株、B種種類株式5,759株及びC種種類株式10,000株を新規発行した。2017年6月30日付でC種種類株式の全てを取得し、同日付で消却を完了した。また、2019年2月28日付でB種種類株式の一部を取得し、同日付で消却を完了した。さらに、2022年3月15日付でB種種類株式の一部を取得し、3月28日付で消却を完了し、2023年3月15日付でB種種類株式の一部を取得し、3月28日付で消却を完了した。
2. 第214期及び第215期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。
3. 株価収益率は、1株当たり当期純損失の年度については記載していない。
4. 配当性向及び株主総利回りを算出する際、種類株式の配当額は含まれていない。

5. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所（プライム市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。
6. 第212期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用している。
7. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2【沿革】

年月	沿革
1889年6月19日	尼崎の有志と大阪財界の出資により有限責任尼崎紡績会社を創立（資本金50万円）
1890年12月	綿糸の製造を開始
1892年2月	大阪株式取引所に株式上場
1893年7月	商法施行に伴い尼崎紡績株式会社と改称
1909年5月	綿布の製造を開始
1918年6月	摂津紡績株式会社を合併し、大日本紡績株式会社と改称
1926年3月	日本レイヨン株式会社を設立し、レーヨン糸の製造を開始
1933年9月	羊毛紡績を開始
1949年5月	証券取引所再開により上場再開
1950年10月	ビニロン繊維の製造を開始
1955年10月	日本レイヨン株式会社はナイロン繊維の製造を開始
1958年12月	日本レイヨン株式会社は成型用ナイロン樹脂の製造を開始
1964年2月	日本レイヨン株式会社はポリエステル繊維の製造を開始
1964年4月	大日本紡績株式会社はニチポー株式会社と改称
1966年2月	日本レイヨン株式会社は日本エステル株式会社を設立し、ポリエステル繊維の製造を移管
1968年7月	日本レイヨン株式会社はナイロン2軸延伸フィルムの製造を開始
1969年10月	ニチポー株式会社、日本レイヨン株式会社が合併し、ユニチカ株式会社と改称
1969年10月	住宅、不動産事業に進出
1970年6月	水処理設備、焼却炉など公害防止事業に進出
1971年6月	ポリエステル不織布スパンボンドの製造を開始
1977年6月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社を設立し、ビニロン事業、レーヨン事業を分離
1982年9月	抗血栓性カテーテルの製造を開始し、医療品事業に進出
1984年4月	ユニチカウール株式会社を設立し、羊毛事業を分離
1985年6月	アモルファス金属繊維、活性炭繊維の製造を開始
1989年10月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社、ユニチカウール株式会社の繊維事業3社及びユニチカビルディング株式会社、株式会社ユニチカ京都ファミリーセンター、株式会社ユニチカオークタウン、ユニチカ興発株式会社の不動産賃貸業4社を吸収合併
1995年11月	インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県にP.T. EMBLEM ASIAを設立
1997年4月	タイ王国パトゥンタニ県にTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.を設立
1999年3月	ユニチカテキスタイル株式会社を設立し、綿・羊毛事業を分離
1999年10月	ユニチカファイバー株式会社を設立し、化合織事業を分離
2002年5月	日本酢ビ・ポパール株式会社に酢ビ・ポパール事業を分割
2003年3月	ユニチカロジスティクス株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、ユニチカセントラルサービス株式会社を設立し、物流事業、不織布製造事業、福利厚生・不動産賃貸業務の一部を分離
2004年9月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカリアルティ株式会社を会社分割により設立し、樹脂及びフィルム製造事業、不動産管理業務の一部を分離
2005年4月	ユニチカガラスファイバー株式会社、株式会社ユニオンのガラス関連事業2社を吸収合併
2007年10月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、株式会社ユニチカプロテック坂越の製造事業3社を吸収合併
2009年10月	ユニチカファイバー株式会社から産業資材事業を分割により承継
2010年1月	ユニチカビジネスサービス株式会社を吸収合併
2010年3月	保険事業を譲渡
2011年4月	水処理設備、焼却炉などを扱う環境プラント事業を譲渡
2012年5月	寺田紡績株式会社を株式交換により完全子会社化
2014年10月	ユニチカロジスティクス株式会社を吸収合併
2015年2月	株式会社ユニチカ京都ファミリーセンターの株式を譲渡

年月	沿革
2015年 3月	メディカル事業、生活健康事業を譲渡 ユニチカ赤穂開発株式会社の株式を譲渡
2015年 4月	ユニチカパークシャー株式会社の株式を譲渡
2015年 5月	ダイアボンド工業株式会社の株式を譲渡
2015年 6月	ユニチカ情報システム株式会社の株式を譲渡 株式会社ユニチカ環境技術センターの株式を譲渡
2015年 9月	金属繊維事業を譲渡
2016年 3月	株式会社ユニチカエステートの株式を譲渡
2016年 4月	ユニモア株式会社を吸収合併
	ユニチカリアルティ株式会社を吸収合併
2020年 7月	株式会社コソフの株式を譲渡
2021年 1月	本店所在地を兵庫県尼崎市から大阪府大阪市に移転 ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市にUNITIKA EUROPE GmbHを設立
2022年 4月	ユニチカ設備技術株式会社を吸収合併 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年 4月	株式会社ユニオンにガラスビーズ事業を分割

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社28社及び関連会社1社で構成されている。

当社グループは、主に「高分子事業」、「機能資材事業」及び「繊維事業」の3分野にわたり事業活動を営んでいる。その主な事業内容と、当社グループを構成している主要各社の当該事業に係る位置付けは、概ね次のとおりとなっている。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメント情報の区分と同一である。

**高分子事業**：当社は、ナイロンフィルム、ポリエステルフィルム、ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、ポリアリレート樹脂の製造・販売を行っている。

連結子会社である日本エステル(株)はエステル製品を製造し、当社グループに供給している。連結子会社であるテラボウ(株)はプラスチック・化成品の加工・販売を行っている。また、海外の連結子会社であるP.T.EMBLEM ASIAはフィルムの製造・販売を行っており、UNITIKA EUROPE GmbH、UNITIKA(HONG KONG)LTD.及び尤尼吉可(上海)貿易有限公司は、高分子事業の商事部門として、当社グループの高分子製品の販売に関わっている。

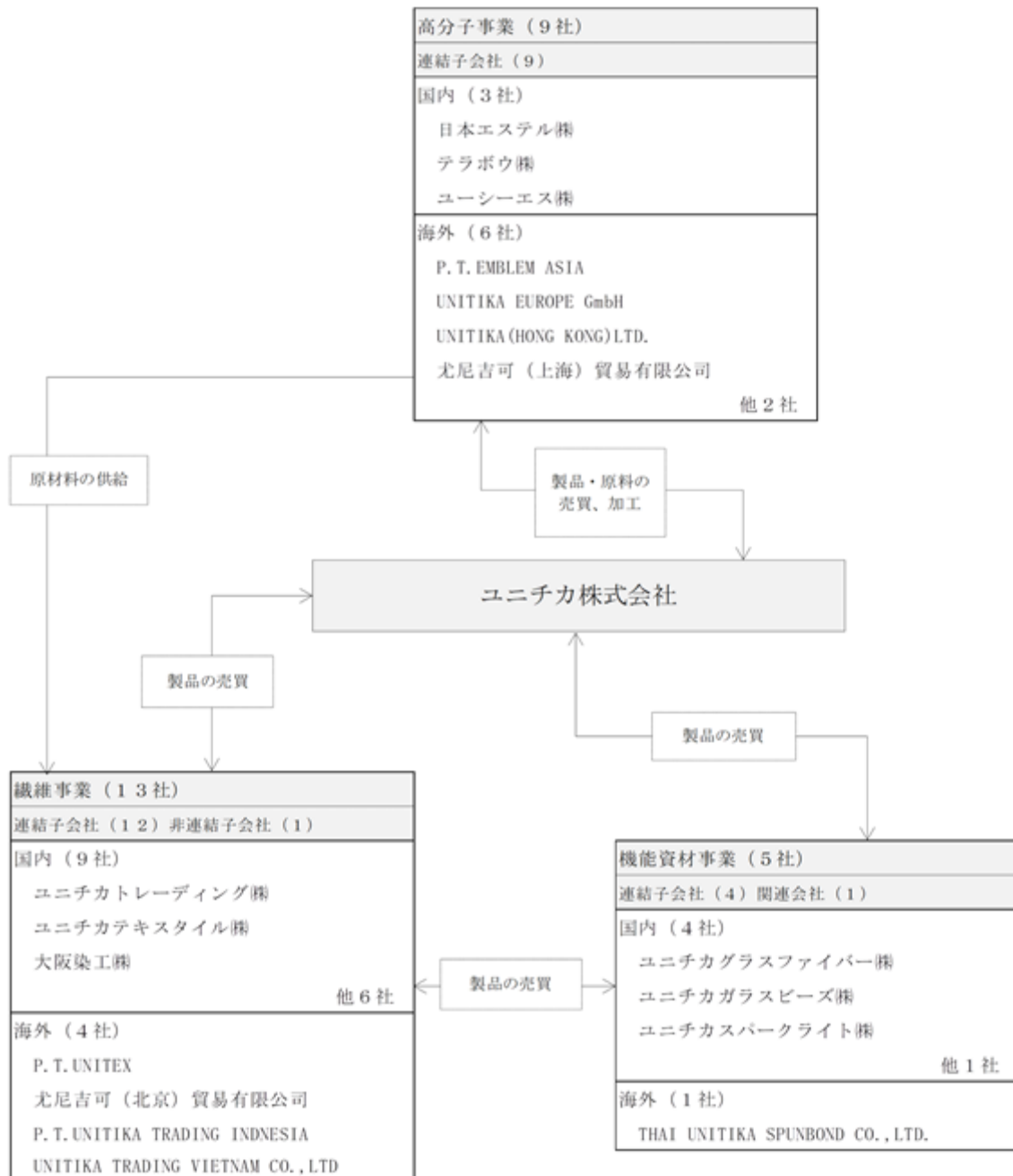
**機能資材事業**：当社は、ガラス繊維製品の販売を行っており、また、活性炭繊維、ポリエステル不織布、コットン不織布、ポリエステル繊維の製造・販売を行っている。

連結子会社であるユニチカガラスファイバー(株)はガラス繊維製品の製造、ユニチカガラスビーズ(株)はガラスビーズの製造・販売、ユニチカスパークライト(株)は反射材の製造・販売を行っている。また、海外の連結子会社であるTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.は、不織布の製造・販売を行っている。

**繊維事業**：当社は、繊維二次製品の販売を行っている。

連結子会社であるユニチカテキスタイル(株)は各種繊維(糸・綿・織物等)の製造を行っており、同じく連結子会社であるユニチカトレーディング(株)は、ユニチカテキスタイル(株)から素材の供給を受け、これらの製品を販売している。またユニチカトレーディング(株)は、連結子会社である大阪染工(株)に対して織編物の染色・整理加工を委託し、これらの製品を販売している。海外の連結子会社であるP.T.UNITEXは紡績糸の製造・販売を行っており、ユニチカトレーディング(株)にも製品を供給している。同じく海外の連結子会社である尤尼吉可(北京)貿易有限公司、P.T.UNITIKA TRADING INDONESIA、UNITIKA TRADING VIETNAM CO.,LTD.は繊維事業の商事部門として当社グループの繊維製品の販売に関わっている。

以上に述べた事業の概略図は、次のとおりである。





4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) 日本エステル(株) (注)2	大阪市 中央区	4,000	高分子	85.0	有	有	同社製品の 購入	有
ユニチカトレーディ ング(株) (注)2、6	大阪市 中央区	2,500	繊維	100.0	有	無	製品の売買	有
ユニチカテキスタイル (株) (注)2、5	岡山県 総社市	50	繊維	100.0	有	有	特になし	無
ユニチカメイト(株) (注)2、3	大阪市 浪速区	100	繊維	100.0 (100.0)	無	有	特になし	無
大阪染工(株) (注)2、5	大阪府 三島郡	90	繊維	100.0	有	有	特になし	無
ユニチカスピニング(株) (注)2、3	長崎県 松浦市	90	繊維	100.0 (100.0)	無	無	同社製品の 購入	有
テラボウ(株) (注)2	大阪府 貝塚市	90	高分子	100.0	有	無	製品の売 買、当社製 品の加工	無
ユニチカグラスファイ バー(株) (注)2	京都府 宇治市	90	機能資材	100.0	有	有	同社製品の 購入	有
ユニチカガラスビーズ (株) (注)2	大阪府 枚方市	90	機能資材	100.0	有	無	特になし	有
(株)ユニチカテクノス (注)2	京都府 宇治市	80	繊維	100.0	無	無	製品の販売	有
ユーシーエス(株) (注)2	京都府 久世郡	50	高分子	60.0	無	無	当社製品の 加工	無
ユニチカスパークライ ト(株) (注)2	京都府 南丹市	40	機能資材	100.0	有	有	同社製品の 購入	無
(株)上條精機 (注)2	京都府 宇治市	30	繊維	100.0	有	無	同社製品の 購入	無
P.T.EMBLEM ASIA (注)2、5	インドネ シア	千USD 43,800	高分子	87.3	有	有	製品の売買	無
THAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD. (注)2、3	タイ	百万THB 631	機能資材	94.6 (5.9)	無	無	製品の売買	無
UNITIKA AMERICA CORPORATION (注)2	アメリカ	千USD 648	高分子	100.0	無	有	当社製品の 販売	無
UNITIKA (HONG KONG) LTD. (注)2	中国	百万HKD 18.8	高分子	100.0	有	無	当社製品の 販売	無

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
尤尼吉可(上海)貿易 有限公司 (注)2	中国	百万CNY 9.4	高分子	100.0	有	無	当社製品の 販売	無
UNITIKA DO BRASIL INDUSTRIA TEXTIL LTD. (注)2	ブラジル	千BRL 1,500	その他	100.0	無	有	特になし	無
BRAZCOT LTD. (注)2	ブラジル	千BRL 100	その他	100.0	無	無	特になし	無
尤尼吉可(北京)貿易 有限公司 (注)2、3	中国	百万CNY 2.8	繊維	100.0 (100.0)	無	無	特になし	無
P.T.UNITEX (注)2、5	インドネ シア	千USD 8,821	繊維	81.4	有	有	特になし	無
UNITIKA TRADING VIETNAM CO.,LTD. (注)2、3	ベトナム	百万VND 7,573	繊維	100.0 (100.0)	無	無	特になし	無
PT.UNITIKA TRADING INDONESIA (注)2、3	インドネ シア	千USD 1,250	繊維	100.0 (99.8)	無	無	特になし	無
UNITIKA ADVANCE (THAILAND) CO.,LTD. (注)2、3	タイ	百万THB 45	高分子	90.0 (30.0)	有	無	当社製品の 販売	無
UNITIKA EUROPE GmbH (注)2	ドイツ	千EURO 834	高分子	100.0	無	無	当社製品の 販売	無
その他 1社								
(持分法適用関連会 社) 1社								

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載している。

2. 特定子会社に該当する。

3. 議決権の所有割合の( )は、間接所有割合で内数である。

4. 上記各社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していない。

5. 上記のうち、重要な債務超過会社は、ユニチカテキスタイル(株)、大阪染工(株)、P.T.EMBLEM ASIA及びP.T.UNITEXである。債務超過額は、ユニチカテキスタイル(株)3,953百万円、大阪染工(株)2,468百万円、P.T.EMBLEM ASIA6,539百万円及びP.T.UNITEX5,555百万円である。

6. 上記のうち、ユニチカトレーディング(株)は連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の割合が10%を超えている。主要な損益情報等は以下のとおりである。

ユニチカトレーディング(株)

売上高	26,016百万円	経常損益	546百万円	当期純損益	730百万円
純資産額	7,659百万円	総資産額	14,446百万円		

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
高分子事業	1,062	(88)
機能資材事業	672	(93)
繊維事業	511	(148)
報告セグメント計	2,245	(329)
その他	8	(-)
全社(共通)	410	(81)
合計	2,663	(410)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載している。  
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員(237人)を除いている。  
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。

### (2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,218 (174)	43.1	21.0	4,946,863

セグメントの名称	従業員数(人)	
高分子事業	500	(43)
機能資材事業	308	(49)
繊維事業	-	(1)
報告セグメント計	808	(93)
その他	-	(-)
全社(共通)	410	(81)
合計	1,218	(174)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載している。  
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員(96人)を除いている。  
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでいる。  
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、ユニチカ労働組合と称し、U Aゼンセンに加盟している。  
労働組合と会社との関係は円満であり、特記すべき事項はない。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3		
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
3.7	93.8	77.7	80.3	64.5

- (注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。
3. 男女間の賃金の差異は、同一の職種等級間において男女の賃金に差はなく、職種等級の人数構成の差によるものである。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2、3	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3、4		
			全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
日本エステル㈱	0.0	50.0	71.9	71.3	99.6
ユニチカトレーディング㈱	1.8	100.0	72.5	67.0	120.4
ユニチカテキスタイル㈱	0.0	-	80.2	84.7	30.8
ユニチカグラスファイバー㈱	0.0	100.0	63.4	66.4	85.2
ユニチカゲーメンテック㈱	0.0	-	52.6	62.3	-

- (注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。
3. 「-」は、対象となる従業員がいないことを示している。
4. 男女間の賃金の差異は、同一の職種等級間において男女の賃金に差はなく、職種等級の人数構成の差によるものである。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりである。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 経営方針

当社グループは、2024年11月28日に、新たに事業再生計画を立案し、(株)地域経済活性化支援機構や取引金融機関からの支援を受けながら再建を目指すことを決定した。また、(株)地域経済活性化支援機構を割当先とする第三者割当増資の実行や、新たな経営体制については、2025年2月7日の臨時株主総会で決議された。なお、事業再生計画は取引金融機関による最大430億円の債権放棄等の金融支援を前提としており、取引金融機関からの同意を得られている。事業再生計画の着実な遂行によって高分子等の将来性のある事業を中心とする事業ポートフォリオへと変革し、最終年度である2030年3月期には、売上高700億円、営業利益65億円を目指す。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題等

事業再生計画では、構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化、コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立、付加価値の高い製品の販売拡大、組織運営体制の強化、を骨子としており、高分子等の将来性のある事業を中心とする事業ポートフォリオへの変革に重点的に取り組む。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が最優先で対処すべき課題は、事業再生計画の確実な遂行である。事業再生計画では、構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化、コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立、付加価値の高い製品の販売拡大、組織運営体制の強化、を骨子としており、高分子等の将来性のある事業を中心とする事業ポートフォリオへと変革し、最終年度である2030年3月期には、売上高700億円、営業利益65億円を目指す。

事業再生計画の初年度である2026年3月期は、構造改革対象事業においては、2025年8月までの合意を目標に、他社への事業譲渡や生産移管等に取り組む。また、高分子事業や無機系素材事業などにおいては、付加価値の高い製品の販売拡大や、新たな用途展開等を進め、収益力の強化を図ります。構造改革と並行して、ローコスト運営体制を確立するため、配送ルートの見直しなどの物流改革や、業務効率改善などのコスト削減にも取り組む。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標

当社グループは、事業活動の成果を示す売上高、営業利益、当期純利益を重視している。また、財務体質強化の観点からは、自己資本比率向上、有利子負債の削減を念頭に置くとともに、キャッシュ・フローについても重要視し、重点管理している。

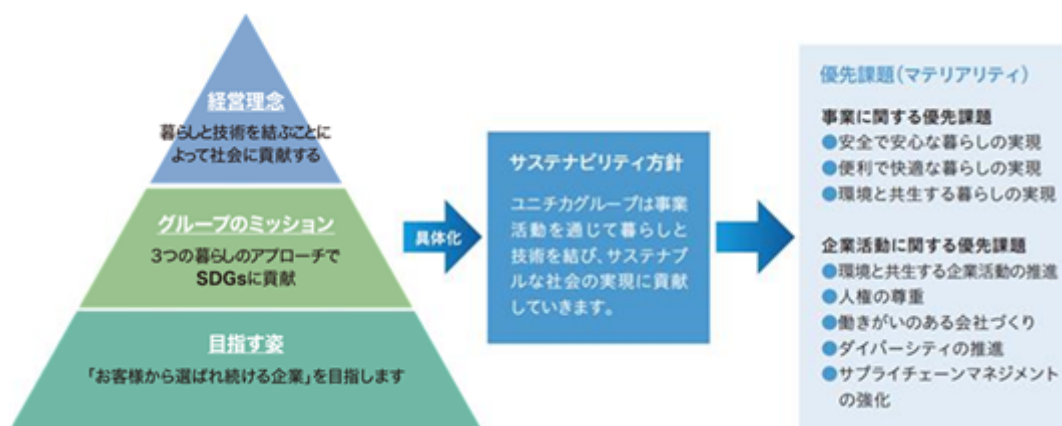
## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の状況は、次のとおりである。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

### サステナビリティ方針

ユニチカグループは事業活動を通じて暮らしと技術を結び、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。

当社グループは2022年にサステナビリティ委員会においてサステナビリティ方針を策定し、同年4月の取締役会で承認された。この方針は、経営理念とグループのミッションをサステナビリティの観点から捉え、具体化したものである。このサステナビリティ方針のもと解決に向けて取り組んでいるのが8つの優先課題（マテリアリティ）である。製品が持つ価値に関する優先課題として定めている3つの「事業に関する優先課題」は、グループのミッションそのものであり、災害や事故、犯罪、健康被害などから人々を守るための製品や、デジタル化や多様化する生活習慣に対応する製品、CO<sub>2</sub>削減や省資源、環境汚染防止に貢献する製品を提供することによって解決を目指している。5つの「企業活動に関する優先課題」は、事業活動を遂行する上で配慮すべき、様々な課題である。具体的には、環境に配慮した企業活動を行うことや、全てのステークホルダーの人権の尊重、従業員の健康的な生活の確保と多様な人材がやりがいを感じて働くことのできる環境の整備、サプライチェーン上のリスクの発見と回避に努めることを掲げている。



### (1) ガバナンス及びリスク管理

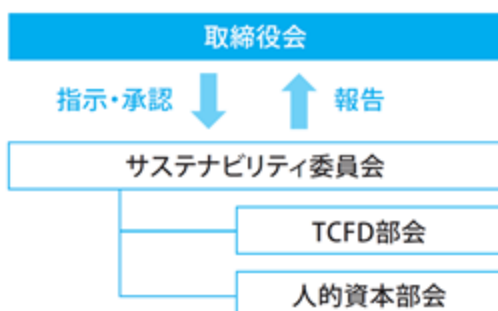
#### ガバナンス

当社グループの優先課題とそれに対応する指標（KPI）と目標値を実現するために、2021年12月に実行組織としてサステナビリティ委員会を設立し、全社的に取り組みを進めるため、4名の取締役と執行役員2名、グローバル推進事業部長の合計7名が、各セグメント担当などの部門のトップとして議論を行い、ユニチカグループの優先課題、目標、指標および目標値の実現に向けて妥当性の評価や指標に対する目標達成のための推進策の立案などを行っている。委員は全体を統括するだけでなく、KPIの責任者として進捗状況を監督している。

委員会は年1回以上開催し、その議論内容は取締役会に報告され、指示・承認を受けることとしている。

なお、同委員会の下に、TCFD提言に基づく開示を進めるTCFD部会及び人的資本に関連したKPIに対する目標の達成を目的とした人的資本部会を設け、体制の強化を図っている。

#### ガバナンス体制図

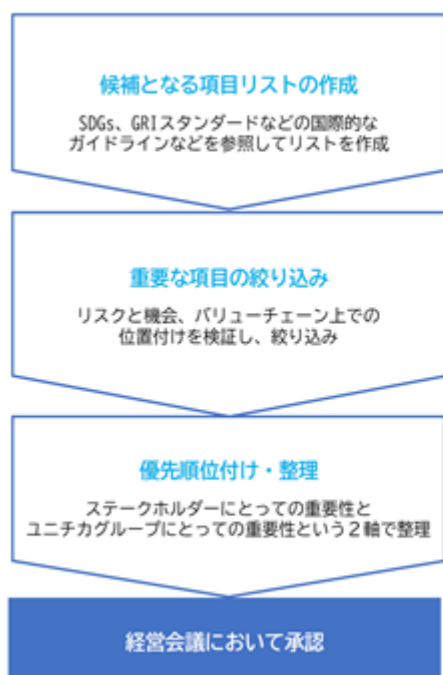


リスク管理

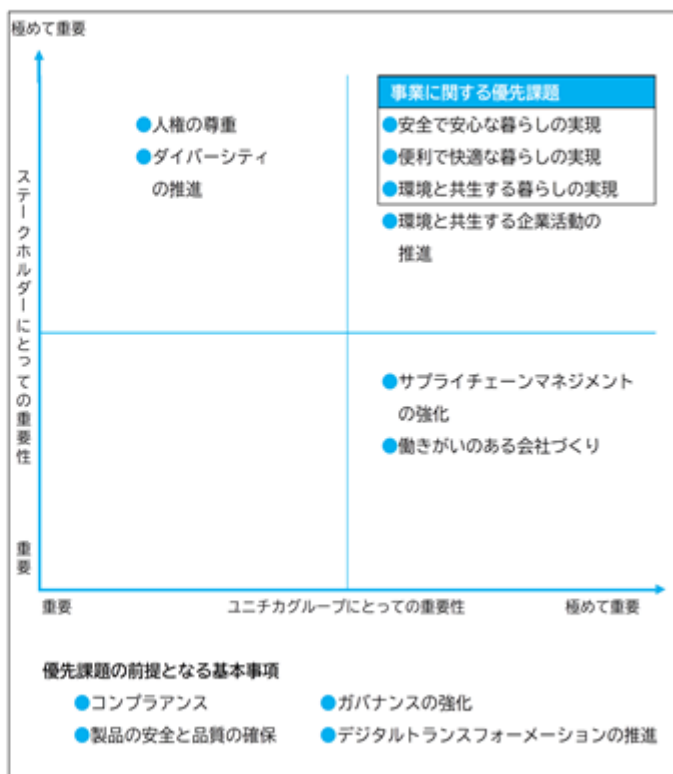
優先課題の特定にあたって、まず、持続可能な社会を実現するために当社グループが既に取り組んでいることと、これから取り組むことをSDGsのゴールターゲットとGRIスタンダードに照らしてリスト化し、これらの取り組みをグループ化したうえで、SDGsの目標年である2030年までの達成すべきことを課題として抽出した。そして、これら課題それぞれについて、リスクと機会、バリューチェーン上での位置付けを検証し、重要な項目について絞り込みをし、最終的に、これらの項目をステークホルダーにとっての重要性と当社グループにとっての重要性という2軸のマトリックスで整理し、優先課題（マテリアリティ）を特定した。また、「優先課題の前提となる基本事項」についても4項目設定した。なお、これらの項目については、経営会議にて承認されている。

特定した優先課題の1つに「環境と共生する企業活動の推進」があり、この中には気候変動リスクが含まれている。サステナビリティ委員会は、必要に応じてこのリスクの妥当性を評価しており、気候関連を含む新たに特定したリスクについては重要と判断するものを取締役会に報告している。

優先課題特定プロセス



優先課題マトリックス



(2) 重要な戦略並びに指標及び目標

[優先課題とKPI]

2021年7月に各優先課題のKPIを策定し、2030年度の目標を設定した。その後、サステナビリティ委員会において進捗を確認し、施策の見直しと追加を行っている。

	優先課題	KPI	2024年度実績	2025年度の目標	2030年度の目標
Prosperity 豊かさ・繁栄			2019年度比1.3倍	2019年度比1.6倍	2019年度比2.6倍
	1.安全で安心な「暮らし」の実現	3つの暮らしに貢献する素材の売上高	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品包装バリアフィルム海外展開</li> <li>自然災害対策資材の上市</li> <li>浄水フィルターの拡販</li> </ul>		
	2.便利で快適な「暮らし」の実現		<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル関連素材の市場参入</li> <li>半導体関連素材拡販</li> </ul>		
	3.環境と共生する「暮らし」の実現		<ul style="list-style-type: none"> <li>場内リサイクル、マスバランス方式の適用</li> <li>環境配慮型食品包装フィルムの市場展開</li> </ul>		
Planet 地球環境	4.環境と共生する企業活動の推進	CO 排出量 (国内全グループ)	2013年度比34%減	2013年度比24%減	2013年度比46%減
		産業廃棄物場外処理量 (国内全グループ)	2019年度比31%減	2019年度比8%減	2019年度比10%減
People 人間生活	5.人権の尊重	人権関連教育の実施率 (海外を含む全グループ)	76%	75%	100% (2026年～2030年に1回以上教育を受けた社員の割合)
	6.働きがいのある会社づくり	休業度数率* 2024年度より変更 (海外を含む全グループ)	1.0	0.35	0.25
		健康経営優良法人認定 (ユニチカ及び一部グループ会社**)	認定取得	認定取得	認定取得 ホワイト500
	7.ダイバーシティの推進	女性管理職比率 (海外を含む全グループ)	5.1%	8%	20%
		総合職本社新卒採用女性比率 (ユニチカ)	40%	30%	30%
		男性育休取得比率 (国内全グループ)	90%	85%	85%
		中核人材プールの年次レビュー実施率 (ユニチカ)	100%	100%	100%
	8.サプライチェーンマネジメントの強化	CSR調達アンケート回答率 (国内主要取引先)	95%	80%	80%

\*100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数

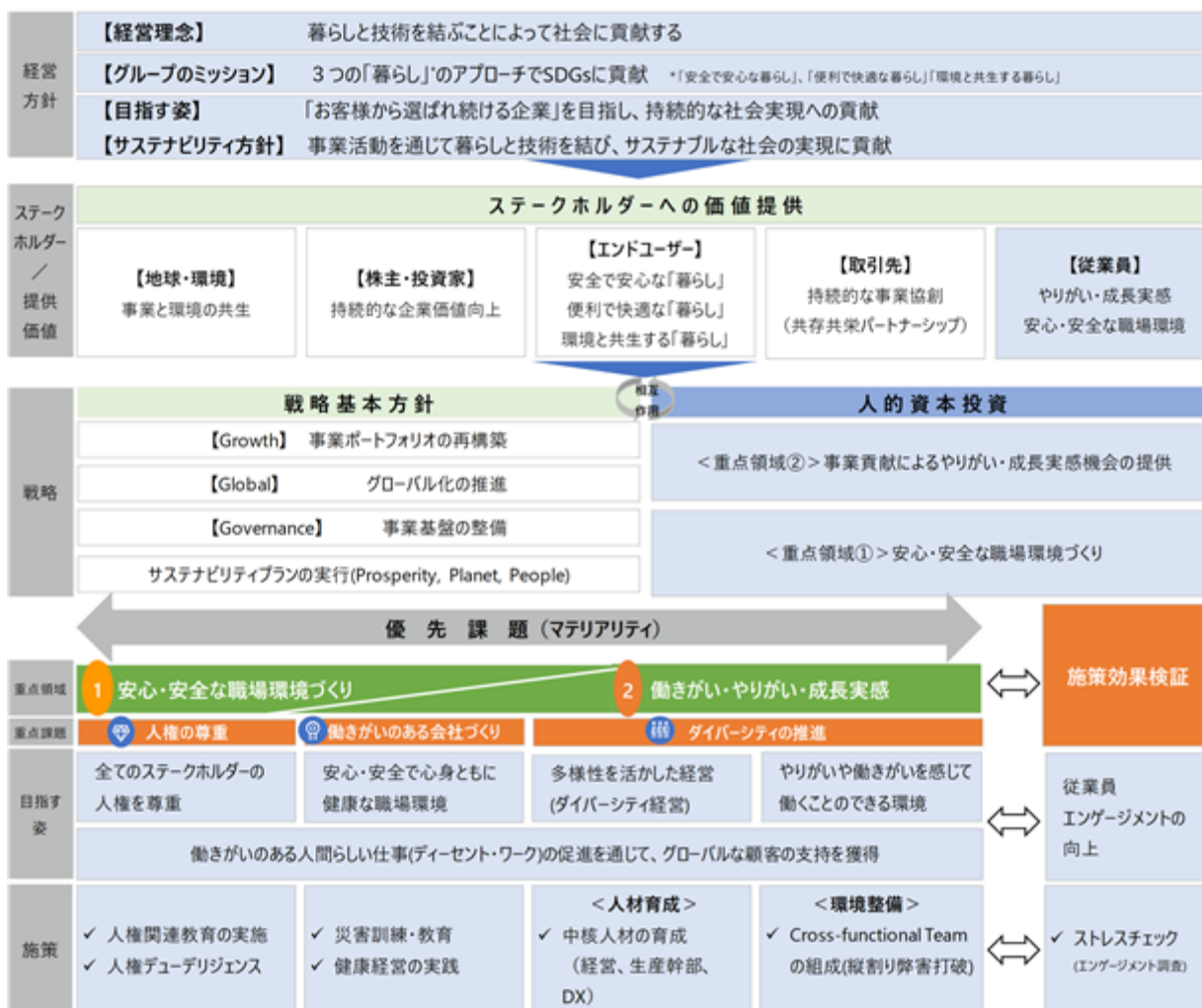
\*\*日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、ユニチカテキスタイル㈱、ユニチカグラスファイバー㈱、ユニチカガーメンテック㈱の5社

(3) 人的資本(人材の多様性を含む。)に関する戦略並びに指標及び目標

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念のもと「お客様から選ばれ続ける企業」を目指している。戦略基本方針においては、持続的な社会実現へ貢献するために、「Governance/事業基盤の整備」を基本方針の1つとして位置づけ、「組織風土改革、人材育成」「技術伝承、事業所整備」に取り組んでいる。人的資本に関しては、優先課題として「人権の尊重」「働きがいのある会社づくり」「ダイバーシティの推進」を掲げており、これら優先課題にかかわる当社グループの基本的な考え方として「ユニチカ人権方



針」「ユニチカ健康経営宣言」「ユニチカダイバーシティ経営方針」を2022年7月の取締役会で決議した。それぞれの優先課題においてKPIと目標を定め、その実現に向けた施策を展開している。



### 人権の尊重

当社グループでは様々な事業運営に関して諸規程やルールを明文化し、遵守を徹底していくことで安全・安心な職場環境を促進している。社会的使命を果たす基本の方針として「ユニチカグループ企業行動憲章」を制定し、事業活動において守るべきことを具体的に「ユニチカグループ行動基準」として定めており、そのなかですべての人々の人権を尊重する経営(多様性・人格・個性を尊重する働き方含む)に取り組んできた。また、昨今の人権尊重の高まり・重要性を踏まえ、2022年7月に「ユニチカ人権方針」を制定した。これまでも大阪同和・人権問題企業連絡会会員として、人権啓発情報の収集など幅広く人権問題に取り組んできたが、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に依拠し、事業に関連する全てのステークホルダーの人権を守りながら事業活動を推進していくことを「ユニチカ人権方針」に示している。

また2023年9月には、政府が示した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や日本繊維産業連盟による「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、外国人技能実習生を含むライツホルダーの人権を尊重すべく、サプライチェーンの関係取引先のご協力も得て、「責任ある企業行動実施宣言」を宣言した。

## ユニチカ人権方針

私たちユニチカグループの経営理念は「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」です。

私たちは、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指しています。

国際社会の一員であるユニチカグループは、事業活動の推進に際して全てのステークホルダー（サプライヤー、ビジネスパートナーなどのお取引先、並びにユニチカグループの従業員）の人権を尊重していくことを、ここにユニチカ人権方針（以下、本方針）として定めます。こうした人権尊重の取組を進めることは、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）及び不平等の是正を促進するという、SDGsの基本姿勢に沿うものであり、グローバルな顧客支持につながる、と私たちは考えます。

### 1. 国際規範及び法令順守

本方針は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り策定致しました。ユニチカグループは、以下の国際規範を支持し、尊重しています。

- 国際社会における最も基本的かつ包括的な人権規範である「国際人権章典」
- 人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で10の原則を定めた「国際グローバルコンパクト10原則」
- 国際労働機関（ILO）が労働における基本的権利を規定した「ILO中核的労働基準」

また同時に、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に差異がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

### 2. 教育・訓練

ユニチカグループは、本方針が理解され、実行されるように、役員・従業員を対象に教育を実施します。

### 3. 人権デューデリジェンス

今後人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、ユニチカグループが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その是正及び軽減を図ります。

### 4. ステークホルダーとの対話

事業実施による人権に対する負の影響に関して、外部専門家の意見も踏まえながら、社内外の関連するステークホルダーと対話・協議を行っていきます。

### 5. 是正・救済

事業活動によって直接的或いは間接的に人権に対する負の影響が発生した場合、適切な調査や対応を通じて救済を行う仕組みを、今後、日本国内関係会社に加え海外関係会社についても拡充していきます。

### 6. 情報開示

ユニチカグループは、本宣言に基づく人権尊重の取組をウェブサイト等に開示します。

※2022年7月25日開催のユニチカ株式会社取締役会にて制定決議

## 責任ある企業行動実施宣言

当社は、政府の作成した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、これらのガイドラインに沿って、外国人技能実習生を含むライツホルダーの人権を尊重すべく、サプライチェーンの関係取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。

### 1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント

当社はユニチカグループ企業行動憲章とユニチカ人権方針において、すべての人々の人権を尊重する経営をおこない、事業活動の推進に際して全てのステークホルダーの人権を尊重していくことを宣言しており、経営システムに組み込んでおります。

また、上記のコミットメントに基づき、当社従業員やサプライヤーなどのステークホルダーとのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、当社製品のサプライチェーンを担う関係取引先の方々にも、当社と同様の取組みを行っていただくべく、取引先とのエンゲージメントも進めます。

### 2. チェックリストによる人権リスクのチェック

「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」の趣旨を理解して、当社及び当社製品のサプライチェーンを担う関係取引先における人権リスクをチェックしていきます。

### 3. リスクの防止、軽減に向けた行動

人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

### 4. PDCA

人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

### 5. 情報公開

当社における人権の尊重の取組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。

当社ウェブページ <https://www.unitika.co.jp/sustainability/society/>

2023年9月28日

ユニチカ株式会社

代表取締役社長執行役員 上埜修司

#### a. 人権関連教育の実施

ユニチカグループ企業行動憲章の1つにある「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」という考えのもと、人権啓発推進組織を整備し、従業員に対してe-ラーニングや昇格者研修の機会に人権研修を実施した。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児などに関するマタニティハラスメント、及び介護に関するハラスメントについて、各事業所・グループ会社に相談窓口を設置するとともに、e-ラーニングなどで啓発を行うことで、従業員の意識・認識を高めている。今後は、全てのステークホルダーの人権を尊重することへの理解を深めるために、国内・海外の従業員に対して「ユニチカ人権方針」の周知と人権教育を適宜行っていく計画である。

#### 人権研修受講者数（2024年度実績：海外を含む正従業員数）

	人数（名）
人権研修受講者数	2,059

KPI	人権関連教育の実施率（海外を含む全グループ）
2024年度実績	76%
2030年度目標	100% （2026年～2030年に1回以上教育を受けた社員の割合）

#### b. 人権デューデリジェンス

「人権デューデリジェンス」については、2022年に繊維セグメントの中核会社であるユニチカトレーディング株式会社において「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」に基づき、チェック項目の評価とサプライチェーンの「見える化」を実施した。一次サプライチェーンについては商流上の位置付けの把握はできているものの、末端の商流把握が難しいことを改めて確認した。特定したリスクの防止・軽減に向けた行動に引き続き取り組み、是正及び軽減を図っていく。

#### 働きがいのある会社づくり

当社グループでは、「働きがいのある会社づくり」をサステナビリティの優先課題として定め、各種施策に取り組んでいる。

##### a. 従業員の健康

###### ・健康経営優良法人の認定取得

2022年7月に「ユニチカ健康経営宣言」を策定し、代表取締役社長執行役員のもと健康経営®（ 1 ）を推進している。以前から、メンタルヘルスや生活習慣病対策などの取り組みを進めていたことが認められ、当社グループの一部（ 2 ）は、2023年3月から2025年3月までの3年連続で「健康経営優良法人」の認定を受けている。引き続き、会社、産業医、健康管理スタッフ、健康保険組合などが連携し、特定保健指導参加率の向上や喫煙率の低下を始め、さらなる従業員の健康維持増進を図っていく。2030年に向けては「健康経営優良法人制度」の大規模法人部門で認定された企業のうち、健康経営度調査結果の上位500法人を示す「ホワイト500」の認定取得に取り組む。

1. 「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
2. ユニチカ㈱、日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、ユニチカテキスタイル㈱、ユニチカグラスファイバー㈱、ユニチカカーメンテック㈱

#### ユニチカ健康経営宣言

私たちユニチカグループの経営理念は「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」です。

私たちは、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指しています。従業員の健康状況を把握し継続的に改善する取り組み（健康経営）は、ユニチカグループの企業価値を高める重要な投資です。私たちは、健康経営への投資に取り組むことが「お客様から選ばれ続ける企業」にとって必要だと考えます。

またこの取り組みは、健康的な生活を確保し、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進するという観点で、サステナブルな社会の実現に寄与する、と私たちは考えます。

代表取締役社長執行役員 藤井 実



#### ・メンタルヘルスの取組

厚生労働省の「労働者の心の健康保持増進のための推進」に基づいて、入社時及び昇格時にメンタルヘルス研修を行い、従業員の「心の健康づくり」に積極的に取り組んでいる。また、毎年ストレスチェックを実施し、メンタルヘルスケアの一次予防として、高ストレス者にはストレスが軽減されるよう対応を進めている。

#### ・復職支援ガイドライン

長期療養から円滑に復職できるよう「復職支援ガイドライン」を定めている。

#### ・生活習慣病対策

35歳未満の定期健診時（年1回）では、法定項目ではない血液検査や心電図検査を実施し、中高年になる前から従業員自身が健康管理に関心を持つよう働きかけている。

#### ・感染症予防対策

インフルエンザ予防接種を各事業所にて実施し、従業員のインフルエンザ発症や重症化の予防に努めている。

b.安全衛生に対する取組

当社グループでは、中央安全衛生委員会を中心として、「休業災害ゼロ」を目指した安全衛生活動を各事業所、各関連会社で実施している。グループ内の安全衛生担当者が参加する安全衛生管理者会議を年3回開催し、労働災害の解析と対策、全社的な課題への取組状況、法規制の改正動向などの情報を共有している。

c.防災活動への取組

・防災対策の強化

「従業員の命を守る」という基本的な使命と、「事業を継続する」というステークホルダーへの責任を果たすためには、東日本大震災のような巨大災害に対する備えが必要である。2021年7月にユニチカ防災対策要綱の改訂と防災体制及び災害対策の整備を行い、2024年10月に中央防災対策委員会による防災委員会を実施し全社に防災の重要性を周知した。また、生産施設の安全管理を徹底する社内基準として「新設備等の安全衛生及び環境に関する事前評価指針」を制定している。設備の新設・改造などを行う場合は、この基準に照らし、設計時と完成検査時の計2度にわたり厳正な審査を行い、災害防止に努めている。

・防災訓練の実施

2019年1月の宇治事業所における火災の反省を踏まえ、全社的に防災体制を見直して再発防止に努めている。事故や自然災害に備えた訓練活動にも積極的に取り組んでおり、春や秋の火災予防運動実施時期には各事業所で訓練を実施している。

・大規模災害への備え

大規模災害の発生によって電車などの公共交通機関が麻痺した場合、従業員が途中で帰宅困難者になったり、警察や消防の救助活動の妨げになったりすることを防ぐため、事業所内に一昼夜留まるよう「帰宅基準」を定め、災害対策用資器材や飲料水、保存用食品の備蓄を進めている。また、近隣住民の皆様からの応援要請や自治体からの協力要請に応えることができるよう体制を整えている。

ダイバーシティの推進

2022年7月に「ユニチカダイバーシティ経営方針」を策定した。当社グループは、新しい価値を創出するため、多様な人材を活かし、ダイバーシティ経営を推進している。

ユニチカダイバーシティ経営方針

1. 人材育成方針

私たちユニチカグループは、多様な人材の違いを活かし、その能力を最大限引き出すことにより付加価値を生み出し続ける、そうしたダイバーシティ経営を推進します。

2. 経営ビジョンとの関連

私たちは、ダイバーシティ経営を実践し企業価値を高めることにより、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指します。

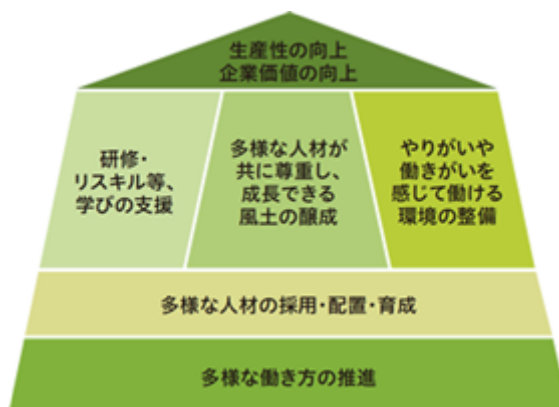
3. 環境整備方針

ダイバーシティ経営を推進するため、ユニチカグループは、多様な人材が共に尊重し成長できる風土の醸成、ライフプランに合った多様な働き方を推進、並びに社員の自律的な学びを積極的に支援し、やりがいや働きがいを感じて働くことのできる環境の整備に取り組みます。

4. サステナビリティ

この取組は、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）および不平等の是正を促進するというSDGsの基本姿勢に沿う、と私たちは考えます。

※2022年7月25日開催のユニチカ株式会社取締役会にて制定決議



a. 女性活躍推進

・ 研修、意識改革

ダイバーシティ推進、とりわけ女性活躍推進を加速させるために、企業風土の改革が必須であるとの考えから、役員を含めたマネジメント層の研修や、選抜型的女性キャリア研修を実施している。また、上長と候補者が面談を通して対話を深めることで、将来目指すべき管理職としての姿を共有し、モチベーション向上とキャリア支援を図っている。このような取り組みを継続していくことで意識改革を進め、女性管理職比率の向上を図っていく。

・ 採用、配置、育成

新卒採用については、「総合職本社新卒採用女性比率」の数値目標を掲げており、厚生労働省「公正な採用選考について」を遵守、独自の「ユニチカ新卒採用面接マニュアル」を作成し、公正な採用活動を推進している。

女性管理職数（2024年度実績：海外を含む全グループ）

	人数（名）
女性管理職数	24

KPI	女性管理職比率（海外を含む全グループ）
2024年度実績	5.1%
2030年度目標	20%

総合職本社新卒採用者数（2024年度実績：ユニチカ）

	人数（名）		
	女性	男性	合計
総合職本社新卒採用者	6	9	15

KPI	総合職本社新卒採用女性比率（ユニチカ）
2024年度実績	40%
2030年度目標	30%

b. 多様な働き方の推進

・ 多様性の受容

育児・介護中や疾病治療中の者、障がい者、海外出身者、LGBTQ+、若手、高齢者など、それぞれが個々の「違い」を受け入れ、認め、その多様性を活かすことが当社グループの力を高めていくことに繋がると考えており、入社時研修や階層別教育において理解を促している。障がい者雇用では、地域の支援学校卒業生や作業訓練所の出身者を積極的に受け入れ、障がい者雇用を推進している。雇用の場を提供することで地域に貢献するだけでなく、障がい者一人ひとりが組織の一員として能力を発揮する環境作りをすることで、従業員が多様性を理解する機会にもなっている。

・ ワークライフバランス

社員の仕事と生活の両立（ワークライフバランス）を促進するため、ノー残業デーの実施や、法定を上回る育児休職、産後休暇、子ども看護等休暇、介護休暇などの制度を設けている。育児や介護をする従業員から要望が多かった半日年休は、年14回（計7日）まで取得でき、3歳以上、小学校3年生終期までの間に勤務時間を1時間短縮できる制度を運用しており、また男性の育児休職取得も推奨している。さらに多様な働き方を支援していくために、一部部署ではフレックスタイム制度を整備するほか、リモートワーク（在宅勤務）を活用し、ディーセント・ワークを促進している。

男性育休取得人数と比率（2020～2024年度実績：ユニチカ及び一部グループ会社\*）

	人数** (名)	比率*** (%)
2020年度	3	8.1
2021年度	15	36.6
2022年度	19	52.8
2023年度	23	71.9
2024年度	26	89.7

\*2020～2022年度実績は、ユニチカ㈱、日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、ユニチカテキスタイル㈱、ユニチカガラスファイバー㈱、ユニチカガーマンテック㈱の6社  
2023年度以降実績及び2030年度KPIは「国内全グループ」

\*\*取得年度ベース

\*\*\*男性の育児休業取得率(%) = 「育児休業を取得した男性労働者数」 ÷ 「配偶者が出産した男性労働者数」 × 100

KPI	男性育休取得比率（国内全グループ）
2024年度実績	89.7%
2030年度目標	85.0%

c. 人材育成と中核人材プール

・ 教育体系の整備

従業員全体の能力の一層の底上げが、組織力の基盤をより強固にするとの考えから、教育体系を整備している。人材育成においては、従業員のキャリアパスを踏まえた「OJT」がその幹であると位置づけ、若手社員のフォローアップと指導者に対する教育・支援をより効果的に行う仕組みとしている。「OJT」を補完する仕組みである「OFF-JT」では、階層別教育、機能別教育、グローバル人材育成プログラムを充実させている。

教育・研修関連実績（2024年度実績：国内全グループ及び海外駐在者）

1人当たりの教育投資	23,923円
1人当たりの教育時間	6.2時間
のべ受講者数	5,519人
のべ研修時間	13,100時間

※1人当たり教育投資 = 全教育投資 / (国内全グループ + 海外駐在者)

・ 中核人材の育成とプール

企業価値を高める次世代リーダーとなる中核人材について、特定の階層・領域における人材プールを策定し育成を図り、定期評価、個別育成計画策定、アサインメントの年次レビュー実施率100%を目指して取り組んでいる。将来の経営人材候補：「経営人材」、生産現場の中堅幹部候補：「生産幹部人材」、デジタル技術を活用した変革・改善を推進する人材：「DX人材」という3つの人材プールを定め、各人材プールに求められるポテンシャルを有した人材を選抜して育成を行うことによって、エンゲージメントの高い人材の確保が期待できる。

「経営人材」プールは、国内外拠点のトップを含むものとし、年功や過去の評価にとらわれることなく、職責にあった実力本位の人材を抜擢している。育成においては実践的なビジネススキルを身に付けるために社外ビジネススクールへ参加する機会を与え、登用、異動、研修などの状況については定期的に代表取締役社長執行役員に報告を行って共有を図る（年次レビュー）。将来のCEOサクセッションプランにも繋がるものと位置づけて、取り組んでいく。

「生産幹部人材」プールは、事業所採用者で入社後3年間実施される「若手技能職研修」修了者や、これまでに取り組みを進めてきた「技能向上推進」の育成対象者などの中から優秀者を選抜している。技能の習熟やQC手法により現場の課題解決を図るといった「技術」重視のOJT・OFF-JTに加え、リーダーについては生産幹部人材に必要なヒューマンスキル、すなわち「人」に焦点を当てたプログラムを本格的に実施していく。

「DX人材」プールは、高度なデジタルトランスフォーメーションを実現する人材を育成し、IT人材の裾野を拡大することを目標としている。オンライン学習プラットフォームを使用し、学習コンテンツを4段階のスキルレベル（Level 0：「知識のインプット」、Level 1：「知っているから使えるへ」、Level 2：「使えるから業務改善へ」、Level 3：「業務改善から改革へ」）に設定し、育成を図っている。1年単位の継続した受講期間を設け、従業員による自律的なリスキリングやアップスキリングを推進している。また、スキルレベルの指標（ラーニングパス、アセスメント）を用意し従業員へ公開している。これにより、より高いレベルを目指す道標および測定ツールとして使用し、スキルレベルの向上と高度人材のプール化を進めている。

中核人材プールの年次レビュー実施率（2024年度実績：ユニチカ）

	実施率
2024年度	100%

KPI	中核人材プールの年次レビュー実施率（ユニチカ）
2024年度実績	100%
2030年度目標	実施率100%

d. 組織風土・環境整備

・CFTによる組織活性化

IT教育における裾野を拡大するとともに多様な人材が共に尊重し成長できる風土を醸成するために、CFT（Cross-functional Team：組織横断で編成されたチーム）活動を推進している。このCFTの取り組みは、縦割り型組織を崩すことも狙いの1つであり、また全社課題を見渡すことのできる職場環境を従業員に提供するきっかけにもなっている。2024年度は、「生成AI」「生産改善（AI）」「グローバルマーケティング」をテーマアップし、複数の事業部門、研究開発部門、管理部門の人材が参画している。また女性を積極的にメンバーに選抜、リーダーに任命することで女性リーダーの育成の場としての役割も果たしている。

・人事評価制度とローテーション

従業員がモチベーションやマインドを高く持って、能力向上とキャリア開発に取り組み自らの成長を図れるよう、様々な育成プログラムを展開しており、体系的・継続的に推進することにより企業競争力を高めていくことを目指している。

人事評価制度では、従業員の期待役割や能力開発目標を明確にするとともに、その役割に応じて成果を上げた者を公正に評価できるよう運用している。具体的には、1年間のコンピテンシー・能力・役割の向上、成果達成、業務遂行プロセスの状況に基づき評価する人事考課や、年2回の目標管理制度に基づく業績評価などを実施し、昇給・昇格、賞与に反映する。上司によるフィードバックを通じて従業員の今後の能力開発を図っている。

また、個々の従業員のキャリア開発はもとより、組織間シナジーを生み出しビジネスチャンスや業績の向上に繋げる狙いから「人事ローテーション」を実施しており、従業員の自己申告による配置希望なども踏まえながら、より効果的な運用を図っている。

（4）気候変動リスクに関する戦略並びに指標及び目標

当社グループでは気候変動に関する重要なリスク・機会として、下表の項目を認識している。当社グループでは今後、対象事業や用途領域を選定しながらシナリオ分析を深め、随時リスクと機会を見直しながら、段階的に開示情報を拡充していく予定である。

リスク・機会の特定

当社グループにおける気候変動に関連する主なリスク・機会について、短期・中期・長期の観点で特定し、整理している。



リスク・機会/財務影響/主な対応

分類	要因	事業影響	財務影響	主な対応	時間軸※1	全※2	生※3	モ※4	
移行 リスク	規制	GHG排出規制強化	炭素価格導入によるエネルギー・プラスチック原材料の価格上昇	採算コストの増加 調達コストの増加	○温室効果ガス排出量の抑制 ●製造プロセスの効率化 ●再生可能エネルギー利用の検討	中期 ～ 長期	●		
		プラスチック規制の強化	自社フィルムを含む複数素材を組み合わせたラミネート製品の需要の減少	売上の減少	○環境配慮型フィルムの開発 ●リサイクル原料やバイオマス原料の活用 ○ラミネート製品リサイクルのための処理プロセスの構築	中期 ～ 長期		●	
	市場	循環経済、脱炭素社会の進展	環境負荷の大きい素材の需要減少、低炭素な消費方式（リターナブル容器など）への切り替えによる自社製品の需要減少	売上の減少	○環境配慮型製品の事業展開・新製品開発 ●使い捨てプラスチックなどの原料に用いられている自社のナイロン樹脂やポリエステル樹脂などに対するリサイクル原料/バイオマス原料の活用 ●自社の環境配慮型製品についてカーボンフットプリント測定による透明性の高い開示の実施	中期 ～ 長期		●	
		技術	循環経済、脱炭素社会の進展	環境対応（サーキュラーエコノミー）への技術開発負担の増加	研究開発コストの増加	○技術開発業務の効率化（開発期間の短縮） ●開発工程の見直し ●マテリアルズ・インフォマティクス等のAI・機械学習の活用	中期 ～ 長期	●	
	評判	市場での評判の変化	環境対応や情報開示が不十分なことによるブランドイメージ悪化や、それによる投資対象からの除外	資金コストの増加	○情報開示の充実 ○長期環境ロードマップの策定	長期	●		
物理的 リスク	急性	気象災害の増加(洪水や干ばつなど)	自社グループ工場の被災	復旧コスト等の増加 売上の減少	○リスク管理と計画的な対応の実施	短期	●		
		気象災害の増加	取引先工場の被災に伴う原材料・部品などの入荷停止	売上の減少	○防災訓練の実施	短期	●		
	慢性	気象災害の世界的な増加に伴う保険料の上昇	保険コストの増加			長期	●		
機会	製品・サービス	循環経済、脱炭素社会の進展	リサイクル素材・バイオマス由来素材の需要の増加	売上の増加	○新製品の開発 ○拡張施策の強化 ●リサイクル素材を用いた「エンブレムCE・KCN」、「エンプレットCE」などの強化 ●ナイロン6製品のマスバランス認証によって信頼性を向上させたリサイクル素材の活用 ●バイオマス由来素材を用いた「テラマック」、「ゼット」などの強化	中期 ～ 長期		●	
			食品ロス・廃棄削減に寄与する製品の需要の増加	売上の増加	○新製品の開発 ●さらなる高機能のガスバリア性フィルムの開発 ○拡張施策の強化 ●「エンブレムHG」の海外市場への展開	中期 ～ 長期		●	
			EVシフトの進展における車両軽量化・バッテリー向け関連製品の需要の増加	売上の増加	○新製品の開発 ○拡張施策の強化 ●車両軽量化に寄与する樹脂： 金属代替を目指したナイロン6 RUNシリーズ ●バッテリー向け関連製品：LIB用フィルム	中期 ～ 長期			●
			環境対応素材の開発や実践に関する助成事業の活用	資金コストの低下	○各種助成事業のリサーチ	中期	●		

\*1 時間軸（リスク・機会発現までの期間） 短期：2027年頃、中期：2030年頃、長期：2050年頃

\*2 全（全事業共通のリスク・機会）

\*3 生（フィルム事業/樹脂事業 生活・安全領域固有のリスク・機会）

\*4 モ（フィルム事業/樹脂事業 自動車・モビリティ領域固有のリスク・機会）

シナリオ分析の実施と対応戦略

整理した気候関連リスク・機会のうち、事業への影響度、事業戦略との関連性、ステークホルダーの関心度等を勘案し、当社グループとして重要度が高いと評価したテーマについて、「2 未満シナリオおよび1.5 シナリオ」「4 シナリオ」を設定しシナリオ分析を実施している。

【使用したシナリオ】

	設定したシナリオ
2°C未満シナリオ (1.5°Cシナリオ)	・ IEA WEO 2022 APS、およびNZE ・ SSP1-2.6、またはRCP2.6 ほか各種資料
4°Cシナリオ	・ IEA WEO 2022 STEPS ・ SSP5-8.5、またはRCP8.5 ほか各種資料

IEA : International Energy Agency (国際エネルギー機関)

WEO : World Energy Outlook (世界エネルギー見通し)

NZE : Net Zero Emissions by 2050 Scenario (ネットゼロ排出量シナリオ)

APS : Announced Pledges Scenario (発表誓約シナリオ)

STEPS : Stated Policies Scenario (公表政策シナリオ)

SSP : Shared Socio-economic Pathways(共通社会経済経路)

RCP : Representative Concentration Pathways (代表的濃度経路)

#### シナリオ分析（機会）

[リサイクルプラスチックの需要増加]

##### <影響評価>

化学セクターにおいて、2 未満シナリオでの石油使用量は、燃料用は減少が想定されているが、プラスチック原料用は、4 シナリオと同様に、増加が想定されており、いずれのシナリオでも化石資源由来プラスチックの需要が今後も見込まれる。その中で、リサイクルプラスチックの使用量は、2 未満（1.5）シナリオと4 シナリオのいずれにおいても増加が想定されているが、2 未満（1.5）シナリオで特に大きな増加が想定され、循環経済・脱炭素社会の進展に伴い、リサイクルプラスチックの需要増加が見込まれる。

##### <対応戦略>

ユニチカグループでは従来より、リサイクル原料を添加した樹脂製品を取り扱ってきたが、今後はケミカルリサイクル・マテリアルリサイクルによる再生材料を使用した食品包装用フィルム「エンブレムCE」や「エンブレムKCN」、「エンブレットCE」を強化していく。また、ナイロン6製品のマスバランス認証によって信頼性を向上させたリサイクル素材も活用し、お客様の環境負荷削減目標の達成を支援する。

#### シナリオ分析（機会）

[食品ロス・廃棄削減に寄与する製品の需要の増加]

##### <影響評価>

世界全体の食料需要量については、今後も増加が想定されることから、食品ロス・廃棄の課題の重要性は今後も高まると考えられる。

食品ロス・廃棄削減の動向については、FAO(国連食糧農業機関)において世界全体の食品ロスの割合がモニタリングされているほか、SDGs目標12「つくる責任・つかう責任」において、ターゲット12.3「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。」が掲げられており、SDGsの実現を目指す社会の中で、食品ロス・廃棄削減に寄与する製品の需要の増加は、今後も進むと想定される。

##### <対応戦略>

今後、さらなる高機能のガスバリア性フィルムの開発を実施していく。また、バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」などの高付加価値品の展開を加速するとともに、より食品ロス・廃棄の課題の重要性が高まると考えられる海外市場への拡販を強化していく。

#### シナリオ分析（機会）

[EVシフトの進展における車両軽量化・バッテリー向け関連製品の増加]

##### <影響評価>

4 シナリオと2 未満シナリオおよび1.5 シナリオのいずれにおいてもEV新車販売台数は増加が見込まれるが、特に2 未満（1.5）シナリオの場合は2050年のEVの販売比率が大幅に増加すると推計される。

ユニチカグループにおける主なEV向け関連製品はEVの車両軽量化に寄与する製品として「ナイロン6樹脂（自動車用途）」があり、EVバッテリー向け関連製品として「LIB用フィルム（EV用バッテリー用途）」があり、いずれの用途の市場もEV市場に比例した成長を見込んでいる。

一方、車両軽量化に寄与する製品は現在販売しているガソリン車に適した製品からEVに適した製品への切り替えが必要となる。また、EVシフトの流れは世界的に拡大し、EV車用LIBの市場は今後も拡大すると予想される。現在は低迷しているパウチタイプだが、新たなEV用バッテリーの開発が世界的に行われており、全体的には需要の増加に伴い軽量化を狙ったフィルムを使用したパウチタイプもその一角を占めると想定される。

##### <対応戦略>

ナイロン6樹脂（自動車用途）につきましては、EVシフトを進める顧客への営業を強化し、軽量化が求められる車両部材への採用拡大を目指していく。

LIB用フィルムについては、顧客との取り組み及び開発を継続しシェア拡大を狙っていく。

#### 指標及び目標

当社グループは、製品製造時に地球環境に悪影響を与えないことを行動指針として、50年にわたって環境保全に努めてきた。温室効果ガス排出量の削減にも早くから力をいれており、他社に先駆けてガスコージェネレーションシステムを導入（2004年度宇治事業所、2006年度岡崎事業所）している。

さらに、環境中期計画において毎年の削減目標を設定し、継続的に削減活動に取り組んできた。2021年7月にはサステナブル推進プロジェクトにおいて、国内全事業所からのCO<sub>2</sub> 排出量（Scope 1, 2）を2030年度までに2013年度比で46%削減することを目標として設定した。2050年にはカーボンニュートラルを目指している。なお、CO<sub>2</sub> 排出量削減のための施策はサステナビリティ委員会が進捗を管理し、取締役会に報告している。

##### <事業活動によるCO<sub>2</sub> 排出量（Scope 1, 2）>

当社グループでは、自社事業所におけるガスなどの使用に伴う直接的なCO<sub>2</sub> 排出量であるScope 1 と、他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接的なCO<sub>2</sub> 排出量であるScope 2を毎年算定し、報告している。

2022年度に温室効果ガスの種類の算定対象を広げ、非エネルギー起源温室効果ガス（6.5ガス）をScope 1 に含めた。2013年度以降の全てのデータも非エネルギー起源温室効果ガスを加えて再計算し、KPIの「CO<sub>2</sub> 排出量」の基準値と目標値についても、非エネルギー起源温室効果ガスを加えた値に修正した。2013年度比46%削減という2030年度目標は据え置きとしている。

国内全事業所（本社、営業所を含む）における2024年度のCO<sub>2</sub> 排出量はScope 1 とScope 2 を合わせて234kt-CO<sub>2</sub> e だった。政府目標と同じ2013年度を基準年とした場合の削減率は34%である。46%減という目標達成に向け、省エネ設備への更新などの施策を進めている。

海外事業所における2024年度のCO<sub>2</sub> 排出量はScope 1 とScope 2 を合わせて58kt-CO<sub>2</sub> eだった。2018年度を基準年として比較すると16%減少した。

KPI	CO <sub>2</sub> 排出量 1（国内全事業所）
2023年度実績	231kt-CO <sub>2</sub> e（2013年度比35%削減）
2024年度実績	234kt-CO <sub>2</sub> e（2013年度比34%削減）
2030年度目標	193kt-CO <sub>2</sub> e（2013年度比46%削減）

1 非エネルギー起源温室効果ガスを含む

自社以外のサプライチェーンにおけるCO<sub>2</sub> 排出量（Scope 3）

2022年度より、Scope 3 1のCO<sub>2</sub> 排出量の算定を開始した。2024年度の排出量は910kt-CO<sub>2</sub> e 2であった。詳細は当社ウェブサイト上で公開予定である。

1. 当社の事業に関するサプライチェーン（原材料調達から最終製品の廃棄まで）から発生するCO<sub>2</sub> のうち、Scope 1 とScope 2 を除いたものの合計。
2. 2023年度の対象範囲は当社および、グループ会社4社（日本エステル㈱、ユニチカトレーディング㈱、テラボウ㈱、㈱アドール）としていたが、2024年度はさらにグループ会社2社（ユニチカガラスファイバー㈱、ユニチカガラスピース㈱）を追加した。

物流におけるCO<sub>2</sub> 排出量の削減

物流においては、モーダルシフト、輸送効率化などを進め、原材料、製品、廃棄物などの搬入出と排出に伴う環境負荷の低減に取り組んでいる。行政へ届け出た当社が特定荷主となる2024年度の輸送量は42,963kt・km、CO<sub>2</sub> 排出量は16.8kt-CO<sub>2</sub>（2013年度比37%削減）となった。今後もアイドリングストップやエコタイヤの推進、鉄道利用の拡大などにより、グループ全体でクリーン物流に取り組んで行く。

### 3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがある。なお、当社グループはこれらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生の回避やその影響を最小限に止めるなどの事前対応、または発生した場合の事後対応に努めるものとしている。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 法令等の順守に関するもの

当社グループが事業を遂行していく上で、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの業績又は財政状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他2社の計3社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2021年8月24日に受領した。その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短期間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償等（2,142百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

なお、2024年1月15日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった修補工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて1,835百万円に減縮する申立てを行っている。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。

当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2022年12月1日に受領した。その内容は、原告が請負人となっている下関港（新港地区）ケーソン製作工事外1件において当該高伸度防砂シートを使用していたところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等（60百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。

#### (2) 財務報告に関するもの

当社グループでは、不正な会計処理等により適切な財務報告がなされないリスクが発生する可能性がある。当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの信用の失墜及びそれに伴う売上高の減少や損害賠償費用の発生等により、当社グループの業績又は財政状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。

#### (3) 製品の安全・品質保証に関するもの

当社グループは製品の品質管理に万全を期し、製品の欠陥等の発生を未然に防止している。また、万が一の製品事故に備えた損害保険に加入している。しかしながら、予測できない原因により製品に重大な欠陥が発生した場合、回収費用、社会的信用の毀損、多大な補償・訴訟費用、賠償費用の負担などにより、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (4) 情報システムに関するもの

当社グループでは、情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めている。従業員、業務委託先又はその他の者による不正なアクセス等により、今後、仮に当社が保有する個人情報やその他重要な情報が外部に漏えい等した場合には、損害賠償請求や行政調査、指導又は処分を受ける可能性があり、また、かかる事案に対応するための時間及び費用が生じること、当社グループの社会的信用が毀損すること等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある。

#### (5) 災害・事故等に関するもの

当社グループにおいて、合繊原料など化学物質を取り扱う工場を中心として、万一、甚大な事故災害が発生した場合は、それに伴って生じる社会的信用の低下、補償などの対策費用、生産活動の停止による機会損失などによって、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

(6) その他ユニチカグループの業務遂行に関するもの

原燃料価格の変動にかかるもの

当社グループにおいて、高分子事業及び合成繊維事業にて取り扱う製品は、主としてナフサから精製される化学原料を加工したものである。また事業所などで使用される重油、天然ガスなどの原料も含めて、石化原料の購入価格の変動をタイムリーに製品価格への転嫁や生産性向上などの内部努力により吸収することができず、十分なスプレッドを確保できなかった場合は、各原燃料価格の変動が当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

為替・金利レートの変動にかかるもの

当社グループの海外事業については、円建ての取引を基本としているが、現地通貨建てにて取引を行う項目に関しては、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける場合がある。これら為替レートの変動が生じた場合、円換算後の売上高やコストへの影響が生じ、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、金利変動によるリスクについては、為替変動と同様に当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

海外事業にかかるもの

当社グループは東アジア、欧米並びに南米などの地域において事業展開を図っているが、予測しえないカントリートリスクの発生の懸念もある。これらの事象が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

貸し倒れにかかるもの

当社グループの取引先の信用不安によって予期せぬ貸し倒れが顕在化し、それに伴う追加の損失や引当の計上が必要となる場合は、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

固定資産の減損にかかるもの

当社グループでは、様々な有形固定資産や無形資産を保有している。これらの資産は、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を行っている。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定については慎重に検討しているが、事業環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、固定資産の減損損失を計上することも予測され、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

その他の主な変動要因にかかるもの

上記の他、事故、地震・台風・竜巻などの自然災害、新型インフルエンザ等感染症の流行などが、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりである。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移した。訪日外国人の増加によるインバウンド需要の拡大、賃上げの動きによる個人消費の下支えに加え、企業の競争力強化に向けた設備投資も活発化した。一方、人手不足が深刻化する中、人件費や物流コストの上昇が企業の収益構造に影響を及ぼした。さらに、地政学的リスクの長期化、金利や為替相場の変動などに加え、米国の金融・通商政策の動向や中国経済の減速懸念などの影響もあり、先行きに対する不透明感は依然として残っている。

このような状況の下、当社グループは、株式会社地域経済活性化支援機構（以降、「機構」と略す）の支援による事業再生計画を2024年11月28日に公表し、2025年2月7日開催の臨時株主総会において関連議案のご承認を受け、不採算事業からの撤退等を骨子とした事業再生計画の実行を決定した。また、前期の厳しい業績を受け、赤字からの脱却を最優先の課題として、経費削減を始めとしたコストダウンなどの自助努力、価格改定による収益の改善、より付加価値の高い高機能製品の拡販による収益力の強化に取り組んできた。なお、事業再生計画は取引金融機関による最大430億円の債権放棄等の金融支援を前提としており、取引金融機関からのご同意も得ている。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比6.8%増収の、126,411百万円となった。営業利益は5,851百万円（前期は2,475百万円の営業損失）となった。円高の進行により外貨建資産の為替評価損155百万円を計上した結果、経常利益は4,693百万円（同1,014百万円の経常損失）となった。また、事業再生計画にしたがい、当社及び当社グループが保有する固定資産について将来の回収可能性を検討した結果、37,932百万円の事業構造改善費用（固定資産の減損損失）を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は24,283百万円（同5,443百万円の当期純損失）となった。

事業セグメント別の経営成績は次のとおりである。

#### [高分子事業セグメント]

高分子事業セグメントでは、原燃料価格が高止まりする中、販売量の回復により工場の稼働率が好転し、コストダウン施策の効果と併せて製造コストが低減したほか、各製品において価格改定を実施したことで、収益が改善した。

フィルム事業では、主力の食品包装用途において、期間を通じて市況が回復したことで、ナイロンフィルム、ポリエステルフィルムともに販売量が回復した。工業分野では、一部の半導体関連用途は堅調であったが、その他の工業用フィルムの販売が伸び悩み、同分野全体での販売量は横ばいであった。また、コストダウン施策の効果により、営業利益は増加した。

海外においては、不採算販売の見直しにより、収益は改善したが、安価製品との価格競争が続いた。

この結果、事業全体で増収増益となった。

樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、自動車部品用途の販売が期間を通じて低調であったほか、電気電子部品の需要回復が遅れている影響で販売量が減少した。売上高は微増に止まったが、価格改定を実施した効果で営業利益は大幅に改善した。機能樹脂は、接着剤、コーティング用途において高機能製品の販売が伸長し、収益は大幅に向上した。この結果、事業全体で増収増益となった。

以上の結果、高分子事業セグメントは増収増益となり、売上高は55,393百万円（前期比8.5%増）、営業利益は6,000百万円（前期は603百万円の営業利益）となった。

#### [機能資材事業セグメント]

機能資材セグメントでは、前期に落ち込んでいた電子材料分野を中心とした販売量の大幅な回復により生産量が増加し、製造コストの低減につながった。各製品において価格改定を実施した結果、収益が回復し、前年の営業赤字から黒字に転換した。

活性炭繊維事業では、主力の浄水用途の販売は堅調であったが、空気浄化用途のVOC除去シートの販売が低調で、売上高はやや減少した。

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、建築資材用途の市況が好調で、不燃テント・シート等の販売が伸長した。電子材料分野は、生成AIや関連するデータセンター向けの特定分野で好調を継続する一方、汎用半導体市況は本格的な回復まで至らない中、当社商品は携帯端末向けのハイエンドメモリを中心に、半導体パッケージ基板向けに高機能ガラスクロスの販売が伸長した。

ガラスびーズ事業では、道路用途は道路工事件数の減少が続く中、海外競合品に対する競争優位性が受け入れられ、販売シェアを拡大した結果、売上高はやや増加した。工業用途では、高精度ガラスびーズなどの高機能製品の販売が伸長した。

不織布事業では、フィルターやスキンケア用品向けを中心に、ポリエステル系スパンボンド、コットンスパンレースともに販売が回復した。価格改定に取り組んだ効果で収益が改善し、赤字が縮小した。

産業繊維事業では、ポリエステル短繊維の販売は堅調であったが、期後半に販売が減少した。ポリエステル高強力系においても同様に販売が減少した。一方、原料価格などのコストアップに対し、価格改定を実施した結果、売上高が増加し、営業赤字が縮小した。

以上の結果、機能資材事業セグメントは増収増益となり、売上高は37,037百万円（前期比8.3%増）、営業利益は298百万円（前期は2,478百万円の営業損失）となった。

#### [ 繊維事業セグメント ]

衣料繊維事業では、主力のユニフォーム分野は、官需の販売は好調で、民需についても概ね堅調に推移した。一般衣料分野、寝装分野及びスポーツ衣料分野は、期間を通じて需要が低迷し、販売は苦戦した。グローバル事業は、デニム生地 of 輸出販売が回復した。産業資材事業は、生活関連用品は堅調に推移し、電気・電子用途の販売が好調であった。

以上の結果、繊維事業セグメントは増収増益となり、売上高は33,923百万円（前期比2.8%増）、営業損失は357百万円（前期は523百万円の営業損失）となった。

#### [ その他 ]

その他の事業については、売上高は57百万円（前期比4.2%増）、営業損失は82百万円（前期は87百万円の営業損失）となった。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,933百万円増加し、13,120百万円となった。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失であったが、事業構造改善費用などの非資金項目を加えたキャッシュ・イン・フローなどにより、6,293百万円の資金の増加（前期は8,169百万円の資金の増加）となった。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資に伴う支出などにより、3,146百万円の資金の減少（前期は7,541百万円の資金の減少）となった。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済などにより、435百万円の資金の減少（前期は279百万円の資金の減少）となった。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの生産活動の大半は、当社、日本エステル(株)、ユニチカテキスタイル(株)、ユニチカグラスファイバー(株)、ユニチカガラスビーズ(株)、P.T.EMBLEM ASIA及びTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.で行われているため、これらの会社の実績により記載している。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
高分子事業	56,883	9.7
機能資材事業	26,803	16.4
繊維事業	609	19.9
報告セグメント計	84,296	11.4
その他	-	-
合計	84,296	11.4

(注) 生産高を明確に表示するため、外注生産高を含む総生産高で記載している。

b. 受注実績

当社グループは主として見込生産を行っている。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前期比(%)
高分子事業	55,393	8.5
機能資材事業	37,037	8.3
繊維事業	33,923	2.8
報告セグメント計	126,354	6.8
その他	57	4.2
合計	126,411	6.8

(注) 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はない。



(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 経営成績及び財政状態の分析

a. 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ8,070百万円(6.8%)増収の126,411百万円となった。食品包装用途や生活資材用途の市況が好転し、販売数量が回復した効果と、製品価格の改定を行った効果等により、増収となった。

b. 営業損益

当連結会計年度の営業損益は、前連結会計年度に比べ8,326百万円(前連結会計年度は2,475百万円の営業損失)増益の5,851百万円となった。不採算販売の見直しと価格改定により収益性が改善した効果と、工場稼働率の向上や各種コストダウン施策により原価が低減した効果により、増益となった。

c. 営業外損益と経常損益

当連結会計年度の営業外損益については、為替の影響などにより、営業外収益は、前連結会計年度に比べ2,072百万円(66.9%)減少の1,024百万円となり、営業外費用は、前連結会計年度に比べ547百万円(33.4%)増加の2,183百万円となった。これらの要因により、当連結会計年度の経常損益は、前連結会計年度に比べ5,707百万円(前連結会計年度は1,014百万円の経常損失)増益の4,693百万円の経常利益となった。

d. 特別損益

当連結会計年度の特別損益については、特別利益は、前連結会計年度に比べ152百万円(前連結会計年度は11百万円の特別利益)増加の164百万円となった。特別損失は、各セグメントでの事業構造改善費用を計上したことなどにより、前連結会計年度に比べ35,112百万円(770.3%)増加し39,671百万円となった。

e. 親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益については、特別損失が増加した影響等により、前連結会計年度に比べ18,839百万円(前連結会計年度は5,443百万円の当期純損失)減少の24,283百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となった。

f. 総資産

総資産は、前連結会計年度末に比べ36,902百万円減少し、149,430百万円となった。これは、主として有形固定資産が減少したことによるものである。負債は、前連結会計年度末に比べ14,888百万円減少し、133,197百万円となった。これは、主として繰延税金負債が減少したことによるものである。純資産は、前連結会計年度末に比べ22,014百万円減少し、16,233百万円となった。これは、主として親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が減少したことによるものである。

ロ. セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析

当連結会計年度の事業セグメント別の経営成績については、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりである。

ハ. 資本の財源及び資金の流動性について

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フロー分析については、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

b. 契約債務

2025年3月31日現在の契約債務の概要は以下のとおりである。

契約債務	年度別要支払額（百万円）				
	合計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
短期借入金	38,319	38,319	-	-	-
長期借入金	53,822	52,623	809	107	281
リース債務	1,385	426	945	13	-

c. 財務政策

当社グループは、株式会社地域経済活性化支援機構（以降、「機構」と略す）の支援による事業再生計画を2024年11月28日に公表し、2025年2月7日開催の臨時株主総会において関連議案のご承認を受け、不採算事業からの撤退等を骨子とした事業再生計画の実行を決定した。今般の構造改革には大規模な資金調達・資本増強が必要となるが、機構からの第三者割当増資金約200億円や融資枠150億円の設定により構造改革資金を調達することとしている。なお、第三者割当増資と融資枠の設定は2025年4月30日に実施済である。

また、当社と取引銀行1行との間で90億円の当座貸越契約を締結し、運転資金についての流動性を確保している。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はない。

機構の再生支援の下で、企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により取引金融機関に金融支援を依頼し、機構からの本第三者割当増資による資金調達を得て財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、課題事業の構造改革や徹底したコスト削減、さらには、収益事業における収益力強化等を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図る。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されている。この作成においては、経営者による会計方針の選択と適用を前提とし、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としている。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合がある。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載している。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりである。

## 5【重要な契約等】

(合併関係)

契約会社	相手先	対象国	契約内容	契約締結年月日 (有効期間)
当社	PT.GRAHA UPAYA MANDIRI 丸紅株式会社	インドネシア	左記2社との共同出資によるナイロン6同時二軸延伸フィルム製造販売会社設立 資本金10,000千USD 当社出資比率60.00% (提出日現在:資本金43,800千USD 当社出資比率87.27%) (1995年11月15日P.T.EMBLEM ASIA設立)	1995年5月29日 (契約発効後、合併会社の存続する期間)

(第三者割当による種類株式の発行に係る投資契約の締結)

当社は、2024年11月28日付で、株式会社地域経済活性化支援機構(住所は東京都千代田区大手町一丁目6番1号。以下「機構」という。)との間で、第三者割当の方法により機構に対して総額20,000,776,536円のC種種類株式を発行すること(以下「本第三者割当増資」という。)等に関して投資契約(以下「本投資契約」という。)を締結した。

1. 本投資契約の目的、意思決定に至る過程及び企業統治に及ぼす影響

当社は、2014年7月以降、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を行い、一時的に業績及び財務体質は良化したものの、抜本的な構造改革の完遂には至らず、2017年度以降、売上高、営業利益とともに減少基調が継続し、2024年3月期には、円安・原燃料価格の高騰によるコスト上昇、市況の変化に伴う需要減少、高分子事業においては東南アジアを中心とする海外での競争激化による販売単価下落、衣料繊維におけるコモディティ化による収益低下の影響を受けて、連結決算開始以来、初めての営業赤字を計上し、また減損も実施したことで54億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。

このような状況を受け、当社は、将来に亘り持続的な成長をしていくためには、十分な資金調達を行ったうえで構造的に課題を有する事業の見直しや、徹底したコスト削減を含む本社体制の見直し等を含めた抜本的な構造改革を断行するとともに、高分子事業等の将来性のある事業への投資を行い、事業成長を推進していくため、事業再生計画を策定し、実行することを決意した。

もっとも、収益力に比して過大な有利子負債を負担している状況においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っていた。当社は、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、新規の資本出資及び融資が可能であること、事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること、取引金融機関の利害調整等が可能であること等から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断し、株式会社三菱UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むことにし、機構の再生支援の下で、企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により取引金融機関に金融支援を依頼し、機構からの本第三者割当増資による資金調達を得て財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、課題事業の構造改革や徹底したコスト削減、さらには、収益事業における収益力強化等を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図るためには、機構の支援を受けることが最適と判断した。

このような経緯のもと、当社は、2024年11月28日開催の取締役会において、機構との間で本投資契約を締結し、第三者割当の方法により、総額20,000,776,536円のC種種類株式を発行することを決議した。

当社としては、機構による当社経営への寄与により、事業再生計画の迅速かつ適切な遂行及びガバナンス体制の強化を図ることができるものと考えている。

2. 本投資契約の内容

役員候補者指名権に関する合意内容

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、機構が、当社の取締役につき、取締役の員数の半数に1を加えた人数以内、当社の監査役につき、2名以内で指名する権利を有することを合意している。

事前承諾事項等に関する合意

当社は、機構との間で、当社並びに連結子会社である日本エステル株式会社及びユニチカスパークライト株式会社(以下3社を総称して「当社ら」という。)に関して、本第三者割当増資の実行後、機構による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないことを合意している。

- ・定款の変更
- ・株式交換、株式移転、株式交付、合併又は会社分割その他の組織再編
- ・株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行又は処分、自己株式又は自己新株予約権の取得又は消却、その他既存株主の持株比率に影響を与える行為
- ・社債の買入消却又は繰上償還
- ・株式等の分割、併合、無償割当てその他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項
- ・株主又は潜在株主との投資関連契約(その名称を問わず、事業、運営、統治等又は株式等の譲渡、買収等に関する事項を定める契約を含む。)の締結、変更又は解除
- ・他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為
- ・資本金又は資本準備金の額の増加又は減少
- ・剰余金の配当、中間配当その他の剰余金の処分(但し、機構に対するものを除く。)
- ・第三者に対する金銭の貸付、担保の提供、保証債務の負担、第三者からの借入れ
- ・一定の金額以上である資産(不動産を含む。)の売却、賃貸その他処分行為又は譲受け若しくは賃借
- ・一定の金額以上となる設備投資、経費の支払いその他の支出

また、当社は、機構との間で、当社らに関して、本第三者割当増資の実行後、機構派遣取締役(但し、当該取締役会の決議について会社法第369条第2項に基づき議決に加わることができない取締役は除く。)による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないことを合意している。

- ・ 保有する株式等に基づく権利の行使、保有する株式等の処分
- ・ 当社グループ間における金銭の貸付・借入れ、担保の提供、保証債務の負担
- ・ 当社らにおける、一定の金額以上の接待交際費、業務委託費の支出、仕入、設備投資、経費の支払いその他の支出
- ・ 払込金管理口座からの資金移動
- ・ 株主総会又は種類株主総会の開催及び議案の決定
- ・ 当社らにおける代表取締役の選定
- ・ 当社グループにおける取締役及び監査役の選定
- ・ 取締役等による免除に関する定款の定めに基づく取締役の責任免除又は責任限定契約に関する定款の定めに基づく責任限定契約の締結（但し、引受人派遣取締役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。）
- ・ 取締役等との間の補償契約又は役員等賠償責任保険契約の締結（但し、引受人派遣取締役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。）
- ・ 取締役による競業取引又は利益相反取引の承認
- ・ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 内部統制制度の構築又は変更、社内規則の変更
- ・ 訴訟、仲裁、調停その他紛争解決手続の提起若しくは申立て、又は司法上若しくは行政上の手続の開始
- ・ 和解、調停成立その他の判決等又は仲裁判断等によらない紛争解決手続の終結
- ・ 重要な契約の締結、変更若しくは終了又は変更その他重要な法律行為

## 6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、長年にわたり蓄積してきた技術力を基盤とし、新技術の開発、応用を進めて、多様化する社会のニーズに応える商品開発を図り、もって事業基盤の強化と新規事業の拡大を行うことを目標としている。

当連結会計年度の研究開発費は3,220百万円であり、この中には総合研究所で行っている全社共通テーマの各事業部門に配賦できない費用1,084百万円が含まれている。

### (1) 高分子事業セグメント

フィルム事業では、高付加価値品の展開および拡大を推進している。高耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」は、耐熱性と溶融加工性が評価されポリイミドフィルムの代替としてモバイル機器向けの採用が増加し、販売量は着実に増加している。また、顧客からの様々な要望に応えるため、新たな生産設備の投資を実行した。これにより、生産能力の向上と多品種対応が可能となり、今後はFPC（フレキシブルプリント基板）および関連基材や、耐熱性と無色透明性、優れた衝撃吸収性能などの特長を活かした用途への展開を進めていく。シリコンフリー離型PETフィルム「ユニピール」は、年々、高まる高品位化への要望に対応することで、銘柄も増加し、着実に販売量が拡大している。また、高粗度PETフィルム「エンプレットPTH、PTHA」の性能が国内だけでなく、海外まで認められて、販売量が拡大している。

柔軟性のある有機系バリア層をナイロンフィルムに積層した新規バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」もボイル・レトルト用途に対する高いガスバリア性能と食品の色目保持効果が格段に高いことから、漬物、惣菜、農産加工品を中心に国内だけでなく、海外でも採用が拡大し、ユニチカバリアフィルム商品群の主力銘柄に成長した。

さらに、昨今の環境問題への意識の高まりの中、循環社会による持続可能な成長社会を目指す「Circular Economy:CE循環経済」の考えに基づいて、当社の重合設備にてケミカルリサイクルし、再生した樹脂を使用したフィルム「エンブレムCE」と「エンプレットCE」は、ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルを併用することで、機械物性、印刷適性などを損ねることなく、二酸化炭素の排出量を削減できるため採用が進んでいる。さらに、「エンブレムCE」にバリア性を付与した、「エンブレムKCN」も食品包装分野を中心に採用が拡大している。

樹脂事業では、当社固有のエンジニアリングプラスチックであるポリアリレート樹脂「Uポリマー」については、その広い温度域における性能、寸法の安定性から、スマートフォン、タブレット用途などのほか、自動車用ランプ用途で引き続き販売を継続している。さらに、新たに開発した溶剤可溶タイプのポリアリレート樹脂「ユニファイナー」の引き合いも増えており、優れた耐熱性と電気特性から、多用途で評価が進んでおり、早期実績化を目指している。ポリアミド樹脂について高耐熱性ポリアミド樹脂である「ゼコット」は、バイオマスプラスチックでありながらスーパーエンジニアリングプラスチックに属し、電気・電子用途のほか、摺動用途など多くの自動車用テーマを獲得して採用が進んでいる。「ナノコン」については、メタリック着色、ピアノブラック着色等の高外観グレードで、家電関係や自動車関係に採用が増えており、特に注目度の高い欧州での自動車内装材への採用が始まった。

オレフィン系エマルジョンである「アローベース」は、環境に優しい水系のコーティング材料であり、包装材料などの接着層、コーティング層として拡大しているほか、金属と樹脂といった異種材料の接着に効果が認められ引き合いが増加している。また、ナノ多孔膜を形成することができるポリイミドワニスについては、リチウムイオン電池の熱暴走を防ぐ新たな技術として高い関心が寄せられ、ユーザーでの評価が続いている。環境意識の高まりを背景に、サステナブルな社会の実現に向けて環境配慮型素材へのニーズが高まっている状況の中、環境に貢献する100%マテリアルリサイクルが可能なナイロン樹脂「ナノコン」さらに、ケミカルリサイクルナイロン6樹脂の展開も注力している。2024年12月にはマスバランス方式によるマテリアルリサイクルナイロン樹脂に関してISCC PLUS認証を取得した。

バイオマスプラスチック事業では、バイオマスプラスチックの普及に向けた研究開発を引き続き進めている。前述した「ゼコット」は、スーパーエンジニアリングプラスチックでありながらバイオマスを原料とした樹脂であり、ポリ乳酸を用いた環境素材「テラマック」とともに、ユニチカの高い環境意識を象徴した製品としての役割も期待されている。用途開発においては、それぞれの特性をユーザーのニーズと一致させることに注力しており、「ゼコット」の電気、自動車用途への適用に加えて、「テラマック」については、音質の良さから楽器（リコーダー）に採用されるなど、広がりを見せており、その成果を示す例が出てきている。

当事業セグメントに係る研究開発費は1,127百万円である。

### (2) 機能資材事業セグメント

ガラス繊維事業では、産業資材用途で顧客ニーズに応えた各種のガラスクロス、及びそれら処理加工、複合品の製品開発を進めている。ユーザーから好評価を得ている透明性に優れたガラス繊維強化樹脂シート（ユークリアーシート）では新規商品展開として製造時の環境負荷を低減した商品を開発し、販売強化を行っているところである。また、膜天井材等の建築不燃認定品の開発にも注力している。

電子材料用途においては、スマートフォンなどに搭載される各種プリント配線基板用ICクロスとして超薄ガラスクロスや特殊ガラス（低熱膨張性、低誘電性）を使用したクロスの生産技術の革新に取り組んでいる。また次世代材料の開発ではさらに薄いガラスクロスを見込む顧客要求の高まりを受けて、より薄さを追求した超々薄ガラスクロス（特殊ガラスを含む）などの高機能な製品の開発に力を入れている。

活性炭繊維事業では、液相分野においては、分子サイズの小さい物質から大きな物質の吸着に有効な幅広い細孔構造を持つ、各種活性炭繊維と機能性繊維の複合化により多成分除去が可能な、国内外の規格適合フィルターを日本及び欧米浄水器市場に展開している。また、高寿命、かつ、低圧力損失、耐熱性を有する繊維・粒状ミックスカーボンフィルターを工業プロセス及び医療用途へ拡販を進める。気相分野においては、四大悪臭（アンモニア、トリメチルアミン、硫化水素、メチルメルカプタン）除去用に加え、揮発性有機化合物（VOC）の中でも、特に揮発性が高く、人体への有害性が強い、ホルムアルデヒドやアセトアルデヒドに対する吸着性能を向上した特殊活性炭繊維シートを開発し、自動車用に加え、空気清浄機やマスク等、空気浄化用として、海外展開を進めている。

ガラスビーズ事業では、粒度分布をシャープにコントロールした「高精度ユニビーズ」について、半導体や電気・電子材料分野向けを中心とした新規ユーザー獲得に向け、さらなる技術改良・開発に取り組んでいる。

また、従来製品にはない新規ガラス材料を素材とする球状製品について、ユーザーからのニーズに応えるべく、ガラス溶解・粉碎・球状化・分級・異形選別などのノウハウを活かした技術開発を進めている。

不織布事業において、スパンボンド分野では、異形断面系形状である「ディラ」は、特異な繊維構造を実現し、その高通気性からフィルター材、ワイパー材等の用途展開を図り採用に繋がっており、他素材との複合品の開発も行っている。抗アレルギー・消臭・抗菌等の多機能性を有する新たな用途への展開も進めており、「ユニダイヤ」として販売を実施している。コンクリートの高品質・長寿命化を可能にしたコンクリート湿潤養生シート「アクアバック」を開発し上市している。スパンレース分野では、コットン素材の持つ優位性から国内外の衛材用途を中心に積極的な開発を推し進めており、撥水や抗菌等の機能性や柄付け等の意匠性の開発により採用実績に繋がっている。また、コットンと長繊維不織布との積層品を「コットエース プラス」として、コットンの風合いを活かしつつ長繊維不織布の強度やシール性をうたった積層品として、2021年上期より販売を開始している。

産業繊維事業では、ポリ乳酸紡糸技術による「Material Extrusion方式（熱で融解した造形材料を少しずつ積み重ねていく方式）」に使用される3Dプリンター用フィラメントにおいて、ポリ乳酸製オリジナル、『3Dプリンター用“感温性”フィラメント』、そしてポリ乳酸製の弱点をカバーして造形表現の幅を広げることを実現する易研磨性ポリ乳酸フィラメントも品揃えに加えた。

また、業界で初めて製品化したナイロン6樹脂製の中空系膜フィルターは、これまでの平膜タイプの同樹脂製フィルターに比べて高流量、かつ、長寿命であり、有機溶剤系での使用にも耐えられることから、半導体や化学分野で使用される薬液に含まれる不純物の除去などの用途で採用が続いている。さらに、孔を微細化した限外濾過膜、ナノ濾過膜の開発に成功し、蒸留等の分離プロセスを膜分離で代替できる省エネルギー技術として実用化開発を進めている。その他、高性能・高機能な膜分離を実現させるため、他素材も含めた研究開発を加速している。

当事業セグメントに係る研究開発費は974百万円である。

### （3）繊維事業セグメント

環境対応型高機能繊維の開発に注力している。高機能リサイクルポリエステル繊維シリーズとして、潜在捲縮型繊維「ゼットテン」、20葉断面繊維「セシェ」等を、また、バイオマス繊維シリーズとして、ナイロン11繊維「キャストロン」等を開発し、市場では大きな注目を浴びている。また、主要グループ企業では「GRS」、「GOTS」等の認証の取得も完了した。

また、ユニチカトレーディング(株)とシキボウ(株)とで、2021年4月に繊維部門における企業間ビジネス連携に合意し、両社の国内外の工場を活用した、ユニークで高機能な商品開発を実施中である。

2024年1月に「次世代のサステナブル素材、“カポック”を用いた芯鞘二層構造糸『PALPA × KAPOK』（パルパー×カポック）を使用した衣料製品販売について」を発表した。以降、複数社で大型案件の採用が進んでいる。さらなる拡販に向けての開発も継続中である。

当事業セグメントに係る研究開発費は33百万円である。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、「グループ企業価値の拡大」に重点を置いており、当連結会計年度は高分子事業を中心に全体で2,725百万円の設備投資を実施した。

高分子事業では、フィルム製造工場建物改修工事等により1,434百万円の設備投資を実施した。

機能資材事業では、ガラスクロス、ガラス繊維、ガラスビーズの生産設備の維持更新等により919百万円の設備投資を実施した。

繊維事業では、生産設備の維持更新工事等により97百万円の設備投資を実施した。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりである。

##### (1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	建設仮 勘定		合計
宇治事業所 (京都府宇治市)	高分子 事業他	フィルム・ 樹脂の生産 設備他	3,977	6,227	269	25,753 (240)	-	1,762	37,989	581
岡崎事業所 (愛知県岡崎市)	機能資 材事業	不織布 生産設備他	0	0	0	3,018 (109)	-	0	3,019	174
垂井事業所 (岐阜県不破郡 垂井町)	機能資 材事業	спанレー ス生産設備	0	0	0	527 (84)	-	-	527	52

(注) 1. 上記以外に本社建物等を賃借しており、年間賃借料は312百万円である。

2. 宇治事業所の設備の一部は、ユニチカグラスファイバー(株)等の子会社に賃貸している。従業員数は、提出会社及び子会社を含めた就業人員を記載している。

##### (2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	建設仮 勘定		合計
日本エス テル(株)	岡崎工場 (愛知県 岡崎市)	高分子 事業	エステル製 品の生産設 備	0	0	0	2,828 (121)	-	0	2,829	167
ユニチカ テキスタ イル(株)	常盤工場 (岡山県 総社市)	繊維 事業	綿・化合織 維製品の生 産設備	129	97	0	42 (64)	-	-	270	39
ユニチカ グラス ファイ バー(株)	垂井工場 (岐阜県 不破郡垂 井町)	機能資 材事業	ガラスクロ スの生産設 備	1,036	915	35	245 (40)	-	26	2,260	118
ユニチカ グラス ファイ バー(株)	京都工場 (京都府 宇治市)	機能資 材事業	ガラス繊維 の生産設備	226	2,343	19	279 (6)	-	5	2,874	76
ユニチカ ガラス ビーズ(株)	本社工場 (大阪府 枚方市)	機能資 材事業	ガラスビー ズの生産設 備	355	163	13	749 (7)	-	157	1,440	56

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメン トの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
				建物及 び構築 物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リー ス資 産	建設仮 勘定	合計	
P.T. EMBLEM ASIA	インドネ シア	高分子 事業	ナイロン フィルムの 生産設備	595	1,309	15	824 (50)	-	43	2,788	267

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設、改修等

会社名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 宇治事業所	京都府 宇治市	高分子 事業	フィルム製造工 場建物改修工事 等	6,269	3,233	自己資金 及び借入 金	2021年 10月	2032年 3月	-

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はない。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	178,600,000
A種種類株式	21,740
B種種類株式	5,759
計	178,600,000

(注)1. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計は178,627,499株となるが、当社定款に定める発行可能株式総数は178,600,000株と記載している。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されていない。

2. 2025年2月6日書面決議のA種種類株主による種類株主総会、B種種類株主による種類株主総会及び2025年2月7日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議に基づき、2025年4月30日付でA種種類株式及びB種種類株式に関する規定の削除、C種種類株式の発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更が行われ、以下のとおり各種類の発行可能種類株式総数を規定している。

普通株式	519,770,743株
C種種類株式	115,504,600株
計	519,770,743株

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,752,343	57,752,343	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
A種種類株式 (当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	21,740	-	非上場	(注)1、2、 3 単元株式数 1株
B種種類株式 (当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	944	-	非上場	(注)1、2、 4 単元株式数 1株
C種種類株式	-	115,504,600	非上場	(注)5 単元株式数 100株
計	57,775,027	173,256,943	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

##### (A種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

##### (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、2020年7月31日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。

取得価額は、2021年1月31日(同日を含む。)以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額に修正され、修正後

取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。

- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- (ア) 取得価額の下限  
35円
- (イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
621,142,857株(累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。)
- (4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無  
当社は、払込期日以降いつでも、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。
- (B種種類株式)
- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。
- (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度  
当初取得価額は、2018年7月31日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。  
取得価額は、2019年1月31日(同日を含む。)以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額(但し、2020年8月1日以降については、2020年7月31日における取得価額)の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- (ア) 取得価額の下限  
35円
- (イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
164,542,857株(累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。)
- (4) 当社の決定によるB種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無  
当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

上記各種種類株式の(1)乃至(4)の詳細は、A種種類株式については下記(注)3の4.乃至6.、B種種類株式については下記(注)4の4.乃至6.を参照。

(注)2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(A種種類株式)

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はない。
- (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。
- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はない。
- (5) その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はない。

(B種種類株式)

( 1 ) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 9 項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はない。

( 2 ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

( 3 ) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

( 4 ) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はない。

( 5 ) その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はない。

(注) 3 . A種種類株式の内容は、次のとおりである。

#### 1. 剰余金の配当

##### (1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### (2) 優先配当金の金額

A種種類株式 1 株当たりのA種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（A種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式 1 株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金（但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

##### (3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第 8 号口若しくは同法第760条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### (4) 非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### 2. 残余財産の分配

##### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2020年7月31日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、2020年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2021年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式

数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。  
 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資

される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

- (7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

- (9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 5. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えな

い範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B種種類株式について発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当が第2順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 4. B種種類株式の内容は、次のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主とあわせて以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金（但し、下記(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

### (3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

## 3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 普通株式対価取得請求権



B種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、2018年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2019年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額（但し、2020年8月1日以降については、2020年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれが高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分

割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式数} \\ & - \text{当社が保有する} \\ & \text{普通株式の数}) \end{aligned} + \frac{\begin{aligned} & \text{新たに発行する} \\ & \text{普通株式の数} \end{aligned} \times \begin{aligned} & \text{1株当たり} \\ & \text{払込金額} \end{aligned}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{aligned} & (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\ & + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び

「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限  
B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
  - (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
  - (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
  - (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
9. 優先順位
  - (1) A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当が第2順位とする。
  - (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
  - (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
11. 議決権を有しないこととしている理由  
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 5 . C種種類株式の内容は、以下のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下「C種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（173.16円。但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、下記（2）に定めるC種優先配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の金銭による配当をする。但し、C種優先配当金に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、すでに当該基準日の属する事業年度においてC種優先配当をしたときは、かかる配当済みのC種優先配当金の累積額を控除した額をC種優先配当金として支払う。

(2) C種優先配当年率

$C種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5\%$

なお、各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、C種種類株式の払込期間の属する事業年度においては、当該払込期間中の出資履行日の翌日）（当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（但し、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものを指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) C種優先残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記（3）に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過C種優先配当金相当額

C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額にC種優先配当年率及び分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じて算出した金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、分配日の属する事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対してC種優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

3. 議決権

C種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記（2）に定める数の普通株式を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「普通株式対価取得請求」という。）。かかる普通株式対価取得請求があった場合、当社は、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記（2）に定める数の普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。但し、C種種類株主との間で締結した投資契約（以下「本投資契約」という。）において、C種種類株主は、2027年7月が経過した場合に限り、当該取得請求権を行使できる。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求をしたC種種類株式数にC種種類株式1株あたりの払込金額相当額を乗じた額を、下記（3）及び（4）に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初43.29円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) C種種類株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後取得価額は、株式併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株あたりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る普通株式1株あたりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。))の合計額が下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はC種種類株主及びC種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

前記のほか、普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

#### (5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### (6) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

#### (7) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

#### (8) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

### 5. 金銭を対価とする取得請求権

#### (1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記(2)に定める金額の金銭を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(以下「金銭対価取得請求」という。)。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者が当該金銭対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(2)に定める金額の金銭を当該C種種類株主に対して交付するものとする。但し、本投資契約において、C種種類株主は、2027年7月が経過した場合に限り、当該取得請求権を行使できる。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき金銭

C種種類株式の取得と引換えに交付する金銭は、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額(但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過C種優先配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

#### (3) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第4項(6)及び(7)の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

### 6. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「償還日」という。)が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、法令上可能な範囲で、C種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに、当該C種種類株式1株につき、下記(2)に定め

る額（以下「償還価額」という。）の金銭をC種種類株主に対して交付するものとする。なお、C種種類株式の一部を取得する場合は、当社が取得すべきC種種類株式は償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

償還価額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、償還日におけるC種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額を加えた金額とする。なお、本（2）においては、第2項（3）に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「償還日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

7. 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

8. 法令変更

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

【ライツプランの内容】

該当事項はない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2022年3月28日 (注)1	0	57,775	-	100	-	25
2023年3月28日 (注)2	0	57,775	-	100	-	25

(注)1 . 2022年3月15日付でB種種類株式の一部を取得し、3月28日付で消却を行っている。これに伴い、発行済株式総数が808株減少し、発行済株式総数残高が57,775千株となった。

2 . 2023年3月15日付でB種種類株式の一部を取得し、3月28日付で消却を行っている。これに伴い、発行済株式総数が807株減少し、発行済株式総数残高が57,775千株となった。

3 . 2025年4月30日付でA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得し、同日付で消却を行っている。これに伴い、発行済株式総数が22,684株減少している。さらに、2025年4月30日付で第三者割当の方法により、C種種類株式(非上場株式)を発行している。これに伴い、発行済株式総数が115,504,600株増加し、発行済株式残高が173,256,943株となった。

有償第三者割当

(C種種類株式)

発行価額 173.16円

資本組入額 86.58円

割当先 株式会社地域経済活性化支援機構 115,504,600株

4 . 2025年4月30日(効力発生日)をもって第三者割当増資後の資本金の額10,100,838,268円(現在の資本金額100,450,000円に第三者割当増資により増加する資本金額10,000,388,268円の合計額)を10,000,838,268円減少して、100,000,000円とした。

第三者割当増資後の資本準備金の額10,025,500,768円(現在の資本準備金額25,112,500円に第三者割当増資により増加する資本準備金額10,000,388,268円の合計額)を10,025,500,768円減少して、0円とした。

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金へ振り替えている。

(5) 【所有者別状況】  
 普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	22	40	251	56	61	31,872	32,302	-
所有株式数(単元)	-	113,460	22,368	17,972	49,907	562	371,767	576,036	148,743
所有株式数の割合(%)	-	19.70	3.88	3.12	8.66	0.10	64.54	100.00	-

(注) 1. 自己株式97,826株は、「個人その他」に978単元及び「単元未満株式の状況」に26株含まれている。  
 2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれている。

A種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	21,740	-	-	-	-	-	21,740	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

B種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	944	-	-	-	-	-	944	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂イン ターシティAIR	5,931	10.28
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	2,356	4.08
ユニチカ従業員持株会	大阪府中央区久太郎町4丁目1-3	1,695	2.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4- 5)	890	1.54
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人株式会社三菱UFJ銀 行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4- 5)	885	1.53
林 貴夫	名古屋市中区	820	1.42
大同生命保険株式会社	大阪府西区江戸堀1丁目2-1	800	1.38
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人JPモルガン証券株式会 社)	London, 25 Bank Street, Canary Wharf, E14 5JP, United Kingdom (東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング)	746	1.29
ユニチカ共栄会	大阪府中央区久太郎町4丁目1-3	717	1.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	631	1.09
計	-	15,473	26.82

(注)1. 2024年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJアセットマネジメント株式会社が2024年7月16日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行の所有株式数を除き、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	2,356	4.08
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,309	2.27
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-1	402	0.70
計	-	4,067	7.04

2. 2024年10月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社並びにその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）及び野村アセットマネジメント株式会社が2024年10月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	68	0.12
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	745	1.29
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	1,724	2.98
計	-	2,537	4.39

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順位10名は、以下のとおりである。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂イン ターシティAIR	59,314	10.31
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	23,345	4.05
ユニチカ従業員持株会	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	16,952	2.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	8,902	1.54
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	8,853	1.53
林 貴夫	名古屋市中区	8,200	1.42
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2-1	8,000	1.39
J.P. Morgan Securities plc (常任代理人JPモルガン証券株式会 社)	London, 25 Bank Street, Canary Wharf, E14 5JP, United Kingdom (東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング)	7,465	1.29
ユニチカ共栄会	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	7,172	1.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,313	1.09
計	-	154,516	26.86

(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 21,740 B種類株式 944	-	(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 97,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,505,800	575,058	-
単元未満株式	普通株式 148,743	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	57,775,027	-	-
総株主の議決権	-	575,058	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の普通株式は、全て当社保有の自己株式である。  
 2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権の数20個)が含まれている。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ユニチカ株式会社	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	97,800	-	97,800	0.16
計	-	97,800	-	97,800	0.16

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得、会社法第155条第13号によるA種種類株式の取得及び会社法第155条第13号によるB種種類株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	919	224
当期間における取得自己株式	21	3

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

会社法第155条第13号によるA種種類株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	21,740	-

会社法第155条第13号によるB種種類株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	944	-

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	97,826	-	97,847	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれていない。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれていない。

A種種類株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	21,740	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割にか かる移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

B種種類株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	944	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益配分を経営の重要課題の一つとして位置付けており、収益状況を踏まえながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としている。また、内部留保資金に関しては、長期的な株主利益を念頭に置き、財務体質の一層の改善及び事業拡大へ向けた将来投資等に活用していく。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、この期末配当の決定機関は、株主総会である。また、当社は「毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めている。

当事業年度の普通株式および種類株式の配当については、この間の業績及び事業年度末の財務の状況を踏まえ、誠に遺憾ながら無配とすることに決定した。

なお、当社は連結配当規制適用会社である。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念の下、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指し、事業活動を行っている。また、迅速な意思決定、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化、適時適確な情報開示など、ステークホルダー重視の経営に取り組むことにより、グローバル化する環境の中で企業価値の最大化を図り、成長し続けることができるものと考えている。なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

1. 株主の権利を尊重し、株主間の平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会の実効性を高め、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、その役割・責務を果たす。また、独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングする。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の制度として監査役会設置会社を採用しているほか、会計監査人を設置している。また、任意の制度として執行役員制度を導入している。取締役会による「意思決定・経営監督(ガバナンス)機能」と執行役員による「業務執行(マネジメント)機能」を明確化する一方、取締役と執行役員の相互連携強化を図り、経営の機動性と実効性を高めるため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。

監査役制度、社外取締役、執行役員制度、任意の委員会設置などによりガバナンス体制は機能していると認識している。

#### a. 「取締役会」

当社の「取締役会」は、代表取締役社長執行役員藤井実（議長）、柏木寿深、三須修一、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、古川実（社外取締役）、石川路子（社外取締役）、堀野桂子（社外取締役）の9名の取締役で構成されている。社外取締役は、それぞれの豊富な経験、幅広い見識を活かし、客観的立場で助言を行う役割を有しており、経営の透明性、公正性を高めている。また、全監査役（中野信介、福原哲晃（社外監査役）、佐野誠（社外監査役））には、取締役会に出席し、発言の機会と経営の意思決定の過程に関するチェックの機会が確保されている。取締役会は毎月1回定例開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されている。

#### b. 「経営会議」

当社の「経営会議」は、経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深めるとともに、経営課題の早期把握、施策立案に係る方針の決定の効率化・迅速化、タイムリーな執行を図ることを目的として設置し、代表取締役社長執行役員藤井実（議長）、柏木寿深、三須修一、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、古川実（社外取締役）、石川路子（社外取締役）、堀野桂子（社外取締役）の全取締役で構成している。重要な案件は、「経営会議」において事前に十分審議、検討を重ねたうえで取締役会に諮る体制となっている。なお、「経営会議」は、原則毎月開催されており、全監査役（中野信介、福原哲晃（社外監査役）、佐野誠（社外監査役））がオブザーバーとして出席するなど、経営の意思決定に関するチェックの機会も確保されている。

#### c. 「業務執行会議」

当社の「業務執行会議」は、取締役、事業部門及び管理部門の責任者が各部門の業務執行の状況について相互に共有化を図るとともに、経営方針に係る指示の徹底や業務執行上の諸課題について協議・検討を行うことを目的として設置し、代表取締役社長執行役員藤井実（議長）、柏木寿深、三須修一、小林瑛二、藤本慎司、奥大和の6名の業務執行取締役に加え、事業部門及び管理部門の責任者である、執行役員の吉村哲也、大熊裕之、森田誠宏、芦田直彦、村上浩司、岩藤敦史、山本規雄、板倉宏政、神ノ門英明を含めた15名で構成されており、監査役である中野信介がオブザーバーとして出席している。なお、「業務執行会議」は、原則毎月開催されている。

#### d. 「監査役会」

当社の「監査役会」は、中野信介（議長）、福原哲晃（社外監査役）、佐野誠（社外監査役）の3名で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など経営に対する監査・監視機能を果たしている。



e. 「サステナビリティ委員会」

当社の「サステナビリティ委員会」は、代表取締役社長執行役員藤井実を委員長とし、事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の三須修一、藤本慎司、奥大和、執行役員の芦田直彦、山本規雄、グローバル推進事業部長の7名で構成されており、ユニチカグループの優先課題（持続可能な社会を実現させるために2030年に向けてユニチカグループが優先して取り組むべき経営課題）、目標（優先課題を解決するために目指すべきこと）、指標（目標の進捗を測定するための項目）及び目標値（2030年の達成を目指す指標の具体的な数値）の実現に向け、妥当性の評価や指標に対する目標値達成のための推進策の立案などを行っている。

f. 「リスクマネジメント委員会」

当社の「リスクマネジメント委員会」は、取締役常務執行役員三須修一（リスク管理統括責任者）を委員長とし、事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の柏木寿深、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、執行役員の山本規雄、岩藤敦史、尾崎達博、経理部長の9名で構成されており、常勤監査役である中野信介がオブザーバーとして出席している。「リスクマネジメント委員会」は、ユニチカグループの重要なリスクへの対応策の進捗状況、重大なリスクが発生した場合の原因究明及び再発防止及びリスクマネジメント体制の構築・運用に関し、検討及び審議を行っている。

g. 「コンプライアンス委員会」

当社の「コンプライアンス委員会」は、取締役常務執行役員三須修一（コンプライアンス統括責任者）を委員長とし、事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の柏木寿深、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、執行役員の山本規雄、内部通報窓口を委託している森信静治弁護士、瀬川武生弁護士の8名で構成されており、常勤監査役である中野信介がオブザーバーとして出席している。ユニチカグループ企業行動憲章及びユニチカグループ行動基準の管理並びに教育啓発活動の実施、コンプライアンス体制の構築及び執行状況、内部通報制度の運用状況の監視など、ユニチカグループのコンプライアンス体制を横断的に統括、推進している。

h. 「品質保証委員会」

当社の「品質保証委員会」は、代表取締役社長執行役員藤井実を委員長とし、所管する製品を有する事業部門及び管理部門の責任者である、執行役員の吉村哲也、森田誠宏、芦田直彦、村上浩司、板倉宏政、神ノ門英明、山本規雄、重合事業部長、ACF事業部長及びグループ会社であるユニチカガラスビーズ(株)社長の11名で構成されており、品質保証に関する方針、その他の重要事項の決定、品質保証に関する不適切事案等についての審議及び情報の共有、品質保証監査結果の総括などを行っている。

i. 「輸出管理委員会」

当社の「輸出管理委員会」は、取締役常務執行役員三須修一（法務コンプライアンス部担当役員）を委員長とし、執行役員の山本規雄、岩藤敦史、経理部長、グローバル推進事業部長の5名で構成されており、外国為替及び外国貿易法等の関係法令や、我が国が遵守すべき国際条約等に基づく安全保障輸出管理を主務とし、日常的な管理体制の整備や運用状況の監視、教育・啓発等を行っている。

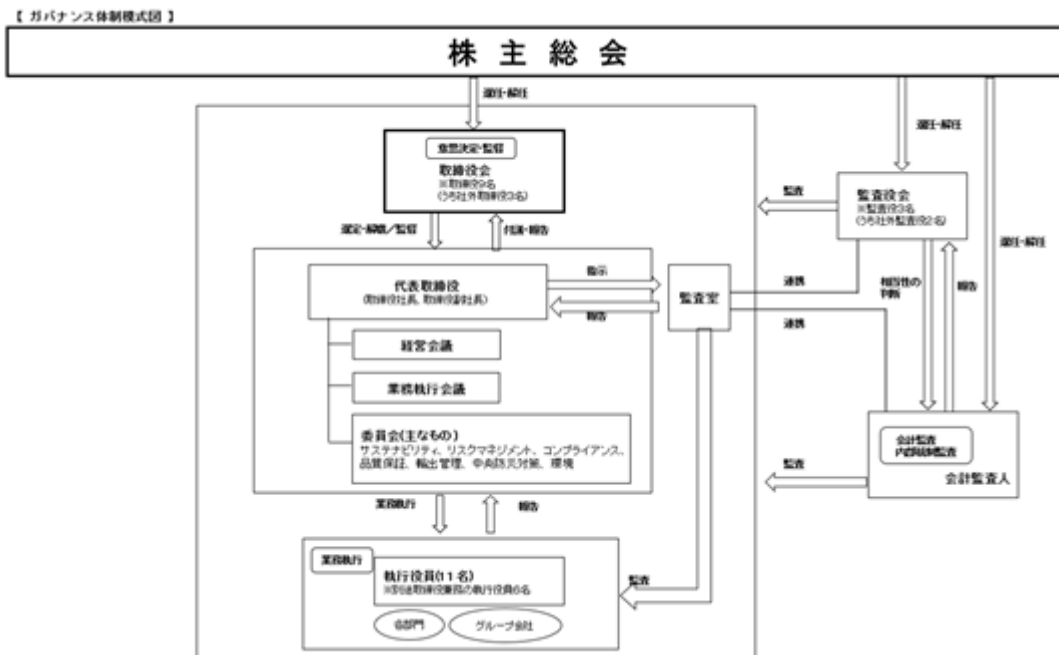
j. 「中央防災対策委員会」

当社の「中央防災対策委員会」は、取締役上席執行役員奥大和を委員長とし、執行役員の尾崎達博、山本規雄、岩藤敦史、法務コンプライアンス部長、情報システム部長、購買物流部長、グループ会社であるユニチカトレーディング(株)の管理部長及び大阪本社事業場長、東京本社事業場長、宇治・岡崎・垂井事業所長の13名で構成されており、大地震等の災害による従業員や設備などへの被害を最小限に止めるため、防災組織、活動等の現状確認を行うとともに、事前対策の立案や実施の推進、指導等を行っている。

k. 「環境委員会」

当社の「環境委員会」は、執行役員山本規雄を委員長とし、取締役の柏木寿深、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、執行役員の吉村哲也、森田誠宏、村上浩司、板倉宏政、神ノ門英明、グローバル推進事業部長、重合事業部長、ACF事業部長、宇治・岡崎・垂井事業所長の16名で構成されており、環境配慮型経営の基本計画ならびに進捗状況の検証、委員会事務局が実施する各事業所・グループ会社の環境監査結果の報告及びその他環境に係る重要事項の審議を行っている。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりである。



当社は、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役2名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は藤井実、柏木寿深、三須修一、小林瑛二、藤本慎司、奥大和、古川実（社外取締役）、石川路子（社外取締役）、堀野桂子（社外取締役）となり、監査役は中野信介、佐野誠（社外監査役）、村瀬謙一（社外監査役）となる。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ．内部統制システムの整備の状況

###### a．取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会が、定款及び社内規程に基づき、当社及びグループ会社の経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員（以下総称して「役員」という。）の職務の執行を監督する。また、取締役会の監督機能の強化のため、2名以上の社外取締役を選任する。
- 2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進について当社及びグループ会社を総括する。
- 3) 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するために、具体的な基本方針・行動基準を「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」に定める。また、これらの内容を経営トップが率先して社内に周知徹底する。
- 4) 当社及びグループ会社における法令・定款・社会規範等に違反する行為について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を法務コンプライアンス部及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
- 5) 当社及びグループ会社における業務執行の状況を監査するために監査室を置く。
- 6) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- 7) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応を取る。

###### b．取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに情報の改ざん、漏えいを防止する措置を講ずる。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

###### c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及びグループ会社の事業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対応する。
- 2) 当社及びグループ会社の事業活動において重大な経営リスクが発生した場合、リスクマネジメント委員会を開催し、対応方針を決定する。

###### d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」「関係会社管理規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

また、取締役会にて決定される重要案件は、経営会議で事前審議を実施し、迅速化、効率化を図る。

###### e．企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ会社の事業内容に応じて属する当社の事業部又は部室を決定し、その事業部又は部室が当該グループ会社を管理するとともに、当社で定めた役員を派遣し、グループ各社の取締役及び使用人の業務執行について監督する。
  - 2) グループ会社が当社に報告すべき事項を「関係会社管理規程」に定めるほか、業績や財務状況については、グループ会社の属する当社の事業部又は部室が毎月モニタリングするなど定期的に報告を求める。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
使用人（以下監査役スタッフ）を置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、その評価及び異動については、会社が監査役と事前に協議を行う。
- g. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の役員は、重要な会議などを通じて監査役に業務執行状況の報告をする。
  - 2) 当社及びグループ会社の役員及び使用人は、損害を及ぼすおそれのある事実や、法令・定款・社会規範などに反する行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
  - 3) 報告を受けた監査役は、当該報告があった旨を法務コンプライアンス部に通知する。法務コンプライアンス部は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取り扱いをしないように通知する。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げることのないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経費処理手続きに従い、適正に処理する。
- i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役、会計監査人及び監査室は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
  - 2) 監査役は、取締役会、重要な会議に出席する。
  - 3) 監査役と代表取締役は、定期的に情報と意見を交換する。

#### ロ. 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としている。

#### ハ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行に対する適切なりスクテイクを支えるため、保険会社との間で、当社及び国内・海外子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担している。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることになる。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由はある。

#### ニ. 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めている。

#### ホ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めている。

#### ヘ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### a. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

b. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等を遂行することを目的とするものである。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものである。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権が行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としている。

チ. 種類株式に関する事項

a. 単元株式数

普通株式およびC種種類株式の単元株式数は100株である。

b. 議決権の有無の差異及びその内容の差異並びにその理由

普通株式とC種種類株式の間には、議決権の有無の差異及びその内容の差異はない。

取締役会、指名委員会及び報酬委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

取締役会は、法定又は定款、社内規則の定めに基づき決議項目を選定し、審議・決議を行っている。また、内部統制の整備について確認を行っている。

当事業年度における活動状況は次のとおりである。

	職位	氏名	出席状況
議長	代表取締役社長	上埜 修司	100%（20回/20回）
委員	取締役	鷺見 英二	100%（4回/4回）
委員	取締役	北野 正和	100%（20回/20回）
委員	取締役	久内 克秀	100%（16回/16回）
委員	取締役	松田 常俊	100%（20回/20回）
委員	社外取締役	古川 実	100%（20回/20回）
委員	社外取締役	石川 路子	90%（18回/20回）
委員	監査役	杉澤 滋	100%（20回/20回）
委員	監査役	豊田 明生	100%（20回/20回）
委員	社外監査役	福原 哲晃	100%（20回/20回）
委員	社外監査役	佐野 誠	100%（20回/20回）

（注）鷺見英二取締役の出席状況は2024年6月27日退任以前に開催された取締役会（4回）を対象にしている。

久内克秀取締役の出席状況は2024年6月27日就任以降に開催された取締役会（16回）を対象にしている。

取締役会における具体的な検討内容として、当事業年度は、「政策保有保有適否の検証」「UMCT(株)の合併解消」「株式会社地域経済活性化支援機構に対する支援申込みの件」などの審議・確認を行った。

b. 指名委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりである。

	職位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役	古川 実	100% ( 3 回/ 3 回 )
委員	代表取締役社長	上埜 修司	100% ( 3 回/ 3 回 )
委員	社外取締役	石川 路子	100% ( 3 回/ 3 回 )

指名委員会における具体的な検討内容として、当事業年度は、取締役・監査役候補者の指名及び執行役員候補者の指名・選任を行った。

c. 報酬委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は次のとおりである。

	職位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役	古川 実	100% ( 2 回/ 2 回 )
委員	代表取締役社長	上埜 修司	100% ( 2 回/ 2 回 )
委員	社外取締役	石川 路子	100% ( 2 回/ 2 回 )

報酬委員会における具体的な検討内容として、当事業年度は、業績連動報酬の支給額、役員報酬の減額措置についての審議を行った。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

1 . 2025年 6 月26日 ( 有価証券報告書提出日 ) 現在の当社の役員の状況は、以下のとおりである。  
 男性10名 女性 2名 ( 役員のうち女性の比率 16.7% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 千株 )
代表取締役 社長執行役員 監査室、技術統括部担当	藤井 実	1961年 9 月 8 日生	1987年 4 月 当社入社 2008年 3 月 ユニチカファイバー(株)生産開発本 部ナイロンファイバー製造部長 2009年10月 ユニチカグラスファイバー(株)垂井 工場製造部長 2012年 7 月 同社垂井工場長兼当社垂井事業所 長 2017年 9 月 当社機能材事業本部ガラス繊維事 業部ガラス繊維業務室長 2018年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部長代 理兼ガラス繊維業務室長 2018年10月 執行役員 ガラス繊維事業部長代 理兼ガラス繊維業務室長兼機能材 企画管理部長 2019年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部長 2020年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部長兼 ユニチカグラスファイバー(株)代表 取締役社長 2022年 4 月 上席執行役員 ガラス繊維事業部 長兼ユニチカグラスファイバー(株) 代表取締役社長 2023年 4 月 上席執行役員 技術開発本部長兼 生産統括本部長 2023年10月 上席執行役員 技術統括部長 2025年 4 月 代表取締役社長執行役員 ( 現 )	( 注 ) 4	普通株式 16
代表取締役 副社長執行役員 構造改革推進室、 産業繊維事業、不織布事業 担当	柏木 寿深	1977年10月27日生	2000年 4 月 大和証券(株)入社 2010年 2 月 (株)企業再生支援機構 ( 現(株)地域経 済活性化支援機構 ) 入社 2011年 8 月 (株)ヤマギワ執行役員 生産流通本 部長 2015年10月 (株)壁の穴取締役 経営管理本部長 2018年 1 月 (株)地域経済活性化支援機構マネー ジング・ディレクター 2019年 3 月 (株)千趣会社外取締役 2021年 9 月 (株)イワヅ社外取締役 2021年12月 (株)地域経済活性化支援機構執行役 員 マネージング・ディレクター ( 現 ) 2025年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員 ( 現 )	( 注 ) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 経理部、法務コンプライアンス部、情報システム部、サステナビリティ推進室 担当	三須 修一	1969年3月18日生	1991年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2019年5月 三菱UFJニコス(株)信用管理本部部长 2020年4月 同社 経営企画本部副本部長 2021年6月 同社執行役員 経営企画本部副本部長 2023年7月 同社執行役員 経営企画本部副本部長兼法人審査部担当兼法人審査部長 2024年4月 当社入社 執行役員 経理部、情報システム部担当 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現)	(注)4	普通株式 3
取締役 常務執行役員 経営企画部、繊維セグメント 担当	小林 瑛二	1981年11月28日生	2004年4月 商工組合中央金庫(現(株)商工組合中央金庫)入社 2007年5月 (株)リサ・パートナーズ入社 2010年1月 (株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン入社 2013年4月 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー(株)(現デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社)入社 2014年9月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2018年10月 (株)イデラキャピタルマネジメント入社 2019年5月 (株)商工組合中央金庫入社 2020年10月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2022年4月 同社ディレクター 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現) 2025年6月 (株)地域経済活性化支援機構シニアディレクター(現)	(注)4	-
取締役 常務執行役員 高分子セグメント、ガラス繊維事業、ACF事業、ガラスビーズ事業、購買物流部 担当	藤本 慎司	1976年5月12日生	2007年4月 アーサー・ディ・リトル・ジャパン(株)入社 2011年7月 富士ゼロックス(株)(現富士フイルムビジネスイノベーション(株))入社 2016年3月 PwCアドバイザー合同会社入社 2019年4月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー入社 2020年9月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2024年6月 同社シニアディレクター(現) 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現)	(注)4	-
取締役 上席執行役員 人事総務部 担当 経理部 副担当	奥 大和	1988年12月28日生	2011年4月 日本生命保険相互会社入社 2014年2月 有限責任あずさ監査法人入社 2017年3月 (株)わかば経営会計入社 2023年12月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2024年3月 (株)イワヅ社外取締役 2024年6月 (株)地域経済活性化支援機構シニアマネージャー(現) 2025年4月 当社取締役上席執行役員(現)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)	古川 実	1943年6月13日生	1966年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株)) 入社 2005年4月 同社代表取締役社長 2010年6月 同社代表取締役会長 兼 社長 2013年4月 同社代表取締役会長 兼 CEO 2016年4月 同社代表取締役会長 2016年6月 (株)池田泉州銀行 社外取締役 2017年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株)) 取締役相談役 2017年6月 同社相談役 2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス 社 外取締役 2017年6月 (株)池田泉州銀行 非業務執行取締 役 2017年6月 当社取締役(現)	(注)5	普通株式 31
取締役 (非常勤)	石川 路子 (戸籍上の氏名: 伊藤 路子)	1971年4月26日生	2004年4月 神戸大学経済経営研究所講師 2005年4月 神戸大学大学院自然科学研究科C OE 研究員 2007年4月 近畿大学経済学部特任講師 2009年4月 近畿大学経済学部講師 2010年4月 甲南大学経済学部経済学科准教授 2016年4月 甲南大学経済学部経済学科教授 (現) 2021年6月 当社取締役(現) 2023年4月 甲南大学経済学部長	(注)5	普通株式 20
取締役 (非常勤)	堀野 桂子 (戸籍上の氏名: 桶藪 桂子)	1981年8月13日生	2005年10月 弁護士登録 北浜法律事務所(現 弁護士法人北浜法律事務所)入所 2013年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業 (現弁護士法人北浜法律事務所) パートナー(現) 2021年5月 (株)メディカルー光グループ社外取 締役(現) 2023年1月 (株)オービーシステム社外取締役 (現) 2025年4月 当社取締役(現)	(注)4	-
監査役 (常勤)	中野 信介	1985年1月31日生	2009年4月 (株)りそな銀行入社 2012年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 2016年5月 公認会計士登録 2017年10月 デロイトトーマツ ファイナン シャルアドバイザー合同会社出 向 2021年1月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2023年6月 同社シニアマネージャー(現) 2025年4月 当社監査役(現)	(注)6	-
監査役 (非常勤)	福原 哲晃	1947年10月29日生	1977年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 久保井一匡法律事務所入所 1986年4月 明和法律事務所開設 2003年4月 瑞木総合法律事務所開設 2013年4月 大阪弁護士会会長 2017年6月 当社監査役(現)	(注)7	普通株式 18



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (非常勤)	佐野 誠	1959年5月30日生	2013年7月 福知山税務署長 2014年7月 大阪国税局 総務部 国税広報公聴室長 2015年7月 大阪国税局 総務部 人事第二課長 2016年7月 大阪国税局 総務部 人事第一課長 2018年7月 大阪国税局 調査第一部次長 2019年7月 大阪国税局 課税第二部長 2020年8月 税理士登録 佐野誠税理士事務所所長(現) 2022年2月 (株)光新星 社外監査役(現) 2023年6月 当社監査役(現) 2024年3月 (株)ユニカフェ 社外監査役(現)	(注) 8	普通株式 5
計					普通株式 95

- (注) 1. 取締役 古川実、石川路子、堀野桂子の各氏は、社外取締役である。  
 2. 監査役 福原哲晃、佐野誠の各氏は、社外監査役である。  
 3. 当社では、執行役員制度を導入し、業務執行における意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図るものとしている。また、取締役と執行役員の相互連携強化を図るため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。  
 なお、取締役ではない執行役員は、次のとおりである。

役職名	氏名	職務分担
上席執行役員	吉村 哲也	産業繊維事業部長
上席執行役員	大熊 裕之	経営企画部 副担当 兼 構造改革推進室長
上席執行役員	森田 誠宏	フィルム事業部長
上席執行役員	芦田 直彦	特需部担当 兼 ユニチカトレーディング(株)代表取締役社長
執行役員	植田 敦子	総合研究所長
執行役員	尾崎 達博	人事総務部長
執行役員	村上 浩司	樹脂事業部長
執行役員	山本 規雄	技術統括部長
執行役員	岩藤 敦史	経営企画部長
執行役員	板倉 宏政	ガラス繊維事業部長 兼 ユニチカグラスファイバー(株) 代表取締役社長
執行役員	神ノ門 英明	不織布事業部長

4. 2025年4月30日から2026年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで。  
 5. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。  
 6. 2025年4月30日から2029年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで。  
 7. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
 8. 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
 9. 当社では、監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選出している。補欠監査役の略歴は以下のとおりである。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
小林 二郎	1945年6月4日生	1974年4月 弁護士登録 現在に至る。	普通株式 0

10. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載している。なお、2025年6月分の役員持株会による取得株式数は、提出日（2025年6月26日）現在確認が出来ないため、2025年5月末現在の実質所有株式数を記載している。

2. 2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役2名の選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定である。

男性10名 女性 2名（役員のうち女性の比率 16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員 監査室、技術統括部担当	藤井 実	1961年9月8日生	1987年4月 当社入社 2008年3月 ユニチカファイバー(株)生産開発本部ナイロンファイバー製造部長 2009年10月 ユニチカグラスファイバー(株)垂井工場製造部長 2012年7月 同社垂井工場長兼当社垂井事業所長 2017年9月 当社機能材事業本部ガラス繊維事業部ガラス繊維業務室長 2018年4月 執行役員 ガラス繊維事業部長代理兼ガラス繊維業務室長 2018年10月 執行役員 ガラス繊維事業部長代理兼ガラス繊維業務室長兼機能材企画管理部長 2019年4月 執行役員 ガラス繊維事業部長 2020年4月 執行役員 ガラス繊維事業部長兼ユニチカグラスファイバー(株)代表取締役社長 2022年4月 上席執行役員 ガラス繊維事業部長兼ユニチカグラスファイバー(株)代表取締役社長 2023年4月 上席執行役員 技術開発本部長兼生産統括本部長 2023年10月 上席執行役員 技術統括部長 2025年4月 代表取締役社長執行役員（現）	(注) 4	普通株式 16
代表取締役 副社長執行役員 構造改革推進室、 産業繊維事業、不織布事業 担当	柏木 寿深	1977年10月27日生	2000年4月 大和証券(株)入社 2010年2月 (株)企業再生支援機構（現(株)地域経済活性化支援機構）入社 2011年8月 (株)ヤマギワ執行役員 生産流通本部長 2015年10月 (株)壁の穴取締役 経営管理本部長 2018年1月 (株)地域経済活性化支援機構マネージング・ディレクター 2019年3月 (株)千趣会社外取締役 2021年9月 (株)イワヅ社外取締役 2021年12月 (株)地域経済活性化支援機構執行役員 マネージング・ディレクター（現） 2025年4月 当社代表取締役副社長執行役員（現）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 経理部、法務コンプライアンス部、情報システム部、サステナビリティ推進室 担当	三須 修一	1969年3月18日生	1991年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2019年5月 三菱UFJニコス(株)信用管理本部部长 2020年4月 同社 経営企画本部副本部長 2021年6月 同社執行役員 経営企画本部副本部長 2023年7月 同社執行役員 経営企画本部副本部長兼法人審査部担当兼法人審査部長 2024年4月 当社入社 執行役員 経理部、情報システム部担当 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現)	(注)4	普通株式 3
取締役 常務執行役員 経営企画部、繊維セグメント 担当	小林 瑛二	1981年11月28日生	2004年4月 商工組合中央金庫(現(株)商工組合中央金庫)入社 2007年5月 (株)リサ・パートナーズ入社 2010年1月 (株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン入社 2013年4月 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー(株)(現デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社)入社 2014年9月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2018年10月 (株)イデラキャピタルマネジメント入社 2019年5月 (株)商工組合中央金庫入社 2020年10月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2022年4月 同社ディレクター 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現) 2025年6月 (株)地域経済活性化支援機構シニアディレクター(現)	(注)4	-
取締役 常務執行役員 高分子セグメント、ガラス繊維事業、ACF事業、ガラスビーズ事業、購買物流部 担当	藤本 慎司	1976年5月12日生	2007年4月 アーサー・ディ・リトル・ジャパン(株)入社 2011年7月 富士ゼロックス(株)(現富士フイルムビジネスイノベーション(株))入社 2016年3月 PwCアドバイザー合同会社入社 2019年4月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー入社 2020年9月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2024年6月 同社シニアディレクター(現) 2025年4月 当社取締役常務執行役員(現)	(注)4	-
取締役 上席執行役員 人事総務部 担当 経理部 副担当	奥 大和	1988年12月28日生	2011年4月 日本生命保険相互会社入社 2014年2月 有限責任あずさ監査法人入社 2017年3月 (株)わかば経営会計入社 2023年12月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2024年3月 (株)イワサ社外取締役 2024年6月 (株)地域経済活性化支援機構シニアマネージャー(現) 2025年4月 当社取締役上席執行役員(現)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)	古川 実	1943年6月13日生	1966年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株)) 入社 2005年4月 同社代表取締役社長 2010年6月 同社代表取締役会長 兼 社長 2013年4月 同社代表取締役会長 兼 CEO 2016年4月 同社代表取締役会長 2016年6月 (株)池田泉州銀行 社外取締役 2017年4月 日立造船(株)(現カナデビア(株)) 取締役相談役 2017年6月 同社相談役 2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス 社 外取締役 2017年6月 (株)池田泉州銀行 非業務執行取締 役 2017年6月 当社取締役(現)	(注)5	普通株式 31
取締役 (非常勤)	石川 路子 (戸籍上の氏名: 伊藤 路子)	1971年4月26日生	2004年4月 神戸大学経済経営研究所講師 2005年4月 神戸大学大学院自然科学研究科C OE 研究員 2007年4月 近畿大学経済学部特任講師 2009年4月 近畿大学経済学部講師 2010年4月 甲南大学経済学部経済学科准教授 2016年4月 甲南大学経済学部経済学科教授 (現) 2021年6月 当社取締役(現) 2023年4月 甲南大学経済学部長	(注)5	普通株式 20
取締役 (非常勤)	堀野 桂子 (戸籍上の氏名: 桶藪 桂子)	1981年8月13日生	2005年10月 弁護士登録 北浜法律事務所(現 弁護士法人北浜法律事務所)入所 2013年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業 (現弁護士法人北浜法律事務所) パートナー(現) 2021年5月 (株)メディカルー光グループ社外取締 役(現) 2023年1月 (株)オービーシステム社外取締役 (現) 2025年4月 当社取締役(現)	(注)4	-
監査役 (常勤)	中野 信介	1985年1月31日生	2009年4月 (株)りそな銀行入社 2012年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 2016年5月 公認会計士登録 2017年10月 デロイトトーマツ ファイナン シャルアドバイザー合同会社出 向 2021年1月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2023年6月 同社シニアマネージャー(現) 2025年4月 当社監査役(現)	(注)6	-
監査役 (非常勤)	佐野 誠	1959年5月30日生	2013年7月 福知山税務署長 2014年7月 大阪国税局 総務部 国税広報公 聴室長 2015年7月 大阪国税局 総務部 人事第二課 長 2016年7月 大阪国税局 総務部 人事第一課 長 2018年7月 大阪国税局 調査第一部長 2019年7月 大阪国税局 課税第二部長 2020年8月 税理士登録 佐野誠税理士事務所所長(現) 2022年2月 (株)光新星 社外監査役(現) 2023年6月 当社監査役(現) 2024年3月 (株)ユニカフェ 社外監査役(現)	(注)8	普通株式 5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (非常勤)	村瀬 謙一	1968年7月17日生	1996年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 山口健一法律事務所入所 2002年4月 池田第一法律事務所開設 所長 (現) 2021年4月 大阪弁護士会 副会長 2023年4月 京都大学法科大学院特別教授 (現) 2025年6月 当社監査役(現)	(注)7	-
計					普通株式 77

- (注) 1. 取締役 古川実、石川路子、堀野桂子の各氏は、社外取締役である。  
2. 監査役 佐野誠、村瀬謙一の各氏は、社外監査役である。  
3. 当社では、執行役員制度を導入し、業務執行における意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図っている。また、取締役と執行役員の相互連携強化を図るため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。  
なお、取締役ではない執行役員は、次のとおりである。

役職名	氏名	職務分担
上席執行役員	吉村 哲也	産業繊維事業部長
上席執行役員	大熊 裕之	経営企画部 副担当 兼 構造改革推進室長
上席執行役員	森田 誠宏	フィルム事業部長
上席執行役員	芦田 直彦	特需部担当 兼 ユニチカトレーディング(株)代表取締役社長
執行役員	植田 敦子	総合研究所長
執行役員	尾崎 達博	人事総務部長
執行役員	村上 浩司	樹脂事業部長
執行役員	山本 規雄	技術統括部長
執行役員	岩藤 敦史	経営企画部長
執行役員	板倉 宏政	ガラス繊維事業部長 兼 ユニチカグラスファイバー(株) 代表取締役社長
執行役員	神ノ門 英明	不織布事業部長

4. 2025年4月30日から2026年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで。  
5. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。  
6. 2025年4月30日から2029年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで。  
7. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
8. 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
9. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載している。なお、2025年6月分の役員持株会による取得株式数は、提出日(2025年6月26日)現在確認が出来ないため、2025年5月末現在の実質所有株式数を記載している。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名、社外監査役2名を選任している。

社外取締役、社外監査役は、専門的な知見やこれまでのビジネス上の経験等を活かし、取締役会、その他の会議体を通じて有益な意見具申、アドバイスを行うとともに、経営執行が適切に行われるよう、独立した立場から、監督・監査を行うことができる人物を選任している。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断している。

< 独立性基準 >

社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなす。

- (a) 現在又は過去10年間に於ける当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）
- (b) 当社の大株主（直接・間接に5%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
- (c) 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
- (d) 当社グループの主要な借入先（注3）又はその業務執行者
- (e) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (f) 当社グループから多額の金銭（役員報酬以外に年間100万円を超える報酬）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家
- (g) 当社グループから多額の寄付を受けている者（年間100万円を超える寄付金）
- (h) 社外役員の相互就任関係（注4）となる他の会社の業務執行者
- (i) 上記(a)から(h)に該当する者（重要な地位にある者（注5））の近親者（注6）
- (j) 過去5年間に於いて、上記(b)から(h)までのいずれかに該当していた者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者といい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。
2. 当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産額又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
4. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
5. 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。
6. 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

社外取締役の古川実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を發揮し、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任するなど、幅広い経験と高い知見を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、出身元である日立造船株式会社（現カナデビア株式会社）と当社との間では取引関係が存在するが、売上高に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。また、非業務執行取締役を務めていた株式会社池田泉州銀行と当社の間では取引関係が存在するが、借入金は当事業年度末の有利子負債及び総資産に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外取締役の石川路子氏は、長年にわたり大学の教授等として活躍し、他にも社会貢献活動に取り組むなど、当社の経営の監督に相応しい豊富な経験と高い知見を有している。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはないが、当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断している。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外取締役の堀野桂子氏は、弁護士として豊富な法律知識を有している他、企業再生に関する豊富な業務経験と知見を有している。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないが、当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断している。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の福原哲晃氏は、弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年勤めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しており、社外監査役として実効的な監査を遂行できると判断している。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の佐野誠氏は、税理士の資格を有しており、財務、税務、会計に関する知見が豊富であり、社外監査役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の村瀬謙一氏は、弁護士としての高い専門性や倫理観のほか、企業法務、コンプライアンス、ガバナンスに関する十分な知見を有しており、社外監査役として実効的な監査を遂行できると判断している。なお、

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであり、所有株式数には、役員持株会における各自の持分が含まれている。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、他社において代表取締役を務めるなど、経営者としての知見を有しており、取締役会において、議案審議等に関して、その知見に基づく発言を適宜行っている。

社外監査役は、1名は税理士、1名は弁護士の資格を有しており、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士・弁護士としての経験と財務、税務会計及び法律に関する知見に基づく発言を適宜行っている。このほか、社内監査役と意思疎通及び連携を十分取っており、また、監査役スタッフ及び内部監査部門、内部統制部門、経理部門、総務部門、法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしている。会計監査人との関係では、主に年度の監査報告会等を通じて、会計監査報告を受けることなどにより、連携を図っている。

社外取締役と監査役は年2回、監査役監査報告を含めた情報交換を行っている。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

- ・当社は、社外監査役2名を含む監査役3名(2025年4月30日以前4名)で監査役会を設置している。社外監査役の福原哲晃は弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を有している。また、社外監査役の佐野誠は税理士としての豊富な経験と高い税務的知見を有している。
- ・監査役スタッフ3名が、監査役の業務遂行をサポートしている。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

1) 当事業年度における個々の監査役の出席状況は以下のとおりである。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
常勤監査役	杉澤 滋	13 / 13回 (100%)
監査役(非常勤)	豊田 明生	13 / 13回 (100%)
監査役(社外・非常勤)	福原 哲晃	13 / 13回 (100%)
監査役(社外・非常勤)	佐野 誠	13 / 13回 (100%)

(注) 1. 2025年4月30日付で、杉澤滋、豊田明生の両氏は辞任し、中野信介が常勤監査役に就任している。

2. 2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査役は中野信介、佐野誠(社外)、村瀬謙一(社外)となる。

2) 監査役会の運営

・当事業年度は合計13回(1回あたりの所要時間(臨時を除く平均)1時間15分)開催し、以下のような決議、協議、報告がなされた。

決議：監査方針・監査計画、監査役会議長・常勤監査役・特定監査役の選定、監査役会の監査報告書、会計監査人の再任、会計監査人の報酬等に関する同意など

協議：監査役報酬、決議事項に対する事前協議など

報告：経営会議・業務執行会議・委員会報告、社内ヒアリング・関係会社往査報告、業務執行取締役面談報告、会計監査人の監査・レビュー結果報告、内部監査の状況報告など

3) 監査活動の概要

・各監査役は、取締役会や経営会議などの重要会議に出席するほか、常勤監査役はリスクマネジメントやコンプライアンスなどの専門委員会、また業績見通しに係る業務執行会議にも出席し、その内容については監査役会で報告している。

・常勤監査役は監査計画に基づき、全ての事業部及び共通管理部門を対象としたヒアリング等を行うとともに、グループ会社に対しては事業所往査を実施している(一部はWeb会議システムを活用)。非常勤・社外監査役もこれらの監査についてできるだけ同席、同行しているが、これらについては全て監査報告を作成し監査役会で報告し、確認している。

・また、常勤監査役は主要な事業所において業務及び財産の状況を確認するほか、営業倉庫や外注加工場など年間20箇所程度は製品の実地棚卸検査の立会いも行っている。

・常勤監査役は、四半期ごとに業務執行取締役に対して業務監査結果を共有し、監査所見に基づく提言を行っている。また、代表取締役社長、社外取締役との懇談会を定期的で開催し、全監査役が参加のうえ意見交換を行っている。

・会計監査人から期初に監査計画の説明を受けるほか、期中のレビュー報告や期末監査報告を聴取するとともに、定期的な意見交換により連携を図っている。また、年間を通じてKAM(Key Audit Matters)についても意見交換を行い、検討を重ねている。

・内部監査部門からは、業務監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて情報交換及び意見交換を行い、連携を強化している。



内部監査の状況

当社は内部監査の組織として、代表取締役社長直轄の監査室（7名）を設置している。監査室は、監査計画等に基づき、グループ会社を含めて業務運営の適正性、妥当性等を監査し、リスク管理強化等に努めており、結果は定期的に代表取締役社長、監査役会等に報告している。また、関係部門と協力の上、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施しており、監査、評価の結果及び改善事項は代表取締役社長に報告している。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

57年間

c. 業務を執行した公認会計士

伊東 昌一  
 渡邊 徳栄

監査法人の業務執行社員のローテーションは適切に実施されており、連続して7会計年度を超えて監査業務に関与していない。また、筆頭業務執行社員については連続して5会計年度を超えて監査業務に関与していない。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、会計士試験合格者等10名、その他48名である。

e. 監査法人の選定方針と理由

有限責任監査法人トーマツについては、独立性、専門性及び品質管理体制を有していること、また、当社グループの理解度等を踏まえ、総合的に勘案した結果、適任と判断している。

なお、当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任する。また、その他当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対し、監査の品質管理体制、監査チームの独立性・専門性や当社への理解度、監査報酬、監査役や経営者とのコミュニケーション、グループ監査体制、不正リスクへの対応等の項目で評価を実施しており、全ての項目で問題ないと評価している。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	88	-	90	-
連結子会社	37	-	38	-
計	125	-	128	-

前連結会計年度の提出会社における非監査業務はない。

また、連結子会社における非監査業務はない。

当連結会計年度の提出会社における非監査業務はない。

また、連結子会社における非監査業務はない。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Deloitte) に対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	-	7	-	7
連結子会社	8	-	7	-
計	8	7	7	7

前連結会計年度の提出会社における非監査業務の内容は、税務コンプライアンス業務等の委託である。  
 また、連結子会社における非監査業務はない。  
 当連結会計年度の提出会社における非監査業務の内容は、税務コンプライアンス業務等の委託である。  
 また、連結子会社における非監査業務はない。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はない。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はないが、監査日数、事業の規模・特性等の要素を勘案し決定している。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っている。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの中長期的な経営の方向性を踏まえ、将来の企業価値向上を図るために必要なガバナンス体制に係る仕組みの一環として、役員の報酬体系を整備している。

## a. 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び概要等

当社の役員報酬は、持続的な企業価値の向上を図る対価、並びに短期的には業績との連動により適切なインセンティブとして機能するよう、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議し、その中で、報酬等の決定にかかる組織及び責任、月額報酬及び業績連動報酬の決定に関する方針、個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を定めている。

当社の役員報酬は、全て金銭報酬としており、社外取締役及び監査役を除く役員については、毎月支給する役位別固定報酬とインセンティブとしての業績連動報酬による構成としている。また、社外取締役、監査役は固定報酬のみとしている。

当社は、役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、報酬等の決定に当たっては、独立社外取締役及び独立社外監査役に適時に十分な説明を行い、その適切な関与・助言を得たうえで、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、それぞれ決定している。

## b. 役員報酬水準、体系の決定方法

当社の役員報酬は、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、それぞれ決定している。

また、役員報酬の水準については、外部の第三者機関の調査データなども参考とし、独立社外取締役及び独立社外監査役に適時に十分な説明を行い、その適切な関与・助言を得ながら、定時株主総会（1990年6月28日）で定められた役員報酬の限度額（取締役月額40百万円以内、監査役月額6百万円以内）の範囲内で、適切に決定している。

## c. 業績連動報酬の算定と決定方法

当社の業績連動報酬制度は、社外取締役及び監査役を除く役員を対象として導入しており、当該年度の業績結果による達成度評価に基づき算定するものとしている。

業績連動報酬の割合は、標準的な水準として役位別固定報酬のおよそ1割程度を目安に設定し、その算定のベースとなる収益に係る達成度評価は、連結ベースの売上高、営業利益、当期純利益に加え、資本コストを意識した経営指標として新たに期末時点のROE、ROICと、ESG指標として外部機関による評価について、一定のウェイト付けの下に行うものとしている。また、業績連動報酬算定のための評価については、取締役会において決定するものとしている。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く。)(注)1	70	70	- (注)2	5
監査役(社外監査役を除く。)	21	21	-	2
社外役員	31	31	-	4

(注)1. 2024年6月27日開催の第214回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいる。

2. 当事業年度における実績は、当期純利益が赤字であったため、業績連動報酬は支給されない結果となった。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はない。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的以外の目的である投資株式は、経済的効果、事業上のメリット、将来的な取引拡大、安定的な取引の継続などの観点から保有する政策保有株式とし、純投資目的の投資株式は、政策保有株式における保有方針に従い、保有目的を純投資目的以外の目的から変更されたものとして区分している。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式について、取引先との長期的・安定的な関係の構築、営業推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有するものとしている。また、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、速やかに処分・縮減していく方針であり、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直している。

営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社に使用したとみなした資産の金額を加算したものに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。また、十分な水準に達しない場合でも、将来的な取引拡大の可能性や継続的安定的な取引の維持などが見込めるかどうかを勘案し、保有適否を判断している。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	30	314
非上場株式以外の株式	10	2,121

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	11	発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	1
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注）1 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
TOPPANホールディングス(株)	162	162	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	有
	659	629		
ナガイレーベン(株)	228	228	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	441	542		
大日本印刷(株)	200	100	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、株式分割によるものである。	無
	423	467		
(株)自重堂	24	24	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	240	324		
(株)T & Dホールディングス	54	54	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	有 (注) 2
	173	141		
小林製薬(株)	13	12	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	75	65		
(株)オンワードホールディングス	99	92	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	53	52		
大成ラミック(株) (注) 3	18	16	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	45	50		
(株)サンエー化研	10	10	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	5	5		
丸東産業(株)	1	1	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	有
	2	3		

(注) 1. 定量的な保有効果については、記載が困難である。なお、保有の合理性を検証する方法は、営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社に使用したとみなした資産の金額を加算したのに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。

2. (株)T & Dホールディングスは当社株式を保有していないが、同子会社である大同生命保険(株)は当社株式を保有している。
3. 大成ラミック(株)は2025年4月1日付で大成ラミックグループ(株)に商号変更されている。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果(注)1 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
SUMINOE(株)	357	178	436	474	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権の保有を目的としている。株式数 の増加理由は、株式分割によるものであ る。	有
(株)T & Dホールディ ングス	142	142	450	368	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権の保有を目的としている。	有 (注)2

(注)1. 定量的な保有効果については、記載が困難である。なお、保有の合理性を検証する方法は、営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社に使用したとみなした資産の金額を加算したものに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。

2. (株)T & Dホールディングスは当社株式を保有していないが、同子会社である大同生命保険(株)は当社株式を保有している。

保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はない。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けている。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、公益財団法人財務会計基準機構及び監査法人の行うセミナーに参加している。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,206	13,501
受取手形	2,945	3,498
売掛金	21,280	20,360
棚卸資産	<sup>1</sup> 33,161	<sup>1, 2</sup> 34,196
その他	4,227	3,765
貸倒引当金	48	44
流動資産合計	72,773	75,277
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	71,765	68,596
減価償却累計額	59,587	60,876
建物及び構築物(純額)	12,178	7,719
機械装置及び運搬具	186,210	175,503
減価償却累計額	160,050	163,397
機械装置及び運搬具(純額)	26,159	12,106
工具、器具及び備品	8,838	8,626
減価償却累計額	7,956	8,073
工具、器具及び備品(純額)	881	553
土地	<sup>4</sup> 62,706	<sup>4</sup> 45,114
リース資産	851	791
減価償却累計額	774	724
リース資産(純額)	76	66
建設仮勘定	4,509	2,014
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 106,512	<sup>2</sup> 67,574
無形固定資産	1,924	1,194
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>3</sup> 3,169	<sup>3</sup> 2,974
出資金	8	8
長期貸付金	59	13
退職給付に係る資産	22	22
繰延税金資産	387	1,293
その他	1,587	1,126
貸倒引当金	112	53
投資その他の資産合計	5,123	5,384
固定資産合計	113,559	74,152
資産合計	186,333	149,430



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,100	14,667
短期借入金	2,308	2,383
1年内返済予定の長期借入金	2,629	2,526
リース債務	417	426
未払法人税等	274	267
契約負債	855	895
賞与引当金	1,372	1,437
製品改修引当金	35	28
事業構造改善引当金	-	522
その他	8,897	6,981
流動負債合計	34,667	116,170
固定負債		
長期借入金	2,568	2,519
リース債務	1,368	959
繰延税金負債	8,461	174
再評価に係る繰延税金負債	4,313	4,154
退職給付に係る負債	13,886	12,995
その他	127	155
固定負債合計	113,417	17,026
負債合計	148,085	133,197
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	11,476	11,476
利益剰余金	21,740	756
自己株式	57	57
株主資本合計	33,259	12,275
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	929	1,167
繰延ヘッジ損益	5	0
土地再評価差額金	4,624	4,289
為替換算調整勘定	4,537	2,781
退職給付に係る調整累計額	862	2,008
その他の包括利益累計額合計	3,504	3,292
非支配株主持分	4,143	4,664
純資産合計	38,247	16,233
負債純資産合計	186,333	149,430

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 118,341	1 126,411
売上原価	2, 4 99,458	2, 4 100,714
売上総利益	18,882	25,696
販売費及び一般管理費	3, 4 21,358	3, 4 19,845
営業利益又は営業損失( )	2,475	5,851
営業外収益		
受取利息	48	102
受取配当金	65	68
持分法による投資利益	6	8
為替差益	2,595	-
受取保険金	-	158
違約金収入	-	151
還付税金	-	170
その他	381	365
営業外収益合計	3,097	1,024
営業外費用		
支払利息	1,112	1,402
為替差損	-	155
その他	523	625
営業外費用合計	1,636	2,183
経常利益又は経常損失( )	1,014	4,693
特別利益		
固定資産売却益	5 1	5 164
投資有価証券売却益	10	-
特別利益合計	11	164
特別損失		
減損損失	8 3,872	-
固定資産処分損	6 606	6 350
事業構造改善費用	7 79	7 39,320
特別損失合計	4,558	39,671
税金等調整前当期純損失( )	5,560	34,813
法人税、住民税及び事業税	465	497
法人税等調整額	290	10,405
法人税等合計	175	9,908
当期純損失( )	5,736	24,905
非支配株主に帰属する当期純損失( )	292	622
親会社株主に帰属する当期純損失( )	5,443	24,283

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失( )	5,736	24,905
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	384	237
繰延ヘッジ損益	1	6
土地再評価差額金	-	46
為替換算調整勘定	1,117	1,559
退職給付に係る調整額	1,079	1,146
その他の包括利益合計	348	2,890
包括利益	5,387	22,014
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,062	21,195
非支配株主に係る包括利益	324	818

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	11,476	27,467	57	38,986
当期変動額					
剰余金の配当			283		283
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			5,443		5,443
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	5,726	0	5,726
当期末残高	100	11,476	21,740	57	33,259

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	544	4	6,244	3,452	217	3,123	1,808	43,918
当期変動額								
剰余金の配当								283
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								5,443
自己株式の取得								0
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	384	1		1,085	1,079	380	324	56
当期変動額合計	384	1	-	1,085	1,079	380	324	5,670
当期末残高	929	5	6,244	4,537	862	3,504	1,483	38,247

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	11,476	21,740	57	33,259
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			24,283		24,283
自己株式の取得				0	0
土地再評価差額金の取崩			3,299		3,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	20,983	0	20,983
当期末残高	100	11,476	756	57	12,275

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	929	5	6,244	4,537	862	3,504	1,483	38,247
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								24,283
自己株式の取得								0
土地再評価差額金の取崩								3,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	237	6	3,345	1,755	1,146	212	818	1,031
当期変動額合計	237	6	3,345	1,755	1,146	212	818	22,014
当期末残高	1,167	0	2,899	2,781	2,008	3,292	664	16,233

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	5,560	34,813
減価償却費	6,137	5,240
減損損失	3,872	-
事業構造改善費用	79	38,100
貸倒引当金の増減額( は減少)	3	62
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	556	207
製品改修引当金の増減額( は減少)	0	6
事業構造改善引当金の増減額( は減少)	-	522
その他の引当金の増減額( は減少)	182	64
支払利息	1,112	1,402
為替差損益( は益)	2,595	155
固定資産処分損益( は益)	606	350
固定資産売却損益( は益)	1	164
投資有価証券売却損益( は益)	10	-
売上債権の増減額( は増加)	969	559
棚卸資産の増減額( は増加)	2,816	647
仕入債務の増減額( は減少)	1,613	2,795
その他	1,609	77
小計	9,080	8,189
利息及び配当金の受取額	114	171
利息の支払額	1,130	1,349
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	104	718
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,169	6,293
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額( は増加)	41	702
投資有価証券の取得による支出	11	11
投資有価証券の売却による収入	15	21
有形固定資産の取得による支出	6,671	3,887
有形固定資産の売却による収入	11	303
有形固定資産の除却による支出	448	171
その他	394	103
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,541	3,146
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	1,092	35,234
長期借入れによる収入	2,402	48,098
長期借入金の返済による支出	2,653	83,339
配当金の支払額	283	-
セール・アンド・リースバックによる収入	1,764	-
その他	416	429
財務活動によるキャッシュ・フロー	279	435
現金及び現金同等物に係る換算差額	226	221
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	575	2,933
現金及び現金同等物の期首残高	9,612	10,187
現金及び現金同等物の期末残高	10,187	13,120

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

日本エステル㈱

ユニチカトレーディング㈱

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

㈱赤穂ユニテックサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

㈱赤穂ユニテックサービス

(2) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名

㈱アドール

当連結会計年度において持分法適用関連会社であった1社は株式売却により持分法適用の範囲から除いている。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は12社であり、それぞれの決算日は次のとおりである。

12月31日・・・P.T.EMBLEM ASIA等 11社

2月28日・・・UNITIKA (HONG KONG) LTD.

連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(イ)市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

(ロ)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、一部の連結子会社は定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～22年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与（執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。）に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上している。

事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌連結会計年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として12～17年）の年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。



(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりである。

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建債権債務及び予定取引

ヘッジ方針

当社及び子会社は、「権限規程」等の内規に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、単なる投機又は投機に類する目的でのデリバティブ取引は行っていない。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎にヘッジ有効性を評価している。

ただし、振当処理を行った為替予約については、有効性の評価を省略している。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

## (1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	387	1,293
繰延税金負債	8,461	174

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、その回収可能性を考慮して、評価性引当額を計上している。評価性引当額を計上する際には、将来の課税所得を合理的に見積もっている。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するので、その見積額が減少した場合は、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性がある。

## 2. 固定資産の減損

## (1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	106,512	67,574
無形固定資産	1,924	1,194
投資その他の資産 (注)	-	120

(注)「その他」に含まれる長期前払費用である。

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、当社では事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、連結子会社については主に各社を1つのグルーピング単位としてグルーピングを行っている。また遊休資産については、個別にグルーピングを行っている。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化がある場合等に減損の兆候があるものとしている。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定している。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しているが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性がある。

( 会計方針の変更 )

( 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用 )

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」( 企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。 ) 等を当連結会計年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分( その他の包括利益に対する課税 ) に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。 ) 第65 - 2項( 2 ) ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。これによる連結財務諸表に与える影響はない。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はない。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表された。

借手の会計処理として、借手のリースの費用分配の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用される。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	21,578百万円	22,432百万円
仕掛品	7,638	7,529
原材料及び貯蔵品	3,945	4,235

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	80,526百万円 (76,579百万円)	58,164百万円 (54,049百万円)
棚卸資産	- ( - )	18,380 ( - )

担保付債務は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	60百万円 ( 60百万円)	23,823百万円 (22,079百万円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	70,590 (68,394 )	46,824 (46,372 )
計	70,650 (68,454 )	70,647 (68,451 )
上記の資産に対する根抵当権の極度額	4,000 ( 3,500 )	4,000 ( 3,500 )

上記のうち、( )内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	563百万円	528百万円

4 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号及び平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、当社及び一部の連結子会社事業用土地の再評価を行い、この再評価差額（税金相当額控除後）を純資産の部に計上している。

[ 連結子会社 ]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価している。

・再評価を行った年月日

2000年3月31日

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,427百万円	683百万円

[ 当社 ]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価している。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	719百万円	1,052百万円

5 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結していたが、当連結会計年度において当該契約は終了している。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	- 百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	5,000	-

当社は、設備資金の調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結していたが、当連結会計年度において当該契約は終了している。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,500百万円	- 百万円
借入実行残高	2,231	-
借入未実行残高	2,269	-

連結子会社1社は、設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結している。連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	500百万円	500百万円
借入実行残高	452	452
借入未実行残高	48	48

6 財務制限条項

前連結会計年度（2024年3月31日）

(1) 当社は、2023年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結した。本契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務についての期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

当社は、各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期とする。

当社は、各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期及びその直前の2022年3月に終了する決算期とする。

なお、連結会計年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

1年内返済予定の長期借入金	2,500百万円
長期借入金	79,140

(2) 当社は、2023年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする限度貸付契約を締結した。本契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務についての期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

当社は、各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期とする。

当社は、各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期及びその直前の2022年3月に終了する決算期とする。

なお、連結会計年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

長期借入金	2,231百万円
-------	----------

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はない。

## 7 偶発債務

(1)当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社(以下「被告ら」という。)が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他2社の計3社で構成された特定建設工事共同企業体(以下「原告」という。)から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2021年8月24日に受領した。その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短期間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償等(2,142百万円)並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

なお、2024年1月15日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった修補工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて1,835百万円に減縮する申立てを行っている。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。

(2)当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社(以下「被告ら」という。)が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社(以下「原告」という。)から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2022年12月1日に受領した。その内容は、原告が請負人となっている下関港(新港地区)ケーソン製作工事外1件において当該高伸度防砂シートを使用していたところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等(60百万円)並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれている。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
741百万円	1,036百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
貸倒引当金繰入額	2百万円	4百万円
賞与引当金繰入額	620	688
退職給付費用	539	512
減価償却費	769	666
運送費及び保管料	4,838	5,039
賃金	4,919	4,799
技術研究費	3,315	2,965

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
3,602百万円	3,220百万円

5 固定資産売却益の内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
 重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
 主として土地の売却益である。

6 固定資産処分損の内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
 主として建物及び構築物と機械装置及び運搬具の除却損である。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
 主として建物及び構築物と機械装置及び運搬具の除却損である。

7 事業構造改善費用

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
 重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)  
 主な発生原因は、構造改革に伴う減損損失(37,932百万円)、事業再生計画作成に関連するアドバイザー費用(620百万円)、事業撤退に伴う割増退職金(275百万円)、及び撤退拠点に係る原状回復費用(201百万円)等である。

構造改革に伴う主な減損損失の内容は、次のとおりである。



場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部 産業繊維事業部等)	機能資材事業等	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、土地他	12,503
岐阜県 不破郡 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、土地他	5,159
大阪府 大阪市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部等)	機能資材事業等	土地、その他(無形固定資 産)他	440
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部等)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具	71
兵庫県 赤穂市 (ユニチカ株式会社 共通部門)	遊休資産	機械装置及び運搬具他	4
愛知県 岡崎市 (日本エステル株式会社)	高分子事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、土地他	5,555
大阪府 三島郡 (大阪染工株式会社)	繊維事業	機械装置及び運搬具、土地 他	2,928
長崎県 松浦市 (ユニチカスピニング株式会社)	繊維事業	機械装置及び運搬具他	200
インドネシア共和国 西ジャワ州 (P.T.EMBLEM ASIA)	高分子事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	10,884

当社グループは、原則として、当社では事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、連結子会社については主に各社を1つのグルーピング単位としてグルーピングを行っている。また遊休資産については、個別にグルーピングを行っている。

当連結会計年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を使用しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを14.0%で割り引いて算定している。

8 減損損失

減損損失の内容は、次のとおりである。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	74
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	201
岐阜県 不破郡 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	2,241
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	1,304
大阪府 大阪市 (ユニチカトレーディング株式会社)	繊維事業	建物及び構築物、ソフトウ エア他	50

当社グループは、原則として、当社では事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、連結子会社については主に各社を1つのグルーピング単位としてグルーピングを行っている。また遊休資産については、個別にグルーピングを行っている。

当連結会計年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値にて算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを8.6%で割り引いて算定している。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はない。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	564百万円	172百万円
組替調整額	10	0
法人税等及び税効果調整前	554	172
法人税等及び税効果額	169	409
その他有価証券評価差額金	384	237
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	2	9
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	2	9
法人税等及び税効果額	0	2
繰延ヘッジ損益	1	6
土地再評価差額金：		
法人税等及び税効果額	-	46
土地再評価差額金	-	46
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,117	1,559
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	1,117	1,559
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	960	1,107
組替調整額	118	38
退職給付に係る調整額	1,079	1,146
その他の包括利益合計	348	2,890

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	57,752	-	-	57,752
A種種類株式	21	-	-	21
B種種類株式	0	-	-	0
合計	57,775	-	-	57,775
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	96	0	0	96
合計	96	0	0	96

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、売渡による減少0千株である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	12,000円	2023年3月31日	2023年6月30日
	B種種類株式	22百万円	23,740円	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はない。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	57,752	-	-	57,752
A種種類株式	21	-	-	21
B種種類株式	0	-	-	0
合計	57,775	-	-	57,775
自己株式				
普通株式（注）	96	0	-	97
合計	96	0	-	97

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株である。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、該当事項はない。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はない。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	11,206百万円	13,501百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,019	381
現金及び現金同等物	10,187	13,120

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

生産設備(機械装置及び運搬具)である。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、生産設備(機械装置及び運搬具)である。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	421	433
1年超	1,509	794
合計	1,930	1,227

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資などに係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後11年以内である。これら債務には、金利の変動リスクに晒されているものがある。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、権限規程に従い、営業債権について、各事業部門におけるスタッフが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の権限規程に準じて、同様の管理を行っている。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識している。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,206	11,206	-
(2) 受取手形	2,945	2,945	-
(3) 売掛金	21,280	21,280	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券( 1 )	2,282	2,282	-
資産計	37,714	37,714	-
(1) 支払手形及び買掛金	17,100	17,100	-
(2) 短期借入金	3,085	3,085	-
(3) 長期借入金	89,063	89,047	15
負債計	109,249	109,233	15
デリバティブ取引( 2 )			
ヘッジ会計が適用されているもの	8	8	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-

( 1 ) 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	324
非連結子会社株式及び関係会社株式	563

( 2 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については( )で表示している。



当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	13,501	13,501	-
(2) 受取手形	3,498	3,498	-
(3) 売掛金	20,360	20,360	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券( 1 )	2,121	2,121	-
資産計	39,481	39,481	-
(1) 支払手形及び買掛金	14,667	14,667	-
(2) 短期借入金	38,319	38,319	-
(3) 長期借入金	53,822	53,820	1
負債計	106,810	106,808	1
デリバティブ取引( 2 )			
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-

( 1 ) 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	323
非連結子会社株式及び関係会社株式	528

( 2 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については( )で表示している。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,206	-	-	-
受取手形	2,945	-	-	-
売掛金	21,280	-	-	-
合計	35,431	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,501	-	-	-
受取手形	3,498	-	-	-
売掛金	20,360	-	-	-
合計	37,359	-	-	-

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,085	-	-	-	-	-
長期借入金	2,629	81,499	4,492	59	53	329
合計	5,714	81,499	4,492	59	53	329

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	38,319	-	-	-	-	-
長期借入金	52,623	732	76	53	53	281
合計	90,943	732	76	53	53	281

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,282	-	-	2,282
デリバティブ	-	8	-	8

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,121	-	-	2,121
デリバティブ	-	0	-	0

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金並びに短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略している。

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	89,047	-	89,047

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	53,820	-	53,820

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間を加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,282	942	1,339
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,282	942	1,339
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,282	942	1,339

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,076	905	1,171
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,076	905	1,171
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	45	49	3
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	45	49	3
合計		2,121	954	1,167

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	15	10	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	15	10	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	0	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1	0	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はない。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はない。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
 該当事項はない。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金、買掛金及び設備関係未払金(予定取引)				
	米ドル		-	-	-	
	ポンド		25	-	1	
	ユーロ		-	-	-	
	買建					
	米ドル		203	-	9	
	ユーロ		-	-	-	
	タイバーツ		-	-	-	
	為替予約取引 売建		売掛金及び買掛金			
	米ドル			1,073	-	(注)
ポンド	5	-				
ユーロ	296	-				
買建						
米ドル	364	-				

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」注記に記載の売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引					
	売建					
	米ドル		0	-	0	
	ポンド	売掛金、買掛金及 び設備関係未払金 (予定取引)	-	-	-	
	ユーロ		20	-	0	
	買建					
	米ドル		279	-	0	
	ユーロ		-	-	-	
	タイバーツ		35	-	0	
	為替予約取引					
	売建					
	米ドル	売掛金及び買掛金	1,160	-	(注)	
	ポンド		2	-		
	ユーロ		314	-		
買建						
米ドル	211		-			
ユーロ	7		-			

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」注記に記載の売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。

(2) 金利関連  
 該当事項はない。



## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算上の退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合がある。一部の海外連結子会社でも確定給付型の制度を設けている。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,521百万円	15,370百万円
勤務費用	935	1,012
利息費用	127	139
数理計算上の差異の発生額	532	1,058
退職給付の支払額	716	1,391
その他	34	47
退職給付債務の期末残高	15,370	14,120

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	1,175百万円	1,506百万円
数理計算上の差異の発生額	428	49
事業主からの拠出額	6	7
退職給付の支払額	103	415
年金資産の期末残高	1,506	1,147

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,268百万円	12,988百万円
年金資産	1,506	1,147
	12,761	11,841
非積立型制度の退職給付債務	1,102	1,132
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,863	12,973
退職給付に係る負債	13,886	12,995
退職給付に係る資産	22	22
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,863	12,973

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	935百万円	1,012百万円
利息費用	127	139
数理計算上の差異の費用処理額	118	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,181	1,190

(注) 上記のほか、割増退職金を前連結会計年度0百万円、当連結会計年度288百万円計上している。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	1,079百万円	1,146百万円
合計	1,079	1,146

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	862百万円	2,008百万円
合計	862	2,008

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	87%	82%
現金及び預金	3	5
その他	10	13
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度90%、当連結会計年度87%含まれている。

長期期待運用収益率の設定方法

当社の年金資産は退職給付信託がその大部分を占めており、その評価損益及び実現損益に基づく長期期待運用収益率の見積りが困難であるため、長期期待運用収益率を設定していない。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	1.0%	1.7%
長期期待運用収益率	-	-

(注) 退職給付債務の計算には予想昇給率は使用していない。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度166百万円、当連結会計年度163百万円である。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	31百万円	32百万円
賞与引当金	426	447
退職給付に係る負債	5,349	5,709
製品改修引当金	10	8
事業構造改善引当金	-	159
減損損失	3,281	1,700
税務上の繰越欠損金(注)2	6,289	19,480
固定資産等未実現利益消去額	1,084	915
棚卸資産	205	187
繰延ヘッジ損益	-	0
その他	1,382	2,110
繰延税金資産小計	18,063	30,753
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	6,255	4,600
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	9,283	8,871
評価性引当額小計(注)1	15,538	13,471
繰延税金資産合計	2,525	17,282
繰延税金負債		
退職給付信託	479	372
土地	9,705	6,318
その他有価証券評価差額金	409	-
繰延ヘッジ損益	2	-
その他	2	9,471
繰延税金負債合計	10,599	16,162
繰延税金資産・負債( )の純額	8,074	1,119

(注)1. 評価性引当額が2,067百万円減少している。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものである。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3,102	337	316	916	733	883	6,289
評価性引当額	3,079	337	305	916	733	882	6,255
繰延税金資産	22	-	11	0	-	0	(b)34

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金6,289百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産34百万円を計上している。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためである。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	354	320	180	750	294	17,580	19,480
評価性引当額	300	260	180	708	281	2,870	4,600
繰延税金資産	54	60	-	42	13	14,709	(b)14,880

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金19,480百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産14,880百万円を計上している。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためである。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略している。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算している。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は459百万円、土地再評価に係る繰延税金負債の金額は46百万円、法人税等調整額は459百万円それぞれ増加している。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメント別及び国又は地域別に分解した金額は以下のとおりである。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高分子事業	機能資材 事業	繊維事業	計		
日本	35,969	26,405	27,216	89,591	-	89,591
アジア	12,924	4,217	4,308	21,449	-	21,449
その他	2,180	3,584	1,479	7,244	54	7,299
顧客との契約から生じる 収益	51,074	34,206	33,004	118,286	54	118,341
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	51,074	34,206	33,004	118,286	54	118,341

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高分子事業	機能資材 事業	繊維事業	計		
日本	38,494	28,218	25,923	92,636	-	92,636
アジア	14,582	4,854	5,948	25,385	-	25,385
その他	2,317	3,963	2,051	8,332	57	8,389
顧客との契約から生じる 収益	55,393	37,037	33,923	126,354	57	126,411
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	55,393	37,037	33,923	126,354	57	126,411

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はない。契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため記載を省略している。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はない。また顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、本社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「高分子事業」、「機能資材事業」、「繊維事業」の3つを報告セグメントとしている。

「高分子事業」はフィルム、樹脂の製造・販売を行っている。「機能資材事業」はガラス繊維、不織布等の製造・販売を行っている。「繊維事業」は各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造・販売を行っている。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）における記載と概ね同一である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能資 材事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	51,074	34,206	33,004	118,286	54	118,341	-	118,341
セグメント間の内部売上 高又は振替高	5,305	1,731	98	7,135	-	7,135	7,135	-
計	56,380	35,937	33,102	125,421	54	125,476	7,135	118,341
セグメント利益又は損失 ( )	603	2,478	523	2,399	87	2,486	11	2,475
セグメント資産	94,131	58,275	25,632	178,038	257	178,296	8,036	186,333
その他の項目								
減価償却費	3,820	1,323	186	5,330	5	5,335	801	6,137
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,266	2,121	178	6,565	11	6,577	655	7,232

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額11百万円は、セグメント間取引消去及び棚卸資産の調整によるものである。
- (2) セグメント資産の調整額8,036百万円には、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。
- (3) 減価償却費の調整額801百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額655百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能資 材事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	55,393	37,037	33,923	126,354	57	126,411	-	126,411
セグメント間の内部売上 高又は振替高	5,712	2,157	63	7,932	-	7,932	7,932	-
計	61,105	39,194	33,987	134,287	57	134,344	7,932	126,411
セグメント利益又は損失 ( )	6,000	298	357	5,941	82	5,859	7	5,851
セグメント資産	78,577	41,589	21,468	141,634	529	142,164	7,266	149,430
その他の項目								
減価償却費	3,204	1,135	173	4,513	5	4,519	720	5,240
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,471	919	104	2,495	20	2,515	379	2,894

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去及び棚卸資産の調整によるものである。
- (2) セグメント資産の調整額7,266百万円には、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。
- (3) 減価償却費の調整額720百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額379百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
89,591	21,449	7,299	118,341

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2)有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
92,599	13,595	317	106,512

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
92,636	25,385	8,389	126,411

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	高分子事業	機能資材事業	繊維事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	3,822	50	-	-	3,872

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	高分子事業	機能資材事業	繊維事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	16,818	17,781	3,279	-	51	37,932

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はない。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はない。

【関連当事者情報】

該当事項はない。



( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1 株当たり純資産額	244円21銭	123円42銭
1 株当たり当期純損失 ( )	94円41銭	421円18銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載していない。

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	38,247	16,233
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	24,167	23,348
(うち種類株式の払込金額 (百万円))	(22,684)	(22,684)
(うち優先配当額 (百万円))	( - )	( - )
(うち非支配株主持分 (百万円))	(1,483)	(664)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	14,080	7,115
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	57,655	57,654

3. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1 株当たり当期純損失 ( )		
親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	5,443	24,283
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
(うち優先配当額 (百万円))	( - )	( - )
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	5,443	24,283
普通株式の期中平均株式数 (千株)	57,655	57,655
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(第三者割当によるC種種類株式の発行及び資本金等の減少)

当社は、2024年11月28日開催の取締役会にて、次の1から2の各事項について決議し、2025年2月7日開催の臨時株主総会においても承認決議された。

当該決議に基づき、2025年4月30日に、第三者割当による種類株式の発行について払込手続きが完了するとともに、資本金等の減少について効力が発生した。

1. 第三者割当によるC種種類株式の発行について

- (1) 払込期日 2025年4月30日
- (2) 発行新株式数 115,504,600株
- (3) 発行価額 1株につき173.16円
- (4) 払込金額の総額 20,000,776,536円
- (5) 増加する資本金の額 10,000,388,268円  
増加する資本準備金の額 10,000,388,268円
- (6) 募集又は割当方法 第三者割当の方法により割り当てる。  
(割当予定先) 株式会社地域経済活性化支援機構 115,504,600株
- (7) 資金の使途  
構造改革資金(不採算事業撤退に伴う資金140億円、建物解体等のための資金60億円)

2. 資本金等の減少

当社の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の能動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるために、資本金等の額の減少を行うものである。

(1) 減少すべき資本金の額

第三者割当増資後の資本金の額10,100,838,268円(現在の資本金額100,450,000円に第三者割当増資により増加する資本金額10,000,388,268円の合計額)を10,000,838,268円減少して、100,000,000円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

第三者割当増資後の資本準備金の額10,025,500,768円(現在の資本準備金額25,112,500円に第三者割当増資により増加する資本準備金額10,000,388,268円の合計額)を10,025,500,768円減少して、0円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金へ振り替える。

(4) 資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2025年4月30日

(事業譲渡等に向けた基本合意書の締結について)

当社は、2025年6月20日開催の取締役会において、当社および連結子会社である日本エステル株式会社のポリエステルに係る繊維関連事業・重合事業について、セーレン株式会社との間で譲渡等に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で締結した。

#### 1. 事業譲渡する事業の概要

ポリエステル重合事業

日本エステル㈱のポリエステル重合事業

衣料繊維事業

日本エステル㈱のフィラメント(FIL)事業

(但し、ユニチカトレーディング㈱の事業及びユニチカトレーディング㈱の子会社の事業を除く。)

不織布事業

当社のスパンボンド(SB)事業

産業繊維事業

当社及び日本エステル㈱のステーブル・ファイバー(SF)事業、当社のポリエステル高強力糸(ETY)事業、当社のETY事業および合繊紡事業に関する外部委託加工事業

#### 2. 事業譲渡の日程

2025年6月～7月末頃 対象事業及び最終契約の条件について協議

2025年8月初め頃 最終契約の締結

2025年12月末頃 クロージング

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,085	38,319	1.78	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,629	52,623	1.84	-
1年以内に返済予定のリース債務	417	426	1.75	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	86,434	1,198	1.64	2036年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,368	959	1.75	2029年11月
その他有利子負債				
従業員預り金(1年以内返済)	2,787	2,338	1.50	-
その他(1年以内返済)	21	14	0.18	-
合計	96,743	95,880	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものについては、記載を省略し、原則法のみ記載している。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	732	76	53	53
リース債務	564	381	11	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	61,550	126,411
税金等調整前中間(当期)純損失( ) (百万円)	9,586	34,813
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失( ) (百万円)	9,842	24,283
1株当たり中間(当期)純損失( ) (円)	170.71	421.18

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	5,165	5,952
受取手形	400	71
電子記録債権	682	1,081
売掛金	2 17,973	2 16,832
商品及び製品	13,964	1 15,184
仕掛品	2,539	1 2,621
原材料及び貯蔵品	1,247	1 1,394
前渡金	292	277
前払費用	521	685
関係会社短期貸付金	7,964	6,882
営業外受取手形	10	161
営業外電子記録債権	23	609
短期債権	2 2,192	2 1,960
貸倒引当金	15	15
流動資産合計	52,963	53,701
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	4,718	3,758
構築物	1,306	1,158
機械及び装置	7,915	6,626
車両運搬具	18	13
工具、器具及び備品	565	428
土地	53,541	39,611
リース資産	48	44
建設仮勘定	4,078	1,771
有形固定資産合計	1 72,192	1 53,412
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	1,604	843
その他	7	4
無形固定資産合計	1,611	848
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,596	2,435
関係会社株式	21,705	12,985
出資金	3	3
関係会社出資金	2,031	2,031
関係会社長期貸付金	28,745	25,158
長期前払費用	322	90
長期差入保証金	273	288
関係会社長期未収入金	-	196
その他	55	58
貸倒引当金	8,805	18,244
投資その他の資産合計	46,929	25,004
固定資産合計	120,733	79,264
資産合計	173,697	132,965

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	665	584
買掛金	2 11,047	2 10,269
短期借入金	1,100	1 36,334
1年内返済予定の長期借入金	1, 4 2,500	1 47,977
リース債務	410	416
未払金	2 971	2 529
未払費用	2 1,264	2 1,407
未払法人税等	79	49
契約負債	41	32
預り金	2 3,288	2 2,792
従業員預り金	2,749	2,308
賞与引当金	835	916
製品改修引当金	35	28
事業構造改善引当金	-	522
その他	2 1,375	2 287
流動負債合計	26,366	104,457
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1, 3, 4 81,371	1 658
リース債務	1,342	938
繰延税金負債	9,788	1,530
再評価に係る繰延税金負債	2,268	1,307
長期預り保証金	15	15
退職給付引当金	13,705	13,921
資産除去債務	50	50
その他	2 53	2 80
固定負債合計	108,595	18,504
負債合計	134,962	122,961
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100	100
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	11,600	11,600
資本剰余金合計	11,625	11,625
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	21,569	5,294
利益剰余金合計	21,569	5,294
自己株式	55	56
株主資本合計	33,238	6,374
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	929	1,167
繰延ヘッジ損益	-	0
土地再評価差額金	4,566	2,462
評価・換算差額等合計	5,495	3,629
純資産合計	38,734	10,004
負債純資産合計	173,697	132,965

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 76,996	1 84,810
売上原価	1 64,129	1 66,821
売上総利益	12,866	17,988
販売費及び一般管理費	1, 2 13,795	1, 2 12,478
営業利益又は営業損失( )	928	5,510
営業外収益		
受取利息	1 671	1 185
受取配当金	813	67
為替差益	2,373	317
受取賃貸料	1 125	1 123
受取保険金	-	158
その他	1 254	1 308
営業外収益合計	4,237	1,159
営業外費用		
支払利息	1 1,092	1 1,372
賃貸施設維持費	51	51
その他	1 410	1 372
営業外費用合計	1,554	1,795
経常利益	1,754	4,874
特別利益		
投資有価証券売却益	10	-
貸倒引当金戻入額	250	-
特別利益合計	260	-
特別損失		
減損損失	3 3,822	-
固定資産処分損	554	333
関係会社株式評価損	83	8,699
貸倒引当金繰入額	-	13,218
貸倒損失	-	1,082
事業構造改善費用	-	4 19,490
特別損失合計	4,460	42,823
税引前当期純損失( )	2,445	37,949
法人税、住民税及び事業税	221	173
法人税等調整額	81	8,848
法人税等合計	140	9,021
当期純損失( )	2,586	28,927

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	25	11,600	11,625	24,438	24,438
当期変動額						
剰余金の配当					283	283
当期純損失（ ）					2,586	2,586
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	0	0	2,869	2,869
当期末残高	100	25	11,600	11,625	21,569	21,569

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	55	36,108	544	-	4,566	5,111	41,219
当期変動額							
剰余金の配当		283					283
当期純損失（ ）		2,586					2,586
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	0	0					0
土地再評価差額金の取崩							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			384			384	384
当期変動額合計	0	2,869	384	-	-	384	2,484
当期末残高	55	33,238	929	-	4,566	5,495	38,734



当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	25	11,600	11,625	21,569	21,569
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純損失（ ）					28,927	28,927
自己株式の取得						
自己株式の処分						
土地再評価差額金の取崩					2,063	2,063
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	26,863	26,863
当期末残高	100	25	11,600	11,625	5,294	5,294

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	55	33,238	929	-	4,566	5,495	38,734
当期変動額							
剰余金の配当							-
当期純損失（ ）		28,927					28,927
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分							-
土地再評価差額金の取崩		2,063					2,063
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			237	0	2,103	1,866	1,866
当期変動額合計	0	26,864	237	0	2,103	1,866	28,730
当期末残高	56	6,374	1,167	0	2,462	3,629	10,004

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

契約期間で均等に償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与(執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。)に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る信託資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(主として12~17年)の年数による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上している。

(5) 事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌事業年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上している。

#### 4．収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

#### 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

##### (2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金負債	9,788	1,530

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1.(2)」の内容と同一である。

2. 固定資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	72,192	53,412
無形固定資産	1,611	848
長期前払費用	-	90

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.(2)」の内容と同一である。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。これによる財務諸表に与える影響はない。

(貸借対照表関係)

## 1 担保に供している資産及び担保に係る債務

## 担保に供している資産

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	63,779百万円	49,819百万円
商品及び製品	-	15,184
仕掛品	-	2,621
原材料及び貯蔵品	-	628

## 担保に係る債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	- 百万円	23,763百万円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	65,487	41,724
計	65,487	65,487
上記の資産に対する根抵当権の極度額	3,500	3,500

上記のほか、以下の子会社の有形固定資産が上記債務の担保に供されている。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
大阪染工(株)	2,769百万円	0百万円
ユニチカテキスタイル(株)	1,832	1,804
ユニチカグラスファイバー(株)	3,439	3,519

## 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	6,325百万円	5,781百万円
短期金銭債務	5,295	4,630
長期金銭債務	24	15

## 3 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結していたが、当事業年度において当該契約は終了している。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	- 百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	5,000	-

当社は、設備資金の調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結していたが、当事業年度において当該契約は終了している。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,500百万円	- 百万円
借入実行残高	2,231	-
借入未実行残高	2,269	-

#### 4 財務制限条項

前事業年度（2024年3月31日）

(1) 当社は、2023年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結した。本契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務についての期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

当社は、各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期とする。

当社は、各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期及びその直前の2022年3月に終了する決算期とする。

なお、事業年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

1年内返済予定の長期借入金	2,500百万円
長期借入金	79,140

(2) 当社は、2023年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする限度貸付契約を締結した。本契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務についての期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

当社は、各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期とする。

当社は、各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。遵守の対象となる最初の決算期は、2023年3月に終了する決算期及びその直前の2022年3月に終了する決算期とする。

なお、事業年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

長期借入金	2,231百万円
-------	----------

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はない。

## 5 保証債務

当社は、下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っている。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
P.T.EMBLEM ASIA	2,667百万円	1,881百万円
ユニチカスパークライト(株)	252	251
日本エステル(株)	6,022	6,022
計	8,942	8,156

## 6 偶発債務

(1) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、代表者東亜建設工業株式会社およびその他2社の計3社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2021年8月24日に受領した。その内容は、那覇空港滑走路増設埋立工事の一部工区に、当該高伸度防砂シートを使用したところ、短期間で著しく強度低下したために破れが発生し、これに伴い陥没や空洞が発生したことから補修工事を余儀なくされたことを理由に、被告らに製造物責任ないし瑕疵担保責任に基づく損害賠償等（2,142百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

なお、2024年1月15日に原告は、被告らに対する請求額について、訴訟提起時において未了であった修補工事は見込額を記載していたことから、工事実績値に合わせて1,835百万円に減縮する申立てを行っている。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。

(2) 当社、連結子会社である日本エステル株式会社およびその他3社の計5社（以下「被告ら」という。）が製造、加工または販売した高伸度防砂シートに関して、住吉工業株式会社（以下「原告」という。）から損害賠償請求訴訟を提訴され、当該訴訟に係る訴状を2022年12月1日に受領した。その内容は、原告が請負人となっている下関港（新港地区）ケーソン製作工事外1件において当該高伸度防砂シートを使用していたところ、当該高伸度防砂シートの破損及び強度低下が確認され、本工事につき岸壁構造としての性能が発揮できていないとして工事発注者が原告に瑕疵修補を請求し、これに応じて原告が修補工事を行ったことにより、工事費用相当額の損害を被ったとして、被告らに製造物責任に基づく損害賠償等（60百万円）並びに遅延損害金の支払いを求めたものである。

この訴訟は、現在係争中であり、当社としては、相手側の主張が誤りであることを立証するなど、適切な防御を行っていく所存である。



(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	12,490百万円	14,002百万円
仕入高	18,664	21,256
営業取引以外の取引による取引高	16,692	15,260

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度26%、当事業年度29%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74%、当事業年度71%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
賞与引当金繰入額	418百万円	487百万円
退職給付費用	387	357
減価償却費	645	589
運送費及び保管料	3,322	3,390
賃金	2,873	2,772
技術研究費	3,172	2,760

3 減損損失

減損損失の内容は、次のとおりである。

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物、機械及び装置他	74
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物、機械及び装置他	201
岐阜県 不破郡 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物、機械及び装置他	2,241
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物、機械及び装置他	1,304

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っている。

当事業年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値にて算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを8.6%で割り引いて算定している。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はない。

4 事業構造改善費用

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はない。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

主な発生原因は、構造改革に伴う減損損失(18,179百万円)、事業再生計画作成に関連するアドバイザー費用(620百万円)、事業撤退に伴う割増退職金(275百万円)、及び撤退拠点に係る原状回復費用(201百万円)等である。

構造改革に伴う減損損失の内容は、次のとおりである。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
----	----	----	-----------------

愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部 産業繊維事業部等)	機能資材事業等	建物、機械及び装置、土地 他	12,503
岐阜県 不破郡 (ユニチカ株式会社 不織布事業部)	機能資材事業	建物、機械及び装置、土地 他	5,159
大阪府 大阪市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部等)	機能資材事業等	土地、ソフトウェア他	440
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 不織布事業部等)	機能資材事業	建物、機械及び装置	71
兵庫県 赤穂市 (ユニチカ株式会社 共通部門)	遊休資産	機械及び装置他	4

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っている。

当事業年度において、収益性が低下した事業用資産と遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は不動産鑑定基準に基づいて算定した正味売却可能価額としている。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式21,444百万円、関連会社株式261百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載していない。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式12,745百万円、関連会社株式240百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載していない。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2024年 3月31日 )	当事業年度 ( 2025年 3月31日 )
繰延税金資産		
関係会社株式	2,030百万円	1,845百万円
貸倒引当金	2,699	5,751
賞与引当金	255	280
退職給付引当金	4,851	4,915
事業構造改善引当金	-	159
減損損失	2,718	174
税務上の繰越欠損金	3,170	13,957
その他	839	2,005
繰延税金資産小計	16,565	29,091
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,137	13,930
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	12,619	1,190
評価性引当額小計	15,756	15,120
繰延税金資産合計	808	13,970
繰延税金負債		
退職給付信託	479	372
土地	9,705	6,318
その他有価証券評価差額金	409	-
その他	2	8,810
繰延税金負債合計	10,597	15,501
繰延税金資産・負債 ( ) の純額	9,788	1,530

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略している。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」( 令和7年法律第13号 ) が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになった。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算している。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額( 繰延税金資産の金額を控除した金額 ) は440百万円、土地再評価に係る繰延税金負債の金額は39百万円、法人税等調整額は440百万円それぞれ増加している。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」( 実務対応報告第42号 2021年8月12日 ) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項( 収益認識関係 )」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	4,718	381	882 (873)	460	3,758	26,238
	構築物	1,306	381	414 (346)	114	1,158	5,997
	機械及び装置	7,915	2,992	2,703 (2,580)	1,578	6,626	88,009
	車両運搬具	18	0	2 (1)	2	13	244
	工具、器具及び備品	565	76	54 (47)	159	428	4,891
	土地	53,541 [6,834]	-	13,930 (13,930) [3,064]	-	39,611 [3,770]	-
	リース資産	48	13	-	17	44	260
	建設仮勘定	4,078	1,533	3,840 (8)	-	1,771	-
	計	72,192 [6,834]	5,377	21,819 (17,788) [3,064]	2,331	53,412 [3,770]	125,641
無形 固定資産	ソフトウェア	-	-	-	507	843	-
	その他	-	-	-	1	4	-
	計	-	-	-	508	848	-

- (注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額である。  
 2. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額である。  
 3. 無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がないため、「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8,820	13,221	3,782	18,259
賞与引当金	835	916	835	916
製品改修引当金	35	-	6	28
事業構造改善引当金	-	522	-	522

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項はない。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数(注)2	普通株式100株、A種種類株式1株、B種種類株式1株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は、当社ウェブサイト ( <a href="https://www.unitika.co.jp/ir/notice/">https://www.unitika.co.jp/ir/notice/</a> )に掲載している。
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していない。
2. 2025年4月30日付でA種種類株式及びB種種類株式の全てを取得し、同日付で消却を行っている。さらに、2025年4月30日付で第三者割当の方法により、C種種類株式(1単元の株式数100株)を発行している。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第214期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日近畿財務局長に提出

#### (2)内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日近畿財務局長に提出

#### (3)半期報告書及び確認書

（第215期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月12日近畿財務局長に提出

#### (4)臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2024年6月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書である。

2024年8月6日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2024年11月8日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2024年12月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第2号、第3号及び第4号（私募による有価証券の発行、親会社の異動及び主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2024年12月26日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年1月15日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年2月12日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年2月12日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年2月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年3月31日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2025年5月14日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

#### (5)有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2024年6月25日近畿財務局長に提出

事業年度（第210期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

2024年6月25日近畿財務局長に提出

事業年度（第211期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

2024年6月25日近畿財務局長に提出

事業年度（第212期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

2024年6月25日近畿財務局長に提出

事業年度（第213期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

(6)臨時報告書の訂正報告書

2024年8月2日近畿財務局長に提出

2024年6月28日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書である。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

ユニチカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊東 昌一

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

渡邊 徳栄

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

会社は2024年11月28日に公表した「株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」と記す）による再生支援決定、第三者割当による0種類株式の発行、定款の一部変更、自己株式の取得及び自己株式の消却、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに親会社及び主要株主である筆頭株主異動等に関するお知らせ」の通り事業再生に着手することが確定している。

当連結会計年度末現在、会社は連結貸借対照表に有形固定資産残高67,574百万円及び無形固定資産1,194百万円（減損損失計上後帳簿価額）を計上しており、これらの合計68,768百万円は総資産の46.0%を占めている。また、連結財務諸表の「【注記事項】（連結損益計算書関係）7事業構造改善費用」に記載の通り、37,932百万円の固定資産減損損失を計上している。主なものとしては、ユニチカ株式会社岡崎事業所(12,503百万円)、ユニチカ株式会社垂井事業所(5,159百万円)、日本エステル株式会社(5,555百万円)、P.T. Emblem Asia(10,884百万円)の減損損失を計上している。

事業再生計画の基本方針は、次の通り定めている。すなわち、機構による出資や金融支援を受けることにより、必要な資金を調達するとともに財務体質を大きく改善させ、強固な事業ポートフォリオの構築に向けてあらためて事業の「選択と集中」に取り組む事業を決定している。事業撤退対象は、今後採算改善が困難であると判断する、衣料繊維事業、不織布事業及び産業繊維事業（ただし、一部事業を除く。）である。これらの事業は、他社への事業譲渡等に取り組み、これが所定の期間において不調に終わった場合には事業清算手続に移行する予定である。また、存続事業についても供給能力の適正化等を行うことでコスト削減を徹底し、ローコストな運営体制の構築を目指すとしており、P.T. Emblem Asiaが保有する4号機は廃止する計画である。

固定資産減損損失の主な内容であるユニチカ株式会社岡崎事業所/垂井事業所、日本エステル株式会社及びP.T. Emblem Asiaの固定資産については、上記の基本方針に従い他社への事業譲渡等を予定しており、これら会社の意思決定を踏まえて回収可能価額の見積りを行っている。

（ユニチカ株式会社岡崎事業所/垂井事業所、日本エステル株式会社）

当該拠点で行われている事業については事業譲渡等の取組みを行った後、事業清算手続に移行する予定である。各資産グループにおける回収可能価額は使用価値を上回る正味売却価額により測定している。会社は正味売却価額を主として外部の不動産鑑定士が算定した不動産鑑定評価額をもとに見積りをしており、鑑定評価額に関する専門的な技能や知識を要し、当該評価結果が、減損損失の認識及び測定結果に重要な影響を及ぼす。

（P.T. Emblem Asia）

同社の事業は事業再生後においても存続予定である。会社は同社の有形・無形固定資産の帳簿価額を使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。使用価値は経営者により承認された事業計画等を基礎とし、主要な資産である製造設備の経済的残存使用年数にわたる将来キャッシュ・フローを割引いて算定している。将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画の見積りにおける重要な要素には、将来の販売計画、販売単価の見通し、原材料価格の動向などの製造コストの変動見込みが含まれ、不確実性を伴い経営者による主観的な判断を必要

当監査法人は、ユニチカ株式会社岡崎事業所/垂井事業所、日本エステル株式会社及びP.T. Emblem Asiaに係る有形・無形固定資産の減損損失計上の要否判定及び計上額の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。

減損損失計上の認識要否に関する判断の妥当性及び測定の評価

正味売却価額について、経営者の見積りの評価を行った。

不動産鑑定評価額の妥当性については、当監査法人のネットワーク・ファームの内部専門家を関与させ、経営者の利用する専門家の業務を理解し、監査証拠としての適切性を評価しました。

使用価値算定のため、事業計画等を基礎とした将来キャッシュ・フローについて、主として以下の手続を実施し、経営者による見積りの評価を行った。

売上高及び利益等について、前連結会計年度に策定した事業計画と当連結会計年度実績との差異の要因を分析し、経営者による見積りの合理性を検証した。

将来キャッシュ・フローについては、取締役会等の重要な会議体によって承認された事業計画と整合していることを確認した。

将来キャッシュ・フローの見積期間について、会社が見積りした主要な資産とその耐用年数について、監査人として考え方を理解するとともに再計算しその合理性を検討した。

事業計画について、その主な見積り要素となる販売計画、販売単価、原材料価格の動向等について、経営者等への質問を実施するとともに、趨勢分析を実施して将来予測の合理性を評価した。

回収可能価額の検討に際して、使用価値の算定に適用される割引率の妥当性を検討するため、当監査法人のネットワーク・ファームの内部専門家を関与させ、割引率の算定方法等の合理性を評価した。

減損損失を認識すると判定した資産グループについて、回収可能価額（売却可能価額又は使用価値）と帳簿価額を比較し、帳簿価額を当該回収可能価額まで減額していることを検討した。

とする。また、使用価値の測定に用いる割引率は、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。これらの判断結果が、減損損失の認識及び測定結果に重要な影響を及ぼす。

以上の通り、減損損失認識の判定及び測定に使用した将来キャッシュ・フローの見積りにおける要素は、不確実性を伴い経営者による主観的な判断を要し、また、不動産鑑定評価や割引率については高度な専門知識が必要となり連結財務諸表への影響が大きい。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ユニチカ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ユニチカ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

ユニチカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊東 昌一

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

渡邊 徳栄

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第215期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2024年11月28日に公表した「株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」と記す）による再生支援決定、第三者割当による0種類株式の発行、定款の一部変更、自己株式の取得及び自己株式の消却、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに親会社及び主要株主である筆頭株主異動等に関するお知らせ」の通り事業再生に着手することが確定している。</p> <p>当事業年度末現在、会社は貸借対照表に有形固定資産残高53,412百万円及び無形固定資産848百万円（減損損失計上後帳簿価額）を計上しており、これらの合計54,260百万円は総資産の40.8%を占めている。また、財務諸表の「【注記事項】（損益計算書関係） 4 事業構造改善費用」に記載の通り、18,179百万円の固定資産減損損失を計上している。主なものとしては、不織布事業部・産業繊維事業部等〔岡崎事業所/愛知県岡崎市〕(12,503百万円)、不織布事業部〔垂井事業所/岐阜県不破郡〕(5,159百万円)の減損損失を計上している。</p> <p>事業再生計画の基本方針は、次の通り定めている。すなわち、機構による出資や金融支援を受けることにより、必要な資金を調達するとともに財務体質を大きく改善させ、強固な事業ポートフォリオの構築に向けてあらためて事業の「選択と集中」に取り組む事業を決定している。事業撤退対象は、今後採算改善が困難であると判断する、衣料繊維事業、不織布事業及び産業繊維事業（ただし、一部事業を除く。）である。これらの事業は、他社への事業譲渡等に取り組み、これが所定の期間において不調に終わった場合に事業清算手続に移行する予定である。</p> <p>固定資産減損損失の主な内容であるユニチカ株式会社の岡崎事業所/垂井事業所の固定資産については、上記の基本方針に従い他社への事業譲渡等を予定しており、これら会社の意思決定を踏まえて回収可能価額の見積りを行っている。</p> <p>（ユニチカ株式会社岡崎事業所/垂井事業所）</p> <p>当該拠点で行われている事業については事業譲渡等の取組みを行った後、事業清算手続に移行する予定である。各資産グループにおける回収可能価額は使用価値を上回る正味売却価額により測定している。会社は正味売却価額を主として外部の不動産鑑定士が算定した不動産鑑定評価額をもとに見積りをしており、鑑定評価額に関する専門的な技能や知識を要し、当該評価結果が、減損損失の認識及び測定結果に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上の通り、減損損失認識の判定及び測定に使用した将来キャッシュ・フローの見積りにおける要素は、不確実性を伴い経営者による主観的な判断を要し、また、不動産鑑定評価や割引率については高度な専門知識が必要となり連結財務諸表への影響が大きい。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、岡崎事業所/垂井事業所に係る有形固定資産及び無形固定資産の減損損失計上の要否の妥当性について、連結財務諸表に関する会計上の主要な検討事項「固定資産の減損」に記載のユニチカ株式会社岡崎事業所/垂井事業所に対する監査上の対応を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。